

昭和音楽大学短期大学部 自己点検・評価報告書

平成 26 年 4 月

目次

自己点検・評価報告書	
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	1
2. 自己点検・評価報告書の概要.....	15
3. 自己点検・評価の組織と活動.....	16
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
基準Ⅰ-A 建学の精神.....	20
基準Ⅰ-B 教育の効果.....	21
基準Ⅰ-C 自己点検・評価.....	27
基準Ⅰについての特記事項.....	30
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	31
基準Ⅱ-A 教育課程.....	33
基準Ⅱ-B 学生支援.....	41
基準Ⅱについての特記事項.....	60
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	61
基準Ⅲ-A 人的資源.....	62
基準Ⅲ-B 物的資源.....	77
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源.....	84
基準Ⅲ-D 財的資源.....	89
基準Ⅲについての特記事項.....	94
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	95
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ.....	96
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	98
基準Ⅳ-C ガバナンス.....	106
基準Ⅳについての特記事項	111

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

昭和音楽大学短期大学部（以下本学という）の創立者下八川圭祐は、藤原歌劇団設立当初から、日本初演のオペラに数多く出演する等オペラ歌手として常に第一線において活躍し、同歌劇団の設立者である藤原義江の後を継いで昭和 47 年に同歌劇団総監督となった。

本学の源流は、昭和 5 年に当時 29 歳の創立者が優れた声楽家の育成を目指して東京都新宿区柏木（現在の新宿区北新宿）に創設した声楽研究所にある。昭和 15 年にはこの研究所を母体として東京声専音楽学校を開学した。昭和 33 年には学校法人東京声専音楽学校の認可を受けている。さらに昭和 44 年 2 月に法人を東成学園と改称し、同年 4 月に神奈川県厚木市に昭和音楽短期大学を開学した。

昭和 59 年 4 月に、昭和音楽大学を開学し、同時に昭和音楽短期大学は、昭和音楽大学短期大学部と改称した。平成元年に東京声専音楽学校は昭和音楽芸術学院と改称され、新宿区から神奈川県川崎市麻生区に移転した。平成 10 年には昭和音楽大学大学院が開設され、学校法人東成学園は音楽及び広く舞台芸術の専門分野における教育研究の体制を整えた。

平成 18 年には川崎市麻生区上麻生に新校舎を建設し、平成 19 年 4 月に昭和音楽大学、昭和音楽大学短期大学部、昭和音楽大学大学院は厚木市より川崎市へ全面移転した。

平成 21 年 3 月、昭和音楽大学短期大学部は財団法人短期大学基準協会の第三者評価により「適格」の認定を受けた。

平成 24 年 4 月に司書課程を開設し、現在に至っている。

【学校法人東成学園の沿革】

昭和 5 年 4 月	下八川圭祐声楽研究所創設（東京都新宿区柏木）
昭和 15 年 4 月	東京声専音楽学校開校（校長 下八川圭祐）
昭和 33 年 3 月	学校法人東京声専音楽学校寄附行為認可
昭和 44 年 2 月 4 月	学校法人東成学園と改称、昭和音楽短期大学設置認可 昭和音楽短期大学開学（神奈川県厚木市関口）（学長 下八川圭祐）
昭和 55 年 3 月	創立者下八川圭祐の逝去により、第 2 代理事長に下八川共祐理事就任
昭和 59 年 4 月	昭和音楽大学開学（学長 奥田良三） 昭和音楽短期大学の名称を昭和音楽大学短期大学部に改称
平成 元年 4 月	学校法人東成学園の所在地を東京都新宿区から神奈川県川崎市に移転 東京声専音楽学校を昭和音楽芸術学院と改称し、所在地を川崎市に移転
平成 6 年 4 月	イタリア研修所開設
平成 10 年 4 月	昭和音楽大学大学院 音楽研究科開設
平成 11 年 4 月	学校法人東成学園 創立 60 周年
平成 19 年 3 月	昭和音楽芸術学院閉校（短期大学部・大学・大学院の川崎市へのキャンパス移転のため）
平成 19 年 4 月	昭和音楽大学短期大学部、昭和音楽大学、同大学院のキャンパスを川崎市麻生区に移転。生田女子学生会館（現女子学生寮「フィオーレ生田」）開設
平成 22 年 4 月	男子学生寮「イルソーレ南生田」開設

【昭和音楽大学短期大学部の沿革】

昭和 44 年 2 月 4 月	昭和音楽短期大学設置認可 昭和音楽短期大学開学（神奈川県厚木市関口）（学長 下八川圭祐） 音楽科入学定員 100 名 教職課程を開設
昭和 46 年 4 月	昭和音楽短期大学専攻科開設 入学定員 20 名
昭和 51 年 4 月	音楽科に器楽専攻と声楽専攻を設置し、入学定員を 200 名（器楽専攻 130 名、声楽専攻 70 名）に変更
昭和 55 年 4 月	第 2 代学長に奥田良三教授が就任
昭和 59 年 4 月	昭和音楽短期大学を昭和音楽大学短期大学部に改称
昭和 61 年 4 月	音楽科器楽専攻ピアノⅡ類及び声楽専攻声楽Ⅱ類を器楽学科音楽芸術 コースに変更 音楽科器楽専攻の臨時的定員増（80 名）を行う
平成 2 年 4 月	第 3 代学長に吉田貴壽教授が就任 社会教育主事課程を開設
平成 4 年 12 月	専攻科 学位授与機構の認定を受ける
平成 7 年 4 月	音楽科声楽専攻の入学定員 70 名を 55 名に変更
平成 10 年 4 月	音楽科器楽専攻の入学定員 210 名を 190 名に変更（うち臨時的定員 80 名）
平成 11 年 4 月	第 4 代学長に守屋秀夫教授が就任 音楽科器楽専攻の入学定員 190 名を 175 名に変更（うち臨時的定員 80 名） 音楽科声楽専攻の入学定員 55 名を 70 名に変更 音楽科器楽専攻に、従来のピアノ、声楽、弦管打、音楽芸術コースに 加え、吹奏楽コースと電子オルガンコースを、声楽専攻にミュージカ ルコースを開設
平成 12 年 3 月 4 月	第 5 代学長に五十嵐喜芳教授が就任 音楽科の器楽専攻と声楽専攻を廃止 音楽科にバレエコース、舞台スタッフコースを開設
平成 13 年 4 月	臨時的定員 80 名を 45 名に変更
平成 15 年 4 月	音楽科にポピュラー音楽コースを開設
平成 16 年 4 月	臨時的定員 45 名のうち 25 名を恒常的定員として音楽科の入学定員を 190 名に変更
平成 17 年 4 月	音楽科の舞台スタッフコースを廃止（昭和音楽大学音楽学部音楽芸術 運営学科に舞台スタッフコースを開設）
平成 19 年 4 月	第 6 代学長に二見修次教授が就任 川崎市麻生区上麻生の新校舎に移転 音楽科に合唱指導者コース、デジタルミュージックコースを開設 音楽科のミュージカルコースを廃止（昭和音楽大学音楽学部音楽芸術 運営学科にミュージカルコースを開設）

	長期履修学生制度を導入 音楽科の入学定員 190 名を 140 名に変更
平成 21 年 3 月	(財)短期大学基準協会の第三者評価により「適格認定」を受ける
平成 22 年 3 月	専攻科を廃止
平成 24 年 4 月	司書課程を開設
平成 25 年 4 月	音楽科に音楽と社会コースを開設 音楽科の音楽芸術コースを音楽教養コースに変更

(2) 学校法人の概要

学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
平成25年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
昭和音楽大学短期大学部 音楽科	川崎市麻生区上麻生 1-11-1	140	280	208
昭和音楽大学 音楽学部	川崎市麻生区上麻生 1-11-1	275	1,180	1,302
昭和音楽大学 音楽専攻科	川崎市麻生区上麻生 1-11-1	10	10	16
昭和音楽大学大学院 音楽研究科	川崎市麻生区上麻生 1-11-1	24	48	58

(3) 学校法人・短期大学の組織図

専任教員数、非常勤教員数、専任事務職員数、非常勤事務職員数

平成 25 年 5 月 1 日現在

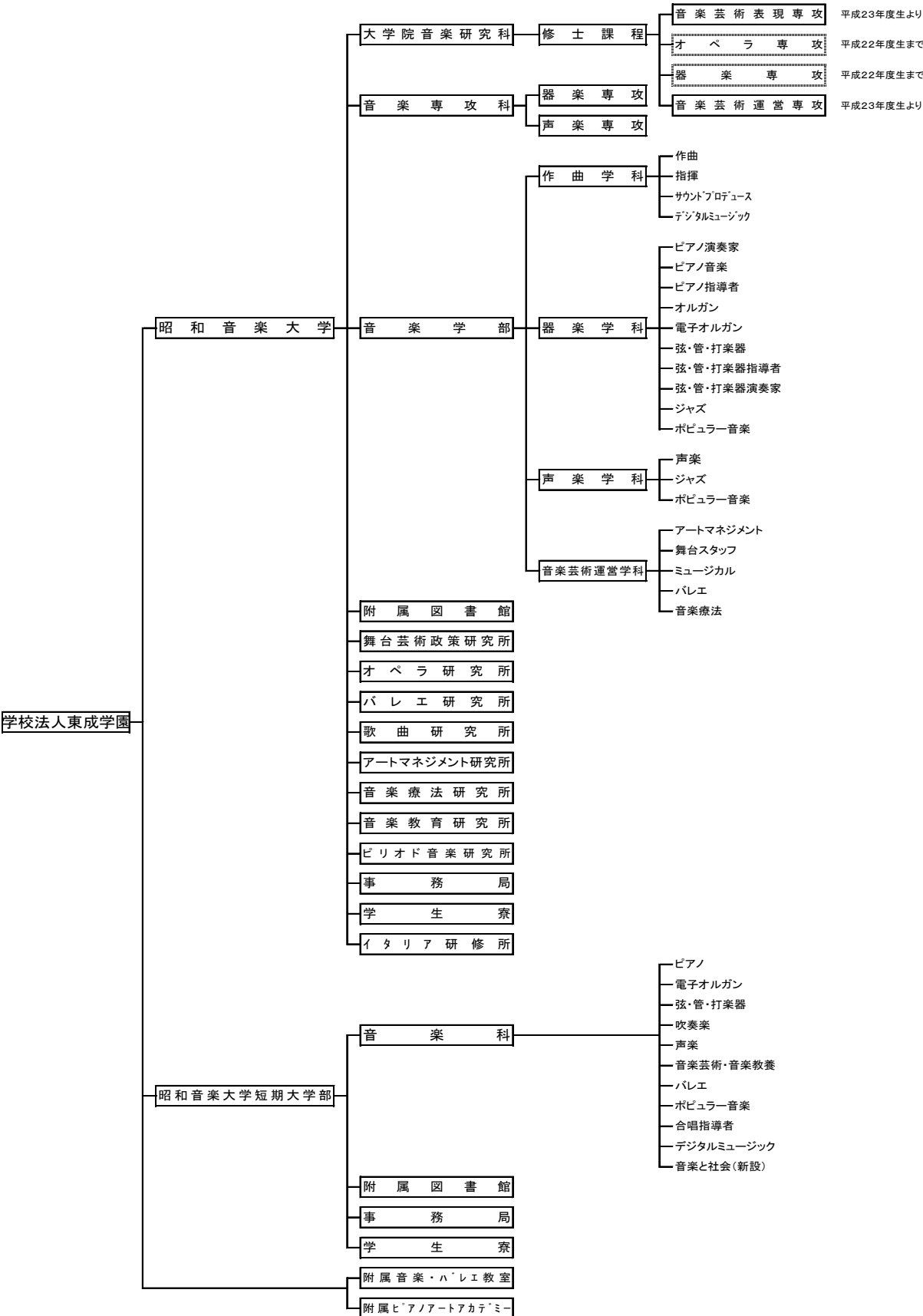
	専任教員数	非常勤教員数	専任事務職員数	非常勤事務職員数
昭和音楽大学	75	435	43	103
昭和音楽大学短期大学部	17	439	14	60

※兼務者含む

※兼務者含む

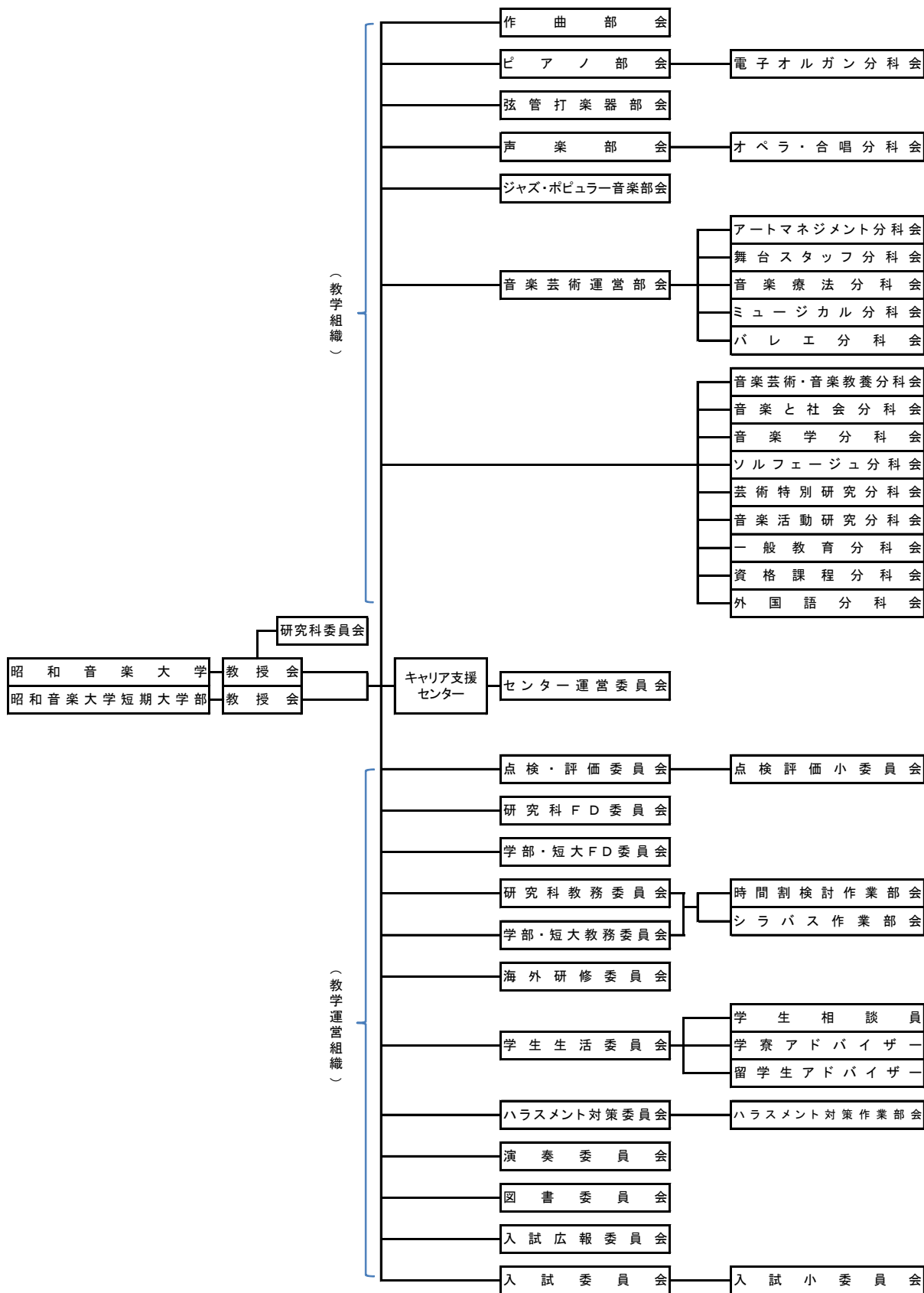
【学校法人東成学園組織】

(平成 25 年 5 月 1 日現在)



【教員組織（教学組織・教学運営組織）】

（平成 25 年 5 月 1 日現在）



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

神奈川県川崎市は県の北東部に位置し、昭和47年に政令指定都市に指定された。人口は1,444,474名（平成25年5月1日現在）で、昨年同月より8,106名増加し、昭和47年の人口と比較すると約45万人増加している。平成22年の国勢調査によると、大都市比較で生産年齢人口（15～64歳）の割合が70%と最も高く、高齢人口（65歳以上）の割合が16.8%で最も低い。

本学の所在する川崎市麻生区は市の北西部に位置し昭和57年に誕生した。人口は173,234名（平成25年5月1日現在）で、昨年同月より1,563名増加し、昭和57年の人口と比較すると約7万5千人増加している。

小田急線新百合ヶ丘駅周辺は、市が進める「音楽のまちかわさき」、区が進める「芸術のまち構想」の中核をなす地域である。本学はその小田急線新百合ヶ丘駅から徒歩圏内（南校舎徒歩4分）（北校舎徒歩1分）にある。この小田急線新百合ヶ丘駅は電車（乗車時間）で新宿から21分、渋谷から17分の好立地にある。

人口	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
川崎市	1,404,932	1,417,944	1,429,007	1,436,368	1,444,474
麻生区	166,193	168,758	170,685	171,671	173,234

■学生の入学動向（過去の実績と未来の予測、学生の出身地別人数及び割合）

平成22年度の入学者をピークとして減少傾向にある。平成23年度は入学定員（140名）を4名下回ったが、在籍者数は収容定員（280名）を確保していた。しかし平成24年度は入学定員、収容定員共に確保に至らなかった。

入学者は減少傾向にあり、また18歳人口は平成23年度が120万人で、その後増減を繰り返しながら、平成32年の116万人をピークに減少していくとの予測がされており、学生募集は厳しい状況が続くことが予想される。

平成20年度から平成24年度の入学者の地域別割合は次のとおりである。

【入学者の出身地別人数及び割合（平成20年度～平成24年度）】

地域	年度 県名	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
北海道	北海道	3	1.9%	6	4.4%	6	3.7%	1	0.7%	3	3.1%	
	東北	青森県	3	1.9%	2	1.5%	2	1.2%	1	0.7%	0	-
		岩手県	3	1.9%	5	3.6%	3	1.8%	4	2.9%	4	4.1%
		宮城県	6	3.8%	1	0.7%	3	1.8%	2	1.5%	2	2.1%
		秋田県	2	1.3%	1	0.7%	4	2.5%	3	2.2%	2	2.1%
		山形県	3	1.9%	3	2.2%	5	3.1%	2	1.5%	2	2.1%
		福島県	3	1.9%	4	2.9%	7	4.3%	4	2.9%	0	-
小計	20	12.7%	16	11.7%	24	14.7%	16	11.8%	10	10.3%		
その他関東	茨城県	3	1.9%	1	0.7%	5	3.1%	1	0.7%	1	1.0%	
	栃木県	4	2.5%	3	2.2%	0	-	1	0.7%	2	2.1%	
	群馬県	5	3.2%	4	2.9%	5	3.1%	4	2.9%	2	2.1%	
	埼玉県	5	3.2%	6	4.4%	4	2.5%	4	2.9%	5	5.2%	
	千葉県	10	6.4%	6	4.4%	2	1.2%	7	5.1%	3	3.1%	
	小計	27	17.2%	20	14.6%	16	9.8%	17	12.5%	13	13.4%	
東京	東京都	20	12.7%	15	10.9%	28	17.2%	35	25.7%	13	13.4%	
神奈川	神奈川県	35	22.3%	34	24.8%	40	24.5%	32	23.5%	26	26.8%	
北陸	新潟県	6	3.8%	3	2.2%	6	3.7%	6	4.4%	2	2.1%	
	富山県	2	1.3%	0	-	1	0.6%	2	1.5%	1	1.0%	
	石川県	1	0.6%	3	2.2%	0	-	0	-	2	2.1%	
	福井県	3	1.9%	0	-	1	0.6%	0	-	2	2.1%	
	小計	12	7.6%	6	4.4%	8	4.9%	8	5.9%	7	7.2%	
中部	山梨県	6	3.8%	3	2.2%	3	1.8%	2	1.5%	1	1.0%	
	長野県	9	5.7%	4	2.9%	4	2.5%	3	2.2%	4	4.1%	
	岐阜県	0	-	0	-	1	0.6%	1	0.7%	2	2.1%	
	静岡県	7	4.5%	13	9.5%	9	5.5%	6	4.4%	7	7.2%	
	愛知県	0	-	1	0.7%	2	1.2%	2	1.5%	0	-	
小計	22	14.0%	21	15.3%	19	11.7%	14	10.3%	14	14.4%		
近畿	三重県	1	0.6%	0	-	1	0.6%	0	-	0	-	
	滋賀県	1	0.6%	0	-	1	0.6%	0	-	1	1.0%	
	京都府	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	大阪府	0	0.0%	2	1.5%	0	-	0	-	0	-	
	兵庫県	1	0.6%	0	-	1	0.6%	1	0.7%	0	-	
	奈良県	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	和歌山県	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
小計	3	1.9%	2	1.5%	3	1.8%	1	0.7%	1	1.0%		
中国	鳥取県	0	-	1	0.7%	1	0.6%	0	-	0	-	
	島根県	1	0.6%	0	-	0	-	0	-	1	1.0%	
	岡山県	0	-	0	-	1	0.6%	0	-	0	-	
	広島県	0	-	1	0.7%	0	-	0	-	1	1.0%	
	山口県	1	0.6%	2	1.5%	2	1.2%	0	-	1	1.0%	
小計	2	1.3%	4	2.9%	4	2.5%	0	0.0%	3	3.1%		
四国	徳島県	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	香川県	1	0.6%	0	-	0	-	1	0.7%	0	-	
	愛媛県	2	1.3%	2	1.5%	0	-	1	0.7%	0	-	
	高知県	3	1.9%	0	-	0	-	2	1.5%	2	2.1%	
小計	6	3.8%	2	1.5%	0	-	4	2.9%	2	2.1%		
九州	福岡県	1	0.6%	5	3.6%	4	2.5%	1	0.7%	2	2.1%	
	佐賀県	1	0.6%	1	0.7%	3	1.8%	0	-	0	-	
	長崎県	2	1.3%	0	-	1	0.6%	0	-	0	-	
	熊本県	0	-	1	0.7%	1	0.6%	1	0.7%	1	1.0%	
	大分県	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
	宮崎県	1	0.6%	0	-	2	1.2%	1	0.7%	0	-	
鹿児島県	1	0.6%	1	0.7%	2	1.2%	0	-	1	1.0%		
小計	6	3.8%	8	5.8%	13	8.0%	3	2.2%	4	4.1%		
沖縄	沖縄県	1	0.6%	3	2.2%	2	1.2%	5	3.7%	1	1.0%	
総計		157	100.0%	137	100.0%	163	100.0%	136	100.0%	97	100.0%	

※転入学除く

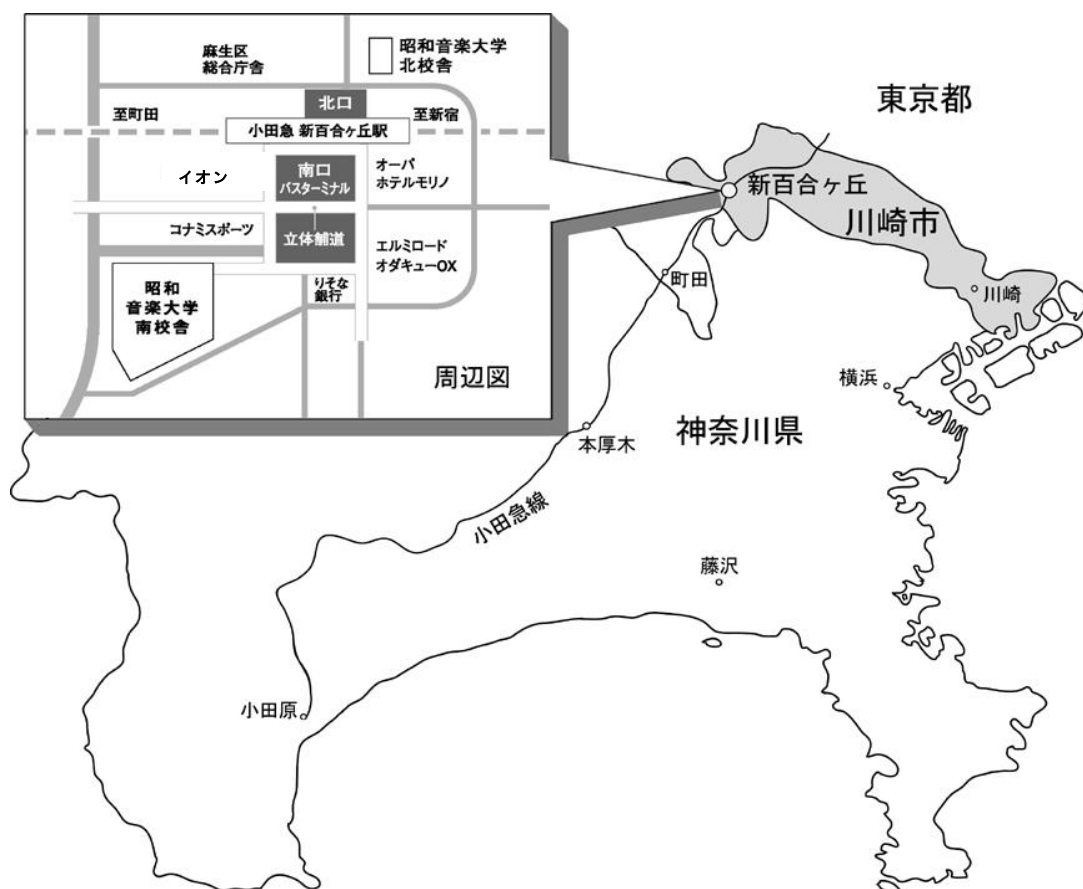
■地域社会のニーズ

麻生区を中心とする小田急線新百合ヶ丘駅の北側には麻生区役所や市民館、川崎市アートセンターなどが設置され、駅南側は大型ショッピングセンターやシネマコンプレックスなどからなる商業地域が形成されている。駅周辺地域に芸術、文化関連の施設が多いことから、区では「しんゆり・芸術のまち」づくりを推進しており、kirara@しんゆり、川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）、あさお芸術のまちコンサート、KAWASAKI しんゆり芸術祭など、多数のイベントが開催されていることから分かるように、芸術や文化に対する市民の関心は高い。本学は併設する昭和音楽大学とともに、これらのイベントにも関わり地域と連携した活動を推進している。

■地域社会の産業の状況

麻生区は小田急線新百合ヶ丘駅を中心として形成されている商業が中心であるが、一部地域に農家や、先端技術産業に関連した施設の集積地「マイコンシティ」があり、研究開発の拠点となっている。川崎市は大都市比較において、全従業員に占める製造業（18.0%）、情報サービス業（5.5%）、学術・開発研究機関（1.18%）の従業員割合が2番目に高い（平成21年経済センサス-基礎調査より）。

【短期大学所在の市区町村の全体図】



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
<p>評価領域Ⅰ</p> <p>・併設四年制大学と同一の音楽科であり、当該短期大学の教育目標の独自性及び2年の完結性など、短期大学としての教育目標を視野に入れておかれたい。</p>	<p>・平成 20 年 12 月から運営委員会のもとに学則検討会を設置し、本学と併設大学の教育目標を見直した。</p> <p>・平成 21 年度から平成 22 年度の 2 年間、短期大学の教員による共同研究を行った。平成 23 年度以降も教員共同研究は継続して行っている。</p> <p>・点検・評価委員会が中心となり、短期大学のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、学習成果の検討を進め、平成 25 年 3 月に定めた。</p>	<p>・本学と併設大学の教育目標を同時に見直し、短期大学部としての人材養成目的を明確に定めるとともに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学科ごとに定め公表することを学則第 3 条に定めた。</p> <p>・平成 23 年 3 月に、共同研究報告書『短期大学における実技教育の目的と手法についての研究』を作成するとともに、ウェブサイトにもその内容を掲載した。</p> <p>・ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーは平成 25 年度の履修要綱に明記し、学生に示した。</p>
<p>評価領域Ⅳ</p> <p>・全学生数に対する退学者（除籍者数も含む）の割合は、学生支援の観点から検討が望まれる。</p>	<p>・平成 22 年度から遠隔地出身学生支援奨学金制度を新設した。</p> <p>・平成 23 年度から家計急変に対する応急奨学金の給付対象者を卒業年次生以外にも拡大した。</p> <p>・平成 24 年度に臨床心理士の資格を持つカウンセラーを専任講師にし、さらに非常勤の臨床心理士 1 名を採用した。平成 25 年度には女性の非常勤カウンセラーを計 3 名とした。</p> <p>・オープンキャンパスの回数を増やしコースの特徴を説明する機会を増やした。</p> <p>・音楽理論系科目やソルフェージュ科目において、入学までに学習をしておいた方がよいと判断された者には、平成 23 年度入試から冬季休業・春季休業の時期に「入学前教育」を実施している。</p>	<p>・対策として、経済的な支援、心身の健康等に係る支援、修学支援など幅広い学生支援を行うことで退学者は減少している。平成 20 年度には 24 名いた退学者が減少傾向にあり、現在は 10 名前後で推移している。今後も学生に対し多面的な支援を継続する。</p>
<p>評価領域Ⅷ</p> <p>・教授会の運営は短期大学単独で開催されることが望ましいが、併設四年制大学と合同で行う場合は、学生の身分や教育課程に関する事項などについては短期大学単独で開催し、審議することが必要であり、そのことを短期大学学則などにおいて明確にすることが求められる。</p>	<p>・教授会の運営について、平成 20 年 12 月に運営委員会のもとに「学則検討会」を設置し、学則及び規程の整備を行った。</p>	<p>・学則第 46 条（教授会の審議事項）に第 2 項（教授会の運営に関し必要とする事項については別に定める）を加えるとともに、「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部合同教授会規程」を定めた。学則及び規程に基づき、学生の身分や教育課程に関する事項などについては、短期大学の教授会を単独で開催し、審議している。</p>
<p>評価領域Ⅸ</p> <p>・短期大学部門及び学校法人全体の収支バランスにおいて支出超過の年があり、かつ負債もあるので、財務改善が望まれる。</p>	<p>・学生数に見合った予算編成を行い、執行管理を徹底することによって収支の均衡を図っている。支出に関しては、事業計画策定及び予算編成時において厳選し、無駄な支出を徹底的に排除している。さらに、学生生徒等納付</p>	<p>・平成24年度の入学者は大幅に減少したものの、支出を学生数に見合った水準に抑制することで、収支は均衡している。</p> <p>法人全体でもほぼ均衡しており、平成18年度末に30億円にま</p>

	<p>金や補助金以外の収入として、補助活動及び施設貸出等、本学の特色・特性を生かした事業収入の拡大にも努めている。</p>	<p>で減っていた次年度繰越支払資金は、平成24年度末時点で42億円まで積み増すことができている。また、借入金の返済に関しても、借入時に中期、長期を考えて期間・金額を組み合わせ、無理のない返済計画を立てている。 平成17年度から平成24年度までの8年間は計画どおりに返済している。今後も計画どおりに返済を進めることにより、安定した財務状況になるとの見通しを持っている。</p>
--	---------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
該当なし	—	—

③ 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

該当なし

(6) 学生データ

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
音楽科	入学定員	140	140	140	140	140	
	入学者数	137	163	136	97	94	
	入学定員充足率 (%)	97	116	97	69	67	
	収容定員	280	280	280	280	280	
	在籍者数	306	309	320	247	208	
	収容定員充足率 (%)	109	110	114	88	74	
専攻科	入学定員	—	—	—	—	—	平成 21 年度より募集停止
	入学者数	—	—	—	—	—	
	入学定員充足率 (%)	—	—	—	—	—	
	収容定員	—	—	—	—	—	
	在籍者数	2	—	—	—	—	
	収容定員充足率 (%)	10	—	—	—	—	

② 卒業者数 (人)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
音楽科	148	139	110	159	126

③ 退学者数（人） ※除籍者を除く

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
音楽科	24	21	17	9	9

④ 休学者数（人）

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
音楽科	7	7	3	4	2

※年度内に休学を経て退学をした者は除く。

⑤ 就職者数（人）

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
音楽科	21	13	19	21	18

⑥ 進学者数（人）

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
音楽科	64	51	41	59	42

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要（人）

平成 25 年 5 月 1 日現在

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
音楽科	4	6	4	0	14	8		3	0	430	音楽
(小計)	4	6	4	0	14	8		3	0	430	
[その他の組織等]	1	0	2	0	3				0	9	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							3	1			
(合計)	5	6	6	0	17		11	4	0	439	

② 教員以外の職員の概要（人）

平成 25 年 5 月 1 日現在

	専任	兼任	計
事務職員	12	57	69
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	2	3	5
その他の職員	0	0	0
計	14	60	74

③ 校地等 (㎡)

平成 25 年 5 月 1 日現在

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	在学生一人当たりの面積 (㎡)	備考 (共有の状況等)
	校舎敷地	—	22,742.00	—	22,742.00	2,800	15.47	昭和音楽大学と共有
	運動場用地	—	623.52	—	623.52			昭和音楽大学と共有
	小計	—	23,365.52	—	23,365.52			昭和音楽大学と共有
	その他	—	1,162.96	—	1,162.96			昭和音楽大学と共有
	合計	—	24,528.48	—	24,528.48			

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

④ 校舎 (㎡)

平成 25 年 5 月 1 日現在

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	備考 (共有の状況等)
校舎	0	37,254.99	412.19	37,667.18	2,700	昭和音楽大学と共有

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等 (室)

平成 25 年 5 月 1 日現在

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
56	176	220	2	—

⑥ 専任教員研究室 (室)

平成 25 年 5 月 1 日現在

専任教員研究室
17

⑦ 図書・設備

平成 25 年 5 月 1 日現在

学科・専攻課程	図書 [うち外国書]	学術雑誌 [うち外国書] (種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル [うち外国書]			
昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部全体	110,922[55,285]	53 [35]	2 [2]	40,415	150	0
計	110,922[55,285]	53 [35]	2 [2]	40,415	150	0

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	1,597.27	250	96,611
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	—	スタジオ	—

(8) 短期大学の情報の公表について

①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	ウェブサイトに掲載 (教育目的) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/basic.html (短大人材養成目的) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/ginzai_tankidaigaku_H25.pdf
2	教育研究上の基本組織に関すること	ウェブサイトに掲載 http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/basic.html
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ウェブサイトに掲載 (教員数) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/kyouinsuu_H25.pdf (教員組織) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/kyouinsoshiki_H25.pdf (短大教員学位・業績) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/junior/teacher.html
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	ウェブサイトに掲載 (短大アドミッションポリシー) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/examinee/examination/pdf/Admission_policy_jc.pdf (学生の状況：入学定員・入学者・在籍者・卒業(修了)者・進学者・就職者) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/gakuseikihon_H25.pdf
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	ウェブサイトに掲載 (Web シラバス) https://kyomusys.tosei-showa-music.ac.jp/portal/open/
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	ウェブサイトに掲載 (短大履修要綱) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/youkou_tankidaigaku_H25.pdf (短大カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/youkou_tankidaigaku_H25.pdf (学位) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/study.html
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	ウェブサイトに掲載 http://www.tosei-showa-music.ac.jp/examinee/campus/index.html
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	ウェブサイトに掲載 (短大) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/nyushiyoukou_H25.pdf (長期履修生) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/choukirisyugakusei_H25.pdf
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	ウェブサイトに掲載 (修学支援：クラス制) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/class_H25.pdf (修学支援：学習サポート) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/gakusyusupport_H25.pdf (経済支援：給費生・学費減免制度) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/gakusyusupport_H25.pdf (経済支援：学内の奨学金制度) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/gakunai_shougakukin_H25.pdf (経済支援：学外の奨学金他) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/gakunai_shougakukin_H25.pdf (進学・就職支援：卒業・修了後の進路) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/shinro_H25.pdf (進学・就職支援：キャリア支援センター) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/career/s1.html (生活支援：学生寮・アパート) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/career/s1.html (生活支援：学生保険等) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/gakuseihoken_H25.pdf

	(心身の健康等に係る支援：学生相談室) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/soudan_H25.pdf (心身の健康等に係る支援：ハラスメント) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/data/pdf/harassment_H25.pdf
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
収支計算書、貸借対照表、財産目録、決算及び財務概要の説明、事業報告書、監査報告書	ウェブサイトに掲載 (資金収支計算書) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/pdf/financial/H24/H24_sikin.pdf (消費収支計算書) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/pdf/financial/H24/H24_syouhi.pdf (貸借対照表) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/pdf/financial/H24/H24_bs.pdf (財産目録) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/pdf/financial/H24/H24_zaisan.pdf (授業報告書：法人の概要) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/pdf/financial/H24/H24_houjin.pdf (事業報告書：事業の概要) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/pdf/financial/H24/H24_jigyuu.pdf (監査報告書) http://www.tosei-showa-music.ac.jp/guide/pdf/financial/H24/H24_kansa.pdf

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

本学では学生により分かりやすく伝えるために、平成25年度より「学習成果」を明確に定め、『履修要綱』に記載している。「学習成果」は、「専門的能力」と「汎用的能力」に分け、「専門的能力」には、1. 基礎力、2. 技術力、3. 専門知識、4. アンサンブル能力、5. 他のジャンルに対する理解力を設定し、コース別の具体的学習成果は、「専門的学習成果」としてコースごとに設定している。一方、「汎用的能力」には、1. コミュニケーション能力、2. 文章表現力及び論理的思考力、3. 外国語力、4. 情報活用能力、5. 課題解決力を設定している。

学習成果の評価方法は平成21年度から導入した5段階評価で行い、併せて平成22年度入学生からGPAを導入している。

学習成果の測定は、出席管理を厳格に行った上で、定期試験（筆記・実技試験、課題提出、作品提出、成果発表）及びその他の試験（授業内小テスト）により行っている。またこれらをシラバスに明記することで学習成果のアセスメントは確立されている。試験については学科目、実技科目の全授業において定期試験を実施し、5段階評価による厳格な成績判定を行っている。定期試験の受験資格は全授業回数の3分の2以上の出席と規定している。実技科目においては、非常勤教員を含め多数の教員が採点に関わることで厳正かつ適切な評価ができるようにしている。

教育の質の向上・充実のための全教員を対象としたFD研修会を、全学規模で実施している。部会及び分科会単位でのFD活動では、より身近な課題を共有し、改善・向上の方策について他の部会や教務委員会等と連携して検討している。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

該当なし

(11) 公的資金の適正管理の状況

科学研究費助成事業については、「昭和音楽大学短期大学部科学研究費補助金事務取扱規

程」と「昭和音楽大学短期大学部における公的研究費取扱規程」を定めている。この規程にしたがい、申請から交付手続き、出納保管、間接経費の取扱い、実施報告を行っている。科学研究費助成事業の不正使用の予防として、「公的研究費不正防止計画」も作成し、適正な管理に努めている。

(12) その他

特になし

2. 自己点検・評価報告書の概要

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

本学の建学の精神は、「礼・節・技の人間教育」である。建学の精神は、ウェブサイト等で学内外に公表している。本学の教育目的は建学の精神に基づき、学則第1条において「教育基本法及び学校教育法にしたがい、音楽を中心とした専門の技能、理論を深く教授研究し、実践的能力を備えた教養豊かな人材の育成をもって、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする」と明確に定めている。この教育目的を達成するために、短期大学部としてのカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを明確に定め、「学習成果」についても明文化してその内容を『履修要綱』に示した。またアドミッションポリシーも同様に定め、『入学試験要項』に示した。これらはウェブサイトにも公表している。教育の質的向上と充実のためのPDCAサイクルを意識し、点検・評価委員会、点検評価小委員会をはじめとする全ての学内組織が連携して実現に努めている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

本学は学位授与の方針（ディプロマポリシー）を学則及び学位規則に定め、明示している。これに対応する教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）は、専門的能力と汎用的能力の獲得を示した音楽科の学習成果に対応し、教育課程は「教養・基礎科目」、「外国語科目」、「専門科目」の科目区分で設定している。教員は科目ごとの学習成果や、これを査定する試験の方法等を Web シラバスに明示している。教育の質保証に向けて厳格な成績評価を行い、学生の卒業後評価についても把握に努めている。また入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）を明確に示し、適正な入学者選抜を行っている。学生の学習支援や生活支援のために、クラス担任、学生生活委員会、学務部教務課及び学生課が組織的に連携している。経済的支援を必要とする学生のために各種奨学金制度を設けているほか、成績優秀者に対して給費生制度を設けている。事務職員は、それぞれの部署で学生の学習成果の獲得に貢献している。平成 24 年度に採択された「関東山梨地域大学連携による産業界のニーズに対応した教育改善」事業の、14 大学連携グループの一員としてキャリア教育の一層の充実に取り組んでいる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

本学は、短期大学設置基準の定める教員数を充足する適正な教員組織を編成している。専任教員には研究室及び研究日を確保し、規程にしたがって教育及び研究活動を助成し支

援している。研究成果発表の機会も確保しており、専任教員の研究活動はウェブサイトにて公開している。教員は併設大学とともに適切にFD活動を行っている。事務組織は、併設大学と共通の組織として整備している。各部門の専任事務職員は規程に則り円滑に職務を遂行し、SD活動も活発に行っている。教職員の就業に関しては規程にしたがって適正な人事管理がなされている。校地及び校舎は短期大学設置基準を十分上回る面積を有し、優れた機能を誇る2つのホール、充実した図書館、最新の機器を備えた各種スタジオ・教室等を整備している。南校舎、北校舎とも、カリキュラムに対応した教室や機器・備品を設置し、施設設備は適切に運用管理している。平成24年度に旧厚木校地・校舎の一部を売却したことにより、中期的に見ると、累積額である繰越消費収支差額が大幅に改善し、従来よりも財務基盤を強化することができた。平成24年度から入学者やその関係者以外を対象とした、特定公益増進法人としての寄附金募集をスタートさせた。財務情報の公開は、本学ウェブサイトにて行っている。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

理事長は、建学の精神を理解し、学校法人東成学園の代表としてその発展に尽くし、運営全般にリーダーシップを発揮している。理事長は寄付行為に基づき理事会を招集し、議長を務めている。学長は、学識に優れ人格高潔な人物であり、建学の精神に基づく教育研究を推進し教学運営全般にリーダーシップを発揮している。学長は規程に基づき教授会を招集し、議長を務めている。教授会の下に教学組織、教学運営組織を設置し、規程に基づき適切に運営している。監事は、寄付行為に基づいて適切に監査業務を行っている。評議員会は、理事会の諮問機関として適切な組織構成により運営している。理事会は、寄付行為第17条に定めるとおり、重要事項以外の業務決定の権限を「運営委員会」に委任している。運営委員会は、理事会、教学組織、事務組織の意思疎通を図り、本学園の業務の円滑な運営を担っている。中長期計画に基づいた毎年度の事業計画策定と予算編成、予算の執行、資産及び資金管理等について、ガバナンス体制は適切に機能している。

3. 自己点検・評価の組織と活動

■点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学と併設する昭和音楽大学が同一キャンパスに設置され、共に音楽に関する学術の中心として設置されていることに鑑み、その教育研究水準の向上を図り、それぞれの学則第1条の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動の状況を適切に点検し評価を行うため、教授会のもとに本学と昭和音楽大学協同の点検・評価委員会を置いている。

平成5年から大学で取り組みを始め、「点検・評価委員会」の規程を定め、自己点検・評価活動を行っている。

「点検・評価委員会」は、学長自らが委員長となり、大学院音楽研究科長、音楽学部長、音楽科長、図書館長、理事長、常務理事、事務局長、事務局の部長以上を委員構成としている。本委員会にて点検・評価する項目は、次のとおりである。

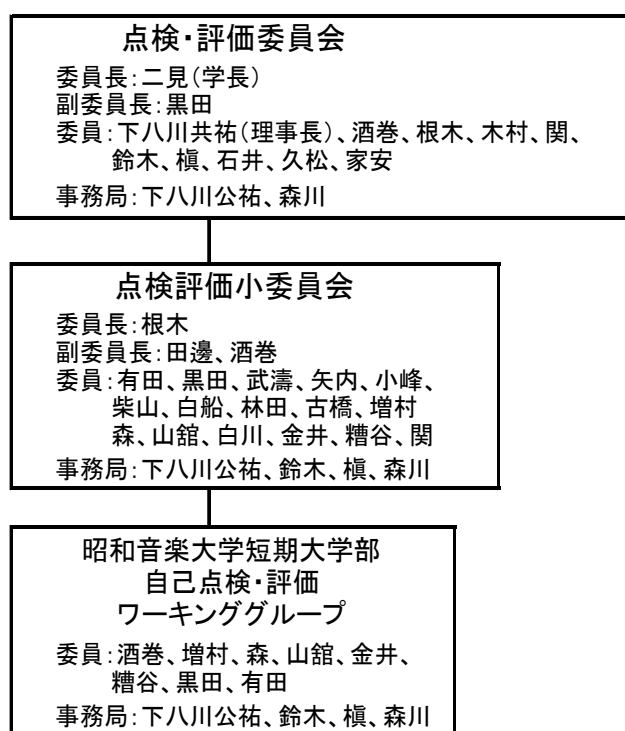
- (1) 大学・短大の教育研究理念、目的及び基本構想に関する事項
- (2) 教育研究組織及び管理運営に関する事項

- (3) 学部・学科・研究科・専攻等の教育目標及び教育課程に関する事項
- (4) 教員の教育活動及び研究活動に関する事項
- (5) 学生の受け入れ（入学者選抜）及び卒業者の進路に関する事項
- (6) 学生の学修研究活動、課外活動、学生生活に関する事項
- (7) 地域社会との交流及び国際交流に関する事項
- (8) 事務組織に関する事項（SDを含む）
- (9) 教育研究計画と予算及びその執行に関する事項
- (10) 施設・設備に関する事項
- (11) その他委員会が必要と認める事項

また審議事項は上記項目の自己点検・評価の設定、変更、調査、実施計画等を行うことであり、自己点検・評価報告書の作成や改善を必要とする場合の改善計画の提言、認証評価に関すること等、全学的な点検・評価活動ができる体制を整えている。加えて、「点検・評価委員会」のもとに「点検評価小委員会」を置き、委員会での課題等を詳細に検討ができる体制も整えている。

点検・評価委員会及び小委員会共に総務部企画・IR推進室が事務を担当している。

■自己点検・評価の組織図



■組織が機能していることの記述

本学は、教員組織に「点検・評価委員会」を置き、全学的な点検・評価活動が日常的に行うことができる体制を整えている。「点検・評価委員会」には、学長のほか理事長や音楽科長が委員として加わり構成されている。また点検・評価委員会の下に「点検評価小委員会」を置き、点検・評価委員会での課題等を詳細に検討ができる体制も整えている。

点検・評価する項目は多岐に亘るが、定期的実施している活動として、『自己点検・評価報告書』や『活動報告書』などの作成、「学生満足度調査」の実施及び分析等がある。さらに点検評価小委員会の下に「短期大学部自己点検・評価ワーキンググループ」、「評価方法等検討作業部会」、「教員業績評価に係るワーキンググループ」等を作り、委員会の活動以外にもワーキンググループによって日常的に点検・評価活動を行っている。

■『活動報告書』完成までの記録

会議日	参加者	議事内容
平成25年11月14日 (木)17:45~18:40	【短大自己点検・評価ワーキンググループ】 酒巻、増村、森、山舘、糟谷、金井、 黒田、有田、鈴木、榎、長谷部、 下八川、森川	・ 基準Ⅱ-A(平成25年度版)について
平成25年12月19日 (木)14:45~16:10	【短大自己点検・評価ワーキンググループ】 酒巻、森、糟谷、黒田、有田、鈴木、 下八川、森川	・ 基準Ⅱ-B(平成25年度版)について
平成25年12月24日 (火)16:00~19:00	【短大自己点検・評価ワーキンググループ】 酒巻、増村、森、金井、糟谷、黒田、 有田、鈴木、榎、下八川、森川	・ 基準Ⅱ-B(平成25年度版)について
平成26年1月9日(火) 16:00~19:00	【短大自己点検・評価ワーキンググループ】 酒巻、増村、森、山舘、金井、糟谷、 黒田、有田、鈴木、榎、長谷部、 下八川、森川	・ 基準Ⅰ(平成25年度版)について
平成26年4月10日(木) 16:00~18:00	【短大自己点検・評価ワーキンググループ】 酒巻、森、山舘、金井、黒田、有田、 久松、榎、下八川、森川	・ 平成25年度自己点検・評価報告書に ついて(基礎資料、基準Ⅰ、基準Ⅱ、 基準Ⅲ、基準Ⅳ)
平成26年4月14日(月) 14:30~15:00	【点検評価委員会】 二見、酒巻、黒田、下八川(共)、築瀬、 根木、木村、鈴木、石井、久松、北嶋、 榎、家安、下八川(公)、森川	・ 平成25年度自己点検・評価報告書に ついて
平成26年4月17日(木) 17:00~17:30	【短期大学部教授会】 二見、築瀬、酒巻、浅井、太田、小山、 木村、松瀬、山下、鈴木(二)、田野崎、 森、山舘、石綿、金井、スーザン・A・ヤマダ、 森(篤)	・ 平成25年度昭和音楽大学短期大学部 自己点検・評価報告書に関する件
平成26年4月17日(木) 18:00~18:30	【点検評価小委員会】 根木、田邊、酒巻、築瀬、有田、武濤、矢 内、太田、小峰、白船、林田、古橋、森、山 舘、金井、白川、久松、下八川、森川	・ 平成25年度自己点検・評価報告書に ついて(報告)

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

(a) 基準Ⅰの自己点検・評価の要約を記述する。

本学の建学の精神は、「礼・節・技の人間教育」である。その意味するところは、礼（礼儀）・節（節度）・技（技術・技能）を身につけた、高い品性とコミュニケーション能力をもった音楽家・音楽人を養成し、文化の創造と発展に貢献することをめざすことである。本学の前身である東京声専音楽学校は、優れた声楽家の育成を目指して創設された。「人間として礼節を重んじ、明朗・快活であること」を重視した創立者の教育姿勢は、その後短期大学に継承されている。これを建学の精神として「礼・節・技の人間教育」という簡潔にして明快な標語に置き換えて現在に至っている。

建学の精神はウェブサイトに掲載し、広く学内外に示している。また学生には、『学生便覧』に示すとともに、入学式の学長式辞のほか入学直後のオリエンテーション、授業等を通じて直接説明し、教職員には、『教員便覧』に示すとともに FD 研修会及び SD 研修会等で周知している。さらに受験生や保護者には『Guide Book』においても示している。また、学内では、建学の精神の標語墨書を行い、校舎入口、食堂等に掲げ、学生や教職員の意識を高めている。

建学の精神については、FD 研修会及び SD 研修会のほか、点検・評価委員会、点検評価小委員会で常に確認している。

本学の教育目的は建学の精神に基づき、学則第 1 条において「教育基本法及び学校教育法にしたがい、音楽を中心とした専門の技能、理論を深く教授研究し、実践的能力を備えた教養豊かな人材の育成をもって、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする」と明確に定めている。

この教育目的を達成するために、短期大学部としてのカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを明確に定め、『履修要綱』に示し学生へ周知している。またアドミッションポリシーも同様に定め、『入学試験要項』に示した。

さらに短期大学部としての「学習成果」を明確に定めるとともに、コースごとの「専門的学習成果」も定め、その内容を『履修要綱』に示した。

教育研究水準の向上を図るとともに、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを学則第 2 条に定めており、アセスメントの手法は確立している。

専任教員を対象とした「教員業績評価制度」を全学的に実施し、教員の実績を 5 つの領域（「教育領域」「研究領域」「学内運営領域」「社会貢献領域」「目標設定・自己評価」）で評価した。専任教員が所属する部会主任または分科会主査による一次評価、教員業績評価委員会による二次評価を経て、運営委員会及び学長に結果を報告した。

(b) 基準Ⅰの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

建学の精神に関する内容について、平成 26 年度の入学式及びオリエンテーション、FD 全体研修会で触れ、新入生及び新任教職員の理解を深める。

主科実技試験における、観点別評価とコメントを学生に伝える「所見フィードバックシート」の導入及び「プレゼンテーション」の導入については、平成 25 年度の前期に試行的に、後期には本格的に実施できるようにする。

学習成果を具体的に示した科目ごとのカリキュラムマップを作成し、平成 26 年度から学生に周知する。

クラス別成績評価と学生個々のレベルとの整合性を検証するために、点検・評価委員会、点検評価小委員会にワーキンググループを編成し対応する。

平成 25 年度の自己点検・評価報告書は平成 26 年度にはウェブサイトにて公表する。

「教員業績評価制度」については、平成 25 年度の実施後に点検・評価委員会、点検評価小委員会を中心に評価シートの項目や内容を検証する機会を設ける。

[テーマ]

基準 I-A 建学の精神

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学の建学の精神は、「礼・節・技の人間教育」である。建学の精神はウェブサイトに掲載し、広く学内外に示している。また学生には、『学生便覧』に示すとともに、入学式の学長式辞のほか入学直後のオリエンテーション、授業等を通じて直接説明し、教職員には、『教員便覧』に示すとともに FD 研修会及び SD 研修会等で周知している。さらに受験生や保護者には『Guide Book』においても示している。

建学の精神については、FD 研修会及び SD 研修会のほか、点検・評価委員会、点検評価小委員会等で常に確認している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

建学の精神の周知と理解を図るため、新入生へは入学式や年度初めのオリエンテーションにおいて、新任教職員には、4 月に開催している FD 全体研修会において継続して理解を深めていくようにする。

[区分]

基準 I-A-1 建学の精神が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の建学の精神は、「礼・節・技の人間教育」である。本学の前身である東京声専音楽学校は、優れた声楽家の育成を目指して創設された。「人間として礼節を重んじ、明朗・快活であること」を重視した創立者の教育姿勢は、その後短期大学に継承されている。これを建学の精神として「礼・節・技の人間教育」という簡潔にして明快な標語に置き換えて現在に至っている。

建学の精神はウェブサイトに掲載し、広く学内外に示している。また学生には、『学生便覧』に示すとともに、入学式の学長式辞のほか入学直後のオリエンテーション等を通じて直接説明している。また、必修科目である「音楽人基礎①」においては、音楽人のマナーについての講義を通じて、建学の精神に係る教育を行っている。一方、教職員には、『教員便覧』に示すとともに FD 研修会及び SD 研修会等で周知している。さらに受験生や保護

者には『Guide Book』においても示している。

平成 21 年 3 月には、学生及び卒業生を対象に建学の精神の標語墨書の募集を行った。入選作品を額装して校舎玄関、食堂等学内数カ所に掲げたことは、学生や教職員の意識を高めているばかりでなく、演奏会・公開講座来場者等学外からの訪問者への大学理解にも有効である。

建学の精神については、FD 研修会、SD 研修会、点検・評価委員会、点検評価小委員会等でたえず確認し、学内で共有している。本学専任教員は、平成 21 年度から 2 年間に研究期間とする共同研究「短期大学における実技教育の目的と手法についての研究」を行った。その内容に「本学創立者の精神を受け継ぐ声楽教育の歴史」を含み、改めて建学の精神を確認した。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

「礼・節・技の人間教育」という建学の精神は、既に学内にて理解を獲得しているが、今後も、特に新入生や新任教職員への周知を継続していく。

[テーマ]

基準 I-B 教育の効果

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学の教育目的は、建学の精神「礼・節・技の人間教育」のもとに学則第 1 条に定め、『学生便覧』、『教員便覧』、『Guide Book』やウェブサイトなど広く明示している。また人材養成目的も明確に定めている。しかし、建学の精神、教育目的に基づくポリシーのうち、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーについては、これまでコースごとに定めてコースの特色を表し、学習成果を示すものとしていた。よって、平成 24 年度に短期大学部音楽科としてのカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを定め、平成 25 年度よりこれを明示している。人材養成目的及びカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーは、『履修要綱』に記載し周知している。『履修要綱』は教職員にも配付して内容を周知している。

学習成果についても、平成 25 年度より明確に定めている。「学習成果」は、「専門的能力」と「汎用的能力」に分け、コース別にも具体的学習成果を設定し、『履修要綱』に記載している。シラバスにおいても授業科目ごとに学習成果を記載している。

各コースの学習成果を学内外に示す機会には、本学の特色といえる演奏会をはじめ、実践的な発表の場を設けている。年間を通じ各コースが主催する各種演奏会や様々な発表の機会があるほか、成績優秀者は学習の最終成果を披露する卒業演奏会に出演することができる。

学習成果の測定は、出席管理を厳格に行った上で、定期試験（筆記・実技試験、課題提出、作品提出、成果発表）及びその他の試験（授業内小テスト）により行っている。その方法はシラバスに明記している。試験は学科目、実技科目の全授業において定期試験を実施し、5 段階評価による成績判定を行っている。

専門実技の試験には当該分野全ての専任教員と多数の非常勤教員が関わるため、学習成

果は試験ごとに点検されている。また給費生制度により、当該コースの学生について成績を総合的に毎年度点検している。授業担当教員は、成果を測定するために試験を行い、その結果を分析し、授業内容を見直し次年度のシラバスに反映させている。教育の質保証については、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令」により平成23年4月から、キャリア教育の充実を図るため教育課程を見直した。

教育の質の向上・充実のための全教員を対象としたFD研修会、部会・分科会単位でのFD活動を行い、他の部会や教務委員会等と連携して検討している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

実技試験における学習成果の測定方法として、学習成果の達成度を学生が具体的に理解できるよう、観点別評価とコメントを記載して学生にフィードバックする「所見フィードバックシート」の作成を検討する。

学習成果が具体的にどの科目で獲得できるのかを示すために、科目ごとのカリキュラムマップの作成を検討する。

クラスがレベルによって分けられている授業科目の成績評価と学生個々のレベルとの整合性を検証するために、点検・評価委員会、点検評価小委員会を中心に検討を進める。学生の振り返りの機会として、卒業時にアンケートを実施することについて検討する。

[区分]

基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の教育目的は、建学の精神「礼・節・技の人間教育」のもとに学則第1条に以下のとおり定めている。「昭和音楽大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、音楽を中心とした専門の技能、理論を深く教授研究し、実践的能力を備えた教養豊かな人材の育成をもって、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする」。

また本学では人材養成目的を次のとおり定めている。「本学の音楽科は、各々の専門分野における実践的な能力を備えた教養豊かな人材を育成するために専門教育を行う。各コースにおいては、基礎を学び多くの実践の場を経験することで、専門性の高い技術・知識を身につける」。

建学の精神と教育目的などを基に検討を行い、短期大学部のカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーは平成25年度より以下のとおり明確に示した。

昭和音楽大学短期大学部	
カリキュラム ポリシー	本学は、建学の精神に基づき教育目的を達成するために、各コースの教育課程を「専門科目」、「外国語科目」、「教養・基礎科目」の3領域に区分して編成し実施しています。コースごとに定められたカリキュラムを2年間履修することにより、専門知識や技能の修得に加えて、社会人として求められる汎用的能力も学習成果

	として獲得できるように配慮されています。また、卒業後の進路や将来の目標を考える指針として、キャリア教育科目を適切に位置づけています。
ディプロマポリシー	所定のカリキュラムにおいて厳格な成績評価のもとに所定の単位を修得することで、各コースの専門的学習成果および汎用的学習成果を獲得し、かつ建学の精神および教育目的を体現し、社会に貢献できる人材であると認定し、各自の専門分野に応じて、短期大学士（音楽）または短期大学士（芸術）の学位を授与します。

本学の教育目的については、『学生便覧』『教員便覧』などを通じて広く明示している。人材養成目的及びカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについては、『履修要綱』に記載し、周知している。『履修要綱』は学生だけではなく、教職員にも配付して内容を周知している。入学時のオリエンテーションにおいては、コースごとに教員が学生に対して教育目的を伝えるガイダンスを行っている。学外に対しては『Guide Book』やウェブサイト上で教育目的を公開している。教育目的は、点検・評価委員会にて定期的に点検を行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを定期的に見直すとともに、定めている教育目的が具体的かつ到達可能であることを点検する。

[区分]

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では学生により分かりやすく伝えるために、平成 25 年度より「学習成果」を明確に示している。「学習成果」は、「専門的能力」と「汎用的能力」に分かれ、「専門的能力」には、1. 基礎力、2. 技術力、3. 専門知識、4. アンサンブル能力、5. 他のジャンルに対する理解力を設定し、コース別の具体的学習成果は、「専門的学習成果」としてコースごとに設定している。一方、「汎用的能力」には、1. コミュニケーション能力、2. 文章表現力及び論理的思考力、3. 外国語力、4. 情報活用能力、5. 課題解決力が設定されている。これらの学習成果は『履修要綱』に記載している。

学習成果とコースごとに定める専門的学習成果は以下のとおりである。

<昭和音楽大学短期大学部音楽科の学習成果>

本学で 2 年間学ぶことにより、専門分野の知識や技能の修得とともに、短期大学士として求められる汎用的能力を学習成果として獲得することができます。この学習成果をもとに、生涯にわたって芸術とかかわることにより、向上心をもった豊かな社会生活を送ることが期待できます。

専門的能力（コース別具体的学習成果は別に示す）

1. 基礎力：継続的訓練を通してソルフェージュ力等音楽の基礎力を高めることができる。
2. 技術力：徹底した実技指導を通して、各個人の技術力を高めることができる。
3. 専門知識：音楽理論や音楽史等の学習を通して作曲家や作品についての理解を深め、専門分野の表現に生かすことができる。
4. アンサンブル能力：さまざまな形態のアンサンブルによる演奏を実践的に体験し、適切に表現することができる。
5. 他のジャンルに対する理解力：他コースの成果発表や、学生相互のコミュニケーションを通して、音楽や芸術の幅広いジャンルを理解することができる。

汎用的能力（各コース共通）

1. コミュニケーション能力：専門科目の授業やレッスン、および教養・基礎科目の授業等を通じて人間関係の形成を学び、社会人として必要な自己表現力と他者理解力を養うことができる。チームワーク及びリーダーシップについても理解を深め、発揮することができる。
2. 文章表現力及び論理的思考力：教養・基礎科目を通じて、論理的な文章の読み方、書き方を学ぶとともに思考力が身に付く。筆記試験のほかレポート課題や各種提出書類の作成を通じて文章表現力を向上させることができる。
3. 外国語力：外国語の学習を通じて、読み、書き、聞き、話す能力が身につく、社会や文化の多様性を理解し、国際的な視野を養うことができる。
4. 情報活用能力：学生生活全般において情報収集の能力が身につく向上するとともに、必要な情報を選択して活用することができる。
5. 課題解決力：現状を分析し、問題や課題を発見し、論理的にこれらを解決することができる。

<コースごとに定める専門的学習成果>

ピアノコース

- ・ソロおよびアンサンブルの奏者として、ピアノによる演奏表現ができる。
- ・幅広いジャンルにおける音楽の演奏スタイルに触れることにより、自らのピアノ演奏能力を向上させることができる。
- ・作曲家や作品について幅広く理解するとともに、豊かな音楽的教養が身に付く。
- ・ピアノという楽器の歴史と奏法についての理解を深め、さまざまな時代におけるピアノ音楽の特質を理解することができる。
- ・指導者として必要な演奏技術力や指導力が身に付く。
- ・出演するコンサートの運営に携わることによって、演奏会の準備・企画等の能力が養成される。

電子オルガンコース

- ・ソロおよびアンサンブルの奏者として、電子オルガンによる演奏表現ができる。
- ・さまざまなジャンルの音楽に触れることで、自らの音楽的視野が広がる。
- ・基礎音楽力を向上させることで、自らが編曲したものが演奏でき、独自の音楽表現と向き合うことができる。
- ・本学の電子オルガンアンサンブルの特徴であるスコアリーディング奏法が身に付く。
- ・即興演奏などの自由な演奏表現が身に付く。
- ・指導者として必要な演奏技術力や指導力が身に付く。

弦管打楽器コース

- ・専攻する弦管打楽器について基礎的な演奏表現ができる。
- ・ソルフェージュ能力に裏付けされた演奏技術が身に付く。
- ・音楽理論を理解し、演奏に反映させることができる。
- ・作品の歴史的背景や様式を理解した演奏ができる。

- ・技術や知識を総合的に高め、感性豊かな表現能力が身に付く。

吹奏楽コース

- ・専攻する管打楽器について基礎的な演奏表現ができる。
- ・ソルフェージュや音楽理論について理解や能力を高め、演奏に反映させることができる。
- ・合奏を共にする他の楽器についての理解も深め、吹奏楽のサウンドメイクに関する知識を深めることができる。
- ・作品の歴史的背景や様式を理解した演奏ができる。
- ・技術や知識を総合的に高め、感性豊かな表現能力が身に付く。

声楽コース

- ・ベルカント唱法に基づいた声楽の基礎技術およびイタリア語を習得することにより、古典を中心としたイタリア歌曲及びオペラアリアの歌唱ができる。
- ・音楽史を学ぶことにより、時代様式を理解し、背景を考察しながらその時代にあった表現法が身に付く。
- ・日本歌曲を学ぶことにより、詩と音楽との関係による演奏法や、古くからその時代を反映し歌い継がれてきた日本人の心と情緒ある感情表現の歌唱ができる。
- ・演奏会やメサイア公演等を通して、舞台での実践力と表現力を高めることができる。
- ・身体表現法等の専門科目を学習することにより、更に豊かな表現と音楽性が備わった音楽指導ができる。

音楽教養コース

- ・幅広い音楽的体験を通して、楽器演奏等における自らの表現能力を向上させる。
- ・作曲家や作品について幅広く理解できる。
- ・さまざまな楽器の歴史的変遷と奏法についての理解を深めることができる。
- ・アンサンブルを通じて協調性やコミュニケーション能力を高めることができる。
- ・出演するコンサートの運営に携わることにより、演奏会の準備・企画等の能力が養成される。
- ・多様な芸術に触れることにより、さまざまな時代様式について教養を深めることができる。

合唱指導者コース

- ・合唱団との良好な信頼関係を構築し、合唱団運営に寄与できる十分なコミュニケーション能力の基礎が身に付く。
- ・合唱団の個性や特質を的確に判断し、団員ひとりひとりの向上および合唱団全体を向上に導く基礎能力が身に付く。
- ・適切な発声・発語指導と指揮技術により、さまざまな合唱作品を豊かなアンサンブルへまとめあげる能力の基礎が身に付く。
- ・さまざまな音楽シーンや演奏形態に応じ、的確な指導、助言ができる。
- ・さまざまなアンサンブルに演奏者と共に取り組む中で、真摯に音楽と自己を対峙させ自己の向上につなげることができる。
- ・音楽芸術を通して謙虚に魅力ある人間形成に臨み、さらに音楽性の涵養に努め、社会の中で着実に自己のキャリアを積み重ねていくことができる。

デジタルミュージックコース

- ・デジタルテクノロジーを用いた音楽作品の創作ができる。
- ・クラシックからポピュラー音楽までの作曲技術の基礎能力が身に付く。
- ・さまざまな音楽産業で音楽制作、エンジニア、ゲーム音楽等の業務に携わることがで

きる。

ポピュラー音楽コース

- ・ポピュラー音楽のさまざまなジャンルの演奏ができる。
- ・修得したテクニックや演奏能力を実際の音楽現場で生かすことができる。
- ・各専攻楽器の演奏技術を磨き、音楽基礎力と個性を生かした自由な音楽表現ができる。
- ・アーティスト、ミュージシャンとして幅広く活躍できる音楽表現ができる。

バレエコース

- ・クラシック・バレエの正確なポジションと動きを確認し、正しいテクニックが身に付く。
- ・コンテンポラリーなどさまざまなスタイルの動きを学ぶことによって、身体能力と表現力を高めることができる。
- ・作品や振付家について知識と理解を深めることができる。
- ・試演会、卒業公演を通して、舞台を取り巻く環境を理解し、実演能力を向上させることができる。
- ・バレエに関する幅広い知識を習得し、論理的な思考を実践できる。

音楽と社会コース

- ・幅広い音楽的体験を通して、演奏もしくは論文等における自らの表現力や対話能力が向上する。
- ・身に付けた音楽芸術に対する知識・技術を、自身の創造性と人間性の糧とし、精神的に豊かな社会生活を送ることができる。

本学における試験等による成績の評価は、平成 21 年度から 5 段階評価を導入し、現在は全ての科目において、5 段階評価は定着している。併せて平成 22 年度入学生から GPA を導入している。

各コースのカリキュラムは、『Guide Book』に記載しているほか、ウェブサイトによって公開している。各コースの学習成果を学内外に示す機会には、本学の特色といえる演奏会をはじめ、実践的な発表の場を設けている。年間を通じ各コースが主催する各種演奏会や様々な発表の機会があるほか、成績優秀者は学習の最終成果を披露する卒業演奏会に出演することができる。

専門実技の試験には当該分野全ての専任教員と多数の非常勤教員が関わるため、学習成果は試験ごとに点検されている。また本学の給費生制度により、各コースの教員は、当該コースの学生について成績を総合的に毎年度点検している。演奏会等においては、観客のアンケート等によって聴衆の評価を分析することができる。

また年度当初には全科目について規定に則ったシラバスを作成し、ウェブサイトにおいて学生に公開している。さらに定められた期間の成果を測定するために、シラバスで予め定めた方法で試験を実施している。担当教員はその結果を分析し、授業内容を見直すとともに、学習成果の達成度に関する点検を経て次年度のシラバスを作成しているため、PDCA のサイクルは十分に機能している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学習成果を定めたことで、「何が得られるのか」が明確になった。今後はこの「学習成果」を PDCA サイクルによって点検するための具体的な方策を検討していく。その方策として、

学習成果の測定方法について、実技試験の評価の観点を明確にすることが必要である。また学生に対して学習成果が具体的にどの科目で獲得できるのかを示す必要がある。

[区分]

基準 I-B-3 教育の質を保証している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

教育の質保証については、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。平成 22 年 2 月 25 日に文部科学省令第 3 号として「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令」が公布され、短期大学において「社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制」を整えることが求められた。平成 23 年 4 月からの施行に合わせ、本学でもキャリア教育の充実を図るべく教育課程を見直した。

学習成果の測定は、出席管理を厳格に行った上で、定期試験（筆記・実技試験、課題提出、作品提出、成果発表）及びその他の試験（授業内小テスト）により行っている。またこれらをシラバスに明記することで学習成果のアセスメントは確立されている。試験については学科目、実技科目の全授業において定期試験を実施し、5 段階評価による成績判定を行っている。定期試験の受験資格は全授業回数の 3 分の 2 以上の出席と規定している。学科目で複数のクラスを開講している科目の試験については、同日、同時間を設定し、共通試験を実施するなどして、成績評価を行っている。実技科目においては、非常勤教員を含め多数の教員が採点に関わることで厳正かつ適切な評価をしている。

教育の質の向上・充実のための全教員を対象とした FD 研修会を、全学規模で実施している。部会及び分科会単位での FD 活動では、より身近な課題を共有し、改善・向上の方策について他の部会や教務委員会等と連携して検討している。

上記は有効に機能しており、教育の質は保証されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

成績評価は厳格に行っているが、教育の質の保証に結び付くような検討を継続する。ソルフェージュや外国語科目において、クラスがレベルによって分けられている授業科目の成績評価と学生個々のレベルとの整合性を検証する必要がある。

[テーマ]

基準 I-C 自己点検・評価

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

「点検・評価委員会」を置き、全学的な点検・評価活動が日常的に行うことができる体制を整えている。点検・評価委員会には、学長のほか理事長や音楽科長も委員として加わり構成されている。また点検・評価委員会の下に「点検評価小委員会」を置き、点検・評価委員会での課題等を詳細に検討ができる体制も整えている。

点検・評価する項目は多岐に亘るが、定期的実施している活動として、『自己点検・評価報告書』や『活動報告書』などの作成、「学生満足度調査」の実施及び分析等がある。また、点検評価小委員会の下にワーキンググループを作り、教員個々の活動業績を組織的に評価する仕組みの検討を進め、「教員業績評価制度」を定めた。この制度は専任教員の当該期間における実績を5つの領域（「教育領域」「研究領域」「学内運営領域」「社会貢献領域」「目標設定・自己評価」）で教員自身が「自己点検・評価シート」に記載し、ポイント制による評価を行うものである。「教員業績評価制度」は専任教員が所属する部会主任又は分科会主査による一次審査、教員業績評価委員会による審議（二次審査）を経て、運営委員会及び学長に結果を報告した。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

点検・評価委員会で検討する内容は、PDCA サイクルが不可欠である。計画の策定から実施、点検が日常的に循環するよう点検活動を行うことで、委員会の目的でもある教育研究の充実と向上を目指す。『自己点検・評価報告書』を実施年度の翌年度には公表できるように計画する。

「教員業績評価制度」は、全学的に実施することとなったが、運用や評価領域における評価項目について、さらに検討していくことが必要である。

[区分]

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学における自己点検・評価活動は、平成5年に「自己点検・自己評価委員会規程(当時)」を定めて「自己点検・自己評価委員会(当時)」を設置したことから始まっている。併設する昭和音楽大学と合同で組織する「点検・評価委員会」は、教育研究水準の向上を図り、教育目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動の状況を適切に点検し評価を行うことを目的としている。そのため学長自らが委員長となり、短期大学部の音楽科長だけでなく、大学院音楽研究科長、音楽学部長、図書館長、理事長、常務理事、事務局長、事務局の部長以上を委員として構成しており、委員会での審議内容が短期大学部及び大学全体で共有できる体制となっている。

本委員会にて点検・評価する項目は、次のとおりである。

- (1) 大学・短大の教育研究理念、目的及び基本構想に関する事項
- (2) 教育研究組織及び管理運営に関する事項
- (3) 学部・学科・研究科・専攻等の教育目標及び教育課程に関する事項
- (4) 教員の教育活動及び研究活動に関する事項
- (5) 学生の受け入れ（入学者選抜）及び卒業者の進路に関する事項
- (6) 学生の学修研究活動、課外活動、学生生活に関する事項
- (7) 地域社会との交流及び国際交流に関する事項
- (8) 事務組織に関する事項（SDを含む）
- (9) 教育研究計画と予算及びその執行に関する事項

(10)施設・設備に関する事項

(11)その他委員会が必要と認める事項

また審議事項は上記項目の自己点検・評価の設定、変更、調査、実施計画等を行うことである。また、自己点検・評価報告書の作成や改善を必要とする場合の改善計画の提言、認証評価に関すること等、全学的な点検・評価活動ができる体制を整えている。加えて、「点検・評価委員会」のもとに「点検評価小委員会」を置き、点検・評価委員会での課題等を詳細に検討ができる体制も整えている。

点検評価小委員会の委員は教員が中心となっており、部会及び分科会からそれぞれ選出されるよう委員構成を配慮している。そのことで審議内容が全教員で共有できる体制となっている。

平成 24 年度の委員会活動実績として、点検・評価委員会（点検評価小委員会を含む）の会議開催回数は 19 回で、月 1 回以上開催しており、定期的な見直しを組織的に実現している。

主な活動として、教学組織に属する全ての部会及び分科会、教学運営組織に属する全ての委員会、研究所等の活動を毎年度記した『活動報告書』を作成している。『活動報告書』は当該年度の活動内容、自己評価、改善・向上方策、特記事項という項目に則して記載した報告書で、教授会及び理事会に内容を報告するとともに、教学組織や教学運営組織等においても、その内容を基に、その後の教育研究の改善に活用している。

また全ての学生を対象に「学生満足度調査」を毎年度実施しており、学習支援、進路支援、学生生活、図書館、教職員の対応、施設・設備の項目と、学生からの要望に関する自由記述を検証し、その後の学習環境等の改善に活用している。結果については、学生が閲覧できるよう図書館にて公開している。

全学的な点検活動としては、『自己点検・評価報告書』を作成している。現在、平成 20 年度以降毎年度の『自己点検・評価報告書』をウェブサイトで公開している。

さらに教員業績評価に係る制度について、点検評価小委員会の下に教員業績評価の実施を検討するワーキンググループを作り、教員個々の活動業績を組織的に評価する仕組みの検討を進め、平成 23 年度の教員の実績を基とする「教員業績評価制度」を試行的に実施した。専任教員の当該期間における実績を 5 つの領域（「教育領域」「研究領域」「学内運営領域」「社会貢献領域」「目標設定・自己評価」）ごとに教員自身が「自己点検・評価シート」に記載し、ポイント制による評価を行うこととした。また平成 24 年度分においても同様に実施し、教員業績評価委員会にて審議のうえ、運営委員会及び学長に結果を報告した。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

毎年度作成することとしている『自己点検・評価報告書』の記述に時間を要しており、そのために公表が遅れている。

「教員業績評価制度」を平成 24 年度分から本格的に実施したが、その内容は今後も検討していくことが必要である。また、前年度 2 月から当年度 1 月末までとした評価対象期間についても、再度検討する余地がある。

◇ 基準 I についての特記事項

(1)以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

特になし

(2)特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】**(a) 基準Ⅱの自己点検・評価の要約を記述する。**

学位授与の方針は、本学学則及び学位規則に定め、明示している。学位授与の方針は本学のディプロマポリシーに基づき、短期大学設置基準を順守して卒業要件単位数、単位の計算方法、1単位あたりの学修時間を定めている。成績は5段階で評価し、評価基準を明示しているほか総合的な指標としてGPAを採用している。

カリキュラムポリシーは、専門的能力と汎用的能力の獲得を示した音楽科の学習成果に対応している。教育課程はカリキュラムポリシーに沿って「教養・基礎科目」、「外国語科目」、「専門科目」の科目区分で設定し、コースごとに必修科目、選択必修科目、選択科目を置くことで体系的な編成を実現している。

教員は、教育目的や人材養成目的、カリキュラムポリシーなどにしたがって担当科目の学習成果を定めている。学習成果を査定する手段は原則として試験であり、教員は科目ごとにその特性に応じて定期試験（筆記・実技、課題提出、作品提出、成果発表）及びその他の試験（授業内小テスト等）の方法と割合を定め、シラバスに明示している。シラバスは電子化（Webシラバス）し、ウェブサイトに掲載している。

受験資格や試験欠席者に対する追試験の方法も『履修要綱』に明示し、複数クラスの試験は共通試験を実施するなど成績評価は厳格に行っている。教員は試験の結果を通じて学生の学習成果を適切に把握している。評価方法を組織的に点検し検討するため、平成25年度に点検評価小委員会に「評価方法等検討作業部会」を設け、主科の実技試験において、教員からの「所見フィードバックシート」と、学生による「プレゼンテーション」の導入を進めている。

学生の卒業後の評価への取り組みとして、平成23年度に学生の就職先企業を中心に「社会における音楽大学卒業生のニーズ調査」を実施した。その結果を検証し、特にキャリア科目である「音楽人基礎①」「音楽人基礎②」の授業内容にコミュニケーション力を養うためのディスカッションやグループワーク等を取り入れ、改善につなげた。

FD活動に関しては、FD委員会が活動を促進するための役割を果たしている。「FD全体研修会」を年2回実施しているほか、部会及び分科会単位での「FD研修会」も定期的実施している。研修会を通じて、教員は問題を共有しながら授業内容や学習成果に関する具体的な事項の検討を行っている。また「学生による授業評価アンケート」を全学的に実施している。アンケートの結果を受け、教員は各担当科目の充実と改善を図っている。アンケート結果に対する「今後の課題」と「改善の方策」を記載した各教員の所見は、図書館で公開している。

学習成果の獲得に向け、本学の教職員は連携してさまざまな側面から学生を支援している。コースを基本としたクラス制を設け、専任教員がクラス担任として卒業に至るまで学生の履修や生活指導を行っている。また学習に関する学生からの相談に応じるため、「学習さぼーと」（オフィスアワー）の制度を設けている。

事務職員は毎年実施しているSD研修会によって、学生支援の職務を充実させるとともに、組織の連携を図っている。教務課、学生課、キャリア支援センター、図書館、総務課、演奏センターなどの各課職員は、学内のネットワークを活用しながら学習成果の獲得のために責任を果たしている。

学習成果の獲得に向けたガイダンスとして、年度当初のオリエンテーション期間に、新入生ガイダンス、履修ガイダンス、授業ガイダンス、クラス分け試験、レッスン打ち合わせ、履修相談、新入生アセスメントテスト等を実施している。学生のコンピュータの活用を促進し、シラバスの電子化に伴い、履修登録もウェブサイト上で行っている。キャリア教育に直結した「音楽人ポートフォリオシステム」により、学生自身が卒業までの活動を専用サイトに記録しながら学習成果を確認できるしくみも整っている。

専門分野にかかわらず、音楽の基礎力を補うため「音楽基礎研究」、「鍵盤演奏表現Ⅰ」を用意している。また英語とイタリア語では、習熟度が不足している学生に対し、補習を行っている。成績が優秀な学生には、大学主催の各種演奏会等に出演する機会を用意し、外国からの招聘教授レッスンを優先受講できるなど、高い学習成果が獲得できるようにしている。留学生のための日本語教育については、専門の講師を置き、学習支援ができる体制を整えている。

学生生活全般を支援するため、学生生活委員会を組織し、学生課と連携して活動している。学生生活委員会の下部組織として学生相談員を組織し、メンタルケアは臨床心理士の資格保持者が担当している。学生の健康管理を支援するため、看護師を2名配置している。学生食堂は日替わりメニューを用意しているほか、本学が一部負担して学生の「100円朝食」を実施している。購買店とミニコンビニも整備している。宿舎が必要な学生に対して、女子学生寮と男子学生寮を設置している。学生への経済的支援として、給付奨学金、遠隔地出身学生支援奨学金、東成学園貸与奨学金、応急貸与奨学金、激甚災害に対する学費減免などの支援を行っている。このほか、成績優秀者に対して給付する給費生制度を設けている。

長期履修学生制度を導入し、社会人を受け入れる体制を整えている。障がい者への支援体制として、南校舎はバリアフリーの構造となっている。北校舎にも、エレベーター、多目的トイレ、スロープを設置している。

学生の社会的活動を支援するため「音楽活動研究①・②」や「ボランティア論」を開設し、学生の社会福祉への貢献に対する意識を高めている。ボランティア活動については学生課及び学生生活委員会が支援し、地域でのボランティア活動を学生会と連携して行うようにしている。

資格課程として教職課程、社会教育主事課程、司書課程を設置している。進路支援のため「キャリア支援センター」を組織し、専門分野に精通したキャリアカウンセラーが個別相談に応じている。平成24年度から、学生の関心の高かった保育士の資格取得を支援するために「保育士資格試験対策講座」を始めた。毎年「進路意識調査」を実施し、学生の進路希望や進路に対する考え方を把握している。

学生生活全般に関する学生の意見や要望を聴取するために、点検評価小委員会が主体となって年に1回「学生満足度調査」を実施している。教職員はその結果を共有し、連携して対応している。学生の意見に対する回答や改善策は担当部署において執筆し、点検評価小委員会がとりまとめて図書館で公開している。

アドミッションポリシーは『入学試験要項』とウェブサイトを示している。入学者選抜にあたっては、多様な入学試験制度を設け、アドミッションポリシーに基づいてコースごとに定めた入試課題等によって試験を実施している。

受験生や保護者等からの問い合わせには、入試広報室が適切に対応している。入試広報委員会と入試広報室が相互に連携して広報活動の企画運営をしている。入試広報室は、教職員が高校訪問等を行う際に事前ガイダンスを実施し、適切な情報提供を行っている。

入試の業務は学務部教務課が担当し、入試委員会、入試小委員会を組織している。AO入試、公募推薦入試、給費生入試、一般入試（前期・後期）等多様な入試に対して、入試実施本部を設けるとともに、出題委員、採点委員を定め、公正かつ正確に実施している。

(b) 基準Ⅱの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

平成 25 年度中に、ウェブサイトにおいて、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、学習成果等をまとめて表示したページを制作する。

学習成果の獲得について、卒業生自身へのアンケートを実施し、建学の精神を理解したか、履修科目によって本学が定める学習成果を獲得できたか、などを調査する。

平成 25 年度に定めたアドミッションポリシーに基づいた入試課題になっているか確認する。

入学前教育が適切に実施されているかを検証し、より効果的な指導方法を検討する。

「所見フィードバックシート」及び「プレゼンテーション」の実施に向けて点検評価小委員会の下に設けた「評価方法等検討作業部会」において、具体的な実施案を検討する。

平成 24 年度に採択された「関東山梨地域大学連携による産業界のニーズに対応した教育改善」事業の、14 大学グループの一員としてキャリア教育の充実に取り組む。平成 25 年度中に実施を予定している計画として、改めて本学卒業生の就職先を含む産業界のニーズ調査を行い教育改善につなげること、学生の学習成果を発表し学習意欲を高めるため学外での演奏の機会を設けること、バレエの卒業公演とポピュラー音楽コースの卒業ライブに関連業界の関係者にアドバイザーの立場で来場を請い総合的な評価を求めること、がある。

学習さぽーと（オフィスアワー）の実態を把握するため、教員が自己申告できるシステムを検討する。

学内での無線 LAN（Wi-Fi）の設定ができるかどうか、調査を行う。

平成 25 年度入試まで実施してきた長期履修学生入試の事前面接を廃止し、入試ごとに長期履修学生の面接を入試当日に実施できるよう、制度を変更する。

学生のボランティア活動について実態を把握するため、アンケート調査等の実施を検討する。

[テーマ]

基準Ⅱ-A 教育課程

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

学位授与の方針は、本学学則及び学位規則に定め、学内外に明示している。昭和音楽大学短期大学部学則第 3 条に「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学科ごとに定め公表する」と示しているとおり、本学では音楽科として人材養成目的を定め、その目的を達成するために 3 つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、

アドミッションポリシー) を定め、履修要綱やウェブサイトで公表している。

学位授与の方針となるディプロマポリシーに基づき、短期大学設置基準を順守して卒業要件単位数を学則第 19 条に、1 単位あたりの学修時間を学則第 18 条に定めている。成績と評価基準は第 17 条に定め、S・A・B・C・F の 5 段階で評価するほか、その評価に基づき学業を総合的に判断する指標として GPA を採用している。

教育課程の編成・実施の方針はディプロマポリシーに基づきカリキュラムポリシーとして定めている。カリキュラムポリシーは、専門的能力と汎用的能力の獲得を記した音楽科の学習成果に対応している。カリキュラムポリシーに沿って編成されている教育課程は「教養・基礎科目」、「外国語科目」、「専門科目」の 3 つの科目区分で設定され、コースごとに必修科目、選択必修科目、選択科目を置くことでコースごとに獲得できる専門的能力に対応した体系的な編成を実現している。また学生に対しては、入学から卒業までの履修イメージが把握できるよう教育課程の一覧表を明示するとともに、授業科目名も具体的で理解しやすい名称を心がけている。

資格課程として設置する教職課程、社会教育主事課程、司書課程については、資格取得の要件を『履修要綱』によって明示し、さらに資格課程分科会を中心とした「資格課程説明会」を実施することで、学生への周知をはかっている。

自己点検・評価は平成 5 年から取り組みをはじめ、本学の教育の質の維持・向上を定期的に点検する中核的な組織として、社会的に通用する学位授与の方針、学位規則等について自己点検活動を行っている。

教員は、教育目的や人材養成目的、カリキュラムポリシーなどにしたがって担当科目の学習成果を定め、評価基準や評価方法等をシラバスに明示している。シラバスは電子化 (Web シラバス) し、ウェブサイトに掲載している。内容は担当教員が「作成要領」に沿って、①科目名、②曜日・時間、③担当教員名、④目標と概要、⑤学習成果、⑥授業展開 (講義内容は詳細に 1 回ずつ記載する)、⑦評価方法・評価割合 (%)、⑧授業外学習の指示、⑨履修上の注意、⑩教科書・参考書の項目を記載している。評価方法すなわち学習成果を査定する手段は原則として試験であり、教員は担当科目ごとにその特性に応じて定期試験 (筆記・実技、課題提出、作品提出、成果発表) 及びその他の試験 (授業内小テスト等) の方法と割合を定め、シラバスに明示している。

受験資格や試験欠席者に対する追試験についても『履修要綱』に定め、追試験については教務委員会において審査を行い実施するなど適切に運用している。複数のクラスを開講している科目の試験については同日、同時間を設定し、共通試験を実施するなど、成績評価を厳格に行っている。評価の方法を組織的に点検し検討するため、点検評価小委員会の下に「評価方法等検討作業部会」を設け、主科の実技試験において、教員が学生個々に対して、「技術」「芸術」の観点評価とコメントを記載する「所見フィードバックシート」と、演奏する学生本人が「学生氏名」、「作曲者名」、「演奏曲目」、曲目や作曲家、時代背景の解説などの「ひとこと」を主科の実技試験において行う「プレゼンテーション」の導入を進めている。

授業、レッスンの担当教員の採用は、部会及び分科会において審議され、教員人事委員会に諮り、教授会で決定されている。各科目の専門に適合した担当教員の配置は組織的な体制で運用ができています。

教育目的、人材養成目的、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、学習成果は、点検・評価委員会と点検評価小委員会によって定期的に点検されている。

入学者受け入れの方針はアドミッションポリシーとして定め、『入学試験要項』とウェブサイトにて示している。多様な入学試験制度を設けており、入学者選抜にあたってはアドミッションポリシーに基づき、コースごとに入試課題等を定めて実施している。入試制度それぞれに出願資格や選考方法を明示している。

学生の卒業後の評価への取り組みに関しては、平成 23 年 11 月に、「社会における音楽大学卒業生のニーズ調査」を実施し、報告書として取りまとめた。一般企業が求めるコミュニケーション力を、学生が十分に獲得できていないことが判明した。この結果を受けて平成 24 年度から「音楽人基礎①」「音楽人基礎②」の講義内容にコミュニケーション力を養うためディスカッション・グループワーク等を取り入れて改善している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

受験生へ周知する機会として、『入学試験要項』にアドミッションポリシーと併せて、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー等の情報を掲載し、周知をはかる。

ウェブサイトにおいて、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、学習成果等を一元化したページを制作する。

平成 25 年度に定めたアドミッションポリシーに基づいた入試課題になっているか、入学前教育の効果について検証する。

「所見フィードバックシート」及び「プレゼンテーション」の実施に向けて点検評価小委員会の下に「評価方法等検討作業部会」を設け、検討を進める。

一般企業等の調査だけではなく卒業生へのアンケートも実施し、建学の精神を理解したか、履修科目によって本学が定める学習成果を獲得できたかを調査する。

[区分]

基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

学則第 3 条に「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学科ごとに定め公表する」と示しているとおり、本学では音楽科として人材養成目的を以下のとおり定めている。

本学の音楽科は、各々の専門分野における実践的な能力を備えた教養豊かな人材を育成するために専門教育を行う。各コースにおいては、基礎を学び多くの実践の場を経験することで、専門性の高い技術・知識を身につける。

上記の目的を達成するために、学位授与の方針となるディプロマポリシーを定め、履修要綱やウェブサイトにて公表している。各コースで定めていたディプロマポリシーは平成 25 年度からは音楽科として定め、その内容は基準Ⅰ-B-1 に示したとおりである。各コースで定める教育課程はそのディプロマポリシーに基づき編成されており、学生にわかりやすい形で示されている。基準Ⅱ-A-2 で詳しく述べるが、教育課程は、音楽人として生涯にわ

たり多方面で活躍するための教養を身に付ける「教養・基礎科目」、国際化に鑑み、英語のほか、イタリア語、ドイツ語、フランス語が履修可能な「外国語科目」、専門性の高い技術力や知識の獲得を目的とする「専門科目」、以上3つの科目区分で構成され、それぞれの科目区分から、コースごとに必修科目、選択必修科目、選択科目を指定している。

学習成果に対応した卒業要件単位数は学則19条に下記のとおり定め、履修要綱やオリエンテーションによって学生に周知している。

学生は2年以上在学し次の1号から3号により62単位以上を修得しなければならない。但し、不足の28単位は次の何れの号より修得してもよい。

- | | | |
|------------|------|----|
| (1)教養・基礎科目 | 6単位 | 以上 |
| (2)外国語科目 | 4単位 | 以上 |
| (3)専門科目 | 24単位 | 以上 |

履修要綱に、1単位が45時間の学修を必要とすること、また授業外での学習時間を記すことで、学生に自習時間数を明確に示している。このことは学則第18条にも明記され、また短期大学設置基準第7条とも整合している。

成績と評価基準は学則第17条に定められ、厳格な成績評価が行われている。成績評価の方法としては、筆記・実技試験、課題提出、作品提出、成果発表、小テストなどにより100点法で算出された素点を、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、F(59点以下：不合格)の5段階で評価している。その成績評価に基づき、学業成績を総合的に判断する指標としてGPAを導入している。GPAの算出において、本学では、S(4ポイント)、A(3ポイント)、B(2ポイント)、C(1ポイント)、F(0ポイント)としている。GPAの算出方法は、他大学の例を参考に導入した。

教職課程、社会教育主事課程、平成24年度から開講した司書課程に関する資格取得の要件は履修要綱によって明示し、さらに資格課程分科会を中心とした「資格課程説明会」を実施することで、学生への周知をはかっている。

上記のとおり学位授与の方針については、学則上の規定ならびに教育課程の構成からも、社会性を備えていると考えられる。

学位授与の方針等を点検する組織として、本学では点検・評価委員会を置き、その目的を点検・評価委員会規程第1条に以下のように定めている。

昭和音楽大学（以下、大学という）および昭和音楽大学短期大学部（以下、短大という）は、大学・短大が同一キャンパスに設置され、共に音楽に関する学術の中心として設置されていることに鑑み、その教育研究水準の向上を図り、それぞれの学則第1条の目的および社会的使命を達成するために、教育研究活動の状況を適切に点検し評価を行うため、大学・短大の各教授会（以下、教授会という）のもとに協同の点検・評価委員会（以下、委員会という）を置く。

自己点検・評価は平成5年から取り組みをはじめ、委員会組織を設置した。点検・評価委員会は『我が国の高等教育の将来像』（中央教育審議会答申：平成17年1月28日）にある「学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が重要な課題となる。～省略～個々の高等教育機関が質の維持・向上を図るためには、自己点検・評価がまずもって大切である（第2章 4 高等教育の質の保証）」の内容を踏まえて、本学の教育の

質の維持・向上を定期的に点検する中核的な組織として、社会的に通用する学位授与の方針、学位規則等について自己点検活動を行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成 25 年度から定めた音楽科の「ディプロマポリシー」について、学生に対して説明する機会が不足していることが課題である。

本学ウェブサイトにおいて、ディプロマポリシーとその他のポリシーの情報が分散して掲載されているため、わかりやすく表示することが課題である。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

基準Ⅱ-A-1 で記したとおり、本学では音楽科の人材養成目的を定めている。その目的を達成するために教育課程編成の方針となるカリキュラムポリシーを平成 25 年度より音楽科として明確に定め、履修要綱とウェブサイトで明示している。カリキュラムポリシーの内容は基準Ⅰ-B-1 で示したとおりである。

教育課程は各コースのカリキュラムポリシーに沿って、コースごとに作成されている。「教養・基礎科目」、「外国語科目」、「専門科目」の 3 つの科目区分を設定し、コースごとにそれぞれ必修科目、選択必修科目、選択科目を置くことで体系的な編成を実現している。履修要綱に示されるカリキュラム表には、1 年次、2 年次に履修できる全ての科目が表示されており、学生が入学から卒業までの履修体系を把握できるように配慮されている。授業科目名についても具体的で、内容が理解できる名称となるよう心がけている。また同一科目名称で年次を重ね順番に履修しなければならないものには科目名に①②を付記して示す、あるいは各々が別の科目である場合には、同一科目名称にローマ数字を付記するなど、標記の統一を図っている。

また平成 23 年度からは、キャリア形成に資する授業科目を「キャリア関連科目」と位置づけ、履修要綱に紹介している。各々の専門分野の科目と適切に組み合わせて履修することで、特に自己のキャリア形成に役立つよう配慮されている。また実技試験を受験する全ての学生に対して、試験の演奏に際し、本人の氏名・演奏曲目・作曲者名を口頭で表明させている。これは、自己開示力を高め、キャリア形成の一助として始められたものである。

成績評価は基準 A-1 でも述べたとおり、学則第 17 条に規定し、平成 21 年度入学者から、S、A、B、C、F の 5 段階で評価している。S から C までを合格として単位を与え、F を不合格としている。客観的な基準に基づいて成績評価を実現するために、評価方法はシラバスに掲載している。担当教員は、教育目的や人材養成目的、カリキュラムポリシーなどの内容と担当科目とを照合し、評価基準や評価方法等を定めるとともに、その工夫や改善に努めている。受験資格については履修要綱に定め運用している。試験欠席者に対する追試験については、教務委員会において学生から提出された欠席の事由を審査し、それが認められた場合に限り実施している。複数のクラスを開講している科目の試験については同日、同時間を設定し、共通試験を実施するなど、成績評価を厳格に行っている。

シラバスは平成 22 年度より電子化（Web シラバス）され、学生と教職員が閲覧できる

専用サイトに掲載している。教務委員会の下に設置されているシラバス作業部会が中心となりシラバスの項目設定やマニュアル作成を行い、全科目のシラバスの執筆を各部会及び分科会に依頼している。シラバスは①科目名、②曜日・時間、③担当教員名、④目標と概要、⑤学習成果、⑥授業展開（講義内容は詳細に1回ずつ記載する）、⑦評価方法・評価割合（%）、⑧授業外学習の指示、⑨履修上の注意、⑩教科書・参考書、の項目を「作成要領」に沿って担当教員が定めており、その内容は、各部会及び分科会で確認している。学生には、オリエンテーション期間中に実施するクラス全体会（クラス制）で履修方法、Webシラバス等へのアクセス方法に関するガイダンスを行っている。

授業、レッスンの担当教員の配置は、部会及び分科会において審議され、各科目の専門に適合した担当教員の配置が行われている。教員の配置は、部会及び分科会で審議したうえで、教員人事委員会でさらに審議し、最終的に教授会で決定されている。教員人事委員会は、短期大学部学長のほか、音楽科長及び各部会主任が委員として構成されており、教員の適正な配置については、組織的な体制で運用ができています。

教育目的、人材養成目的、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、学習成果は、点検・評価委員会と点検評価小委員会によって定期的に点検できる体制が整っている。

カリキュラムや試験、学籍記録など、教務に関する事項を審議するのは教務委員会である。教務委員会は部会や分科会に所属する委員で構成されており、部会等への報告や提言をする役割を担っている。また教務委員会の下に「シラバス作業部会」と「時間割検討作業部会」を置き、「シラバス」「時間割」に関する検討や作業を行っている。平成24年度の委員会活動実績として、点検・評価委員会（点検評価小委員会を含む）の会議開催回数は19回、教務委員会は27回と、共に月1回以上開催し、定期的な見直しを組織的に実現している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

ディプロマポリシーと同様、平成25年度から定めたカリキュラムポリシーについて、学生に対して説明する機会が少ない。

本学ウェブサイトにおいてカリキュラムポリシーとその他のポリシーの情報が分散してわかりにくいため、改善することが課題である。

基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は、建学の精神と教育目的、人材養成目的、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーをふまえた上で入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）を以下のとおり定め、『入学試験要項』とウェブサイトに示している。

【アドミッションポリシー】

本学は「礼・節・技の人間教育」を建学の精神とし、各々の専門分野における実践的な能力を備えた教養豊かな人材を育成することを目的としています。建学の精神と教育目的を理解し、基礎的な演奏技術や専門知識だけではなく、基礎的な学力と豊かな人間性を併せ持ち、将来、幅広

い音楽的教養を活かして社会に貢献することが期待できる資質・能力を有する人材を受け入れま
す。

本学では、様々なニーズに応えるべく、多様な入学試験制度を設けており、入学者選抜
にあたってはアドミッションポリシーをもとに、コースごとの入試の課題等を定めて実施
している。具体的には7つの入試制度があり（給費生入試、推薦入試、AO入試、一般入
試（前期）、一般入試（後期）、外国人留学生入試、長期履修学生入試）、それぞれに出願資
格や選考方法を『入学試験要項』にて明示している。AO入試では、実技や専門知識を求
める入学試験課題の他に、全てのコースで「AO面接」を実施し、アドミッションポリ
シーに沿う人物かを評価している。また早期に入学が決定した受験生には合格後の課題を提
示し、入学までの期間、学習意欲を維持させるよう工夫している。

『入学試験要項』には実技、楽典、音楽理論、ソルフェージュなどの課題を示し、入学
試験でこれを実施することで、学習成果の把握と評価を行っている。さらに高等学校から
の調査書等による学習成果についての把握及び評価も行い、判定資料の参考としている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

合格者が入学後、順調に学習を始めることができるよう、入学試験の課題等の点検は定
期的に行うことと、入学前教育の効果的な指導方法を検討する。

長期履修学生は、全ての入試において募集されるようになったため、入試制度とするか
を検討する。

基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学における教育目的は「音楽を中心とした専門の技能、理論を深く教授研究し、実践
的能力を備えた教養豊かな人材の育成」である。学則第3条で定める人材養成目的には、
教育目的で示した人材を育成するために専門教育を行い、各コースにおいて、基礎と多く
の実践を経験することで、専門性の高い技術や知識を身に付けるとしている。

専門性の高い技術や知識の獲得を記した学習成果は、平成25年度に音楽科として定め、
『履修要綱』とウェブサイトで明示している。また学習成果は、各コースでも具体的に専
門的学習成果として定めており、学生にとって分かりやすく示している。

ディプロマポリシーに基づきカリキュラムポリシーが定められ、そのポリシーに沿って
教育課程をコースごとに編成していることは既に述べたが、そのカリキュラムを学ぶこと
で獲得できる学習成果を明確に示したことによって、一連の学習サイクルは確立された。

受験資格を授業の出席回数によって厳格に定め（実技科目は、前期試験ではレッスン回
数の半分以上、後期試験では年間20回以上。学科目では授業回数の3分の2以上）、試験
の方法等は『履修要綱』や『学生便覧』、クラス全体会、掲示を通して全ての学生に周知し
ている。

学習成果を査定する手段は原則として試験である。音楽という芸術の審査は本来主観性
に基づくものではあるが、本学では専門実技の試験に際して、客観的で公平な評価を行う

ために、複数教員による審査を行い、最高点と最低点を除外して集計している。授業科目においても、同一科目で複数クラスを開講している場合には、公平性を保つため共通試験を行っている。また授業によってはレポートを試験として課すなど、科目の特性に応じた学習成果の測定方法を定めている。

評価方法は100点法で算出された素点を、AからFまでの5段階の成績に振り分け、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、F(59点以下)とし、C以上を合格とし単位の認定をしている。その成績評価に基づき、学業成績を総合的に判断する指標としてGPAに反映し、S(4ポイント)、A(3ポイント)、B(2ポイント)、C(1ポイント)、F(0ポイント)として算出している。このことで学習成果が測定でき、学生に対し、学習成果の獲得を数値として示している。

なお、査定により得られた評価は学内外の演奏会を始め、特別な場での演奏者の選出や奨学生、表彰者などを選考する際に重要な基礎資料として用いられている。

評価の方法に関しては、平成24年12月から教員を中心に議論を行っていた検討会を、平成25年3月に点検評価小委員会の下に「評価方法等検討作業部会」として位置づけ、全学的な取り組みとして継続して検討ができるようにした。この作業部会は、主科の実技試験において、新たに2つの取り組みを導入することを提案している。まず、成績の基となる採点を行うだけでなく、教員が学生個々に対して「技術」「芸術」の観点別評価と自由コメントを記載する「所見フィードバックシート」の導入である。現状ではSからFまでの5段階の成績のみが学生に通知されているが、この方法で観点別評価とコメントを併せて学生にフィードバックすることができれば、学生にとって今後の勉強の参考となり、学習意欲と学習成果の向上にもつながる。次に、学生が試験曲について語る「プレゼンテーション」の導入である。学生氏名に続いて、作曲者名、演奏曲目、時代背景、解説などの「ひとこと」を主科の実技試験において語ることで、演奏技術だけではなく、演奏の場におけるプレゼンテーション能力を養うことを目的としている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

実技試験における「所見フィードバックシート」及び「プレゼンテーション」の導入を適切に実施できるようにすることが必要である。

平成25年度から定めた「学習成果」について、学生に十分周知する機会を設けることが課題である。

基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

キャリア支援センターでは、平成23年11月に「社会における音楽大学卒業生のニーズ調査」を、卒業生が就業している、また就業・就職の可能性のある企業や行政・公益法人等505団体を対象に実施した。この調査の目的は、音楽大学卒業生の社会におけるニーズや各界のニーズ等の把握を行い、音楽大学生に求められている資質・能力の整理と、結果をカリキュラム内容に反映させることであり、平成24年3月にキャリア支援センターが報告書として取りまとめた。この報告書は、本学学生の就職先における卒業後評価の調査と

いえる。

この結果を基に、カリキュラム（授業内容）に反映させた例を以下に挙げる。

音楽大学卒業生が、社会人として必要な能力についてたずねた設問の中で、一般企業等に就業するうえで特に重要な能力として最も多く挙げられたのが「コミュニケーション力（76.3%：複数回答可）」であった。このコミュニケーション力は、音楽大学卒業生が有する「優れている能力」としては9.7%と低く、また「不得意な能力」との回答で16.1%と3番目に高い結果であった。このことから、一般企業等において必要な能力でありながら、実態として学生はコミュニケーション力の獲得ができていないことが判明した。

この結果を受けて、平成24年度からキャリア関連科目と位置づけ、全てのコースで1年次の必修科目としている「音楽人基礎①」の講義内容にディスカッション・グループワーク、プレゼンテーションを取り入れている。また2年次で選択科目として設けている「音楽人基礎②」も同様に、講義内容にコミュニケーション力を養う上記要素を取り入れることとした。

さらにこの「ニーズ調査」のほかに、本学学生の就職先への卒業後評価の調査、並びに各企業等へのヒアリングをキャリア支援センターが定期的に行っており、その内容は企業向けに発行しているパンフレットにも反映されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

一般企業等の調査だけではなく卒業生へのアンケートも実施し、建学の精神を理解したか、履修科目によって本学が定める学習成果を獲得できたかを把握することが課題である。

[テーマ]

基準Ⅱ-B 学生支援

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

教員は、学科・コースの学習成果の獲得に向け、その達成状況を適切に把握している。評価の方法は定期試験（筆記・実技、課題提出、作品提出、成果発表）及びその他の試験（授業内小テスト）とし、科目ごとに方法と割合を定めて『シラバス』に明示している。

本学では、「学生による授業評価アンケート」を全学的に実施している。アンケートの結果は担当教員へ伝え、この結果を受け、評価結果に対する現状と、今後の課題と改善の方策についての執筆を行う。所見とアンケート結果は図書館で閲覧できる状態で公開し、以後の授業改善に活用している。

「FD 全体研修会」を年に2回実施し、授業改善への動機づけを図っている。また、部会及び分科会単位での「FD 研修会」も実施し、授業内容や学習成果に関する具体的な事項の検討を行っている。FD活動を促進するために設けたFD委員会は、授業改善に関する役割を果たしている。

本学ではクラス制を設け、専任教員がクラス担任として学生の履修や卒業に至る指導を行っている。全学一斉に実施するクラス全体会を年5回設定し、クラス担任は事前の打合せを行った上で、履修等に関するきめ細かな指導を行っている。

また授業や学習に関する学生からの相談に応じるため、「学習さぽーと」（オフィスアワー）の制度を設けている。

職員は、学習成果の獲得に向け以下のとおり、各課職員は責任を果たしている。

教務課職員は、『履修要綱』やシラバスの内容把握に努め、学習成果を認識するとともに、履修登録、履修単位数の確認、卒業判定シミュレーション資料の作成などを通じて、学習成果獲得に向け役割を果たしている。

学生課職員は、出席状況調査を統括し、問題のある学生の把握に努め、クラス担任が指導するために役立っている。また、各種奨学金等の経済的支援、課外活動などの支援も行っている。学生相談に関しては、専門のカウンセラー、専任教員と情報を共有し、クラス担任や保護者との連絡調整等を行っている。

キャリア支援センターの職員は、キャリア形成支援に関する科目や進路支援講座の企画・運営、進路意識調査などを通じて学習成果の獲得への支援をしている。

図書館職員は、図書・楽譜・雑誌・視聴覚資料等の収集、整理、提供、レファレンス等の業務を通じて、学習成果の獲得・達成に貢献している。

総務課及び施設設備課の職員は、施設設備の維持管理・貸出、楽器の維持管理・貸出、学生の個人用楽器の修理相談、コンピュータ機器の維持管理等を通じて学習成果に貢献している。

演奏センターの職員は、学習成果を発表の場を提供している。各種演奏会、公演を通して、対象となるコースの学生個々の学習成果を把握している。

事務職員は毎年実施している SD 研修会によって、学生支援の職務を充実させるとともに、組織の連携を図っている。

図書館では、学生の学習と図書館の利便性を向上させるために、ガイダンスや講座の開催、ポイントカードの発行を行っている。

学生は、授業でコンピュータを積極的に活用している。「音楽人ポートフォリオシステム」も導入しコンピュータの利用を促進している。

教職員が使用しているパソコンは学内のネットワーク及びインターネット環境に接続されている。メールアドレスは全ての専任教職員に発行され、業務に活用している。

学内コンピュータの機器やネットワーク環境等の維持管理をするため、専門技術を有する 2 名の職員を配置し、技術的な相談や要望に応じている。

学習成果の獲得に向けた学習方法や科目等のガイダンスとして、年度当初のオリエンテーション期間に新入生ガイダンス、履修ガイダンス、授業ガイダンス、クラス分け試験、レッスン打ち合わせ、履修相談、新入生アセスメントテスト等を行っている。

学生へ入学年度に配付する印刷物は、『履修要綱』、『履修登録に関する注意事項』、『学生便覧』である。シラバスについては平成 22 年度から電子化(Web シラバス)している。

基礎学力を補うため、「音楽基礎研究」、「鍵盤演奏表現 I」を用意している。また英語とイタリア語では、習熟度が不足している学生に対し、補習を行っている。

専門の実技科目において成績が優秀な学生には、大学主催の各種演奏会等に出演する機会を用意し、外国からの招聘教授レッスンを優先受講できるなど、高い学習成果が獲得できるようにしている。

留学生の派遣は行っていないが、海外研修を授業科目として設定し、全てのコースの学生

が履修できるようにしている。外国人学生に対する日本語教育については、専門の講師を置き、学習支援ができる体制を整えている。

学生生活全般を支援するため、学生生活委員会を組織している。また学生が主体的に参画する学生会、課外活動、昭和音大祭等の活動の支援を行っている。

食堂は、昼食だけでなく日替わりメニューを朝食や夕食も用意している。毎日朝食を、大学が一部負担し、学生が100円で利用できるようにしている。売店では、教科書・参考書、図書、楽器などの販売を行っており、学生は割引価格で購入できる。

宿舎が必要な学生に対して、女子学生寮と男子学生寮を設置している。学生課窓口と1階ロビー、購買店において下宿・アパートなどの紹介をしている。

交通事故のリスクを回避するため、電車やバス利用による通学を原則としているが、自転車と50ccの原付のみ、条件付きで通学方法として認め、そのための駐輪場を設置している。

奨学金等、学生への経済的支援として、給付奨学金、遠隔地出身学生支援奨学金、東成学園貸与奨学金、応急貸与奨学金、激甚災害に対する学費減免などの支援を行っている。このほか、成績優秀者に対して給付する給費生制度を設けている。

学生の健康管理を支援するため、看護師を2名配置している。カウンセリングについては学生相談員を組織し、メンタルケアは、臨床心理士の資格者が担当している。

学生の意見や要望を聴取するために、年に1回「学生満足度調査」を実施し、学習支援、進路支援、学生生活などの分野に関する満足度を聴取している。数値結果と自由記述に対する回答は、点検・評価委員会で検討した上で、図書館で公開している。

平成19年度から長期履修生制度を導入し、社会人を受け入れる体制を整えている。

障がい者への支援体制として、南校舎はバリアフリーの構造となっている。北校舎には、エレベーター、多目的トイレ、スロープを設置している。

学生の社会的活動を支援するため、「音楽活動研究①・②」を開設している。また「ボランティア論」を開設し、学生の社会福祉への貢献に対する意識を高めている。

ボランティア活動については学生課及び学生生活委員会が支援し、地域でのボランティア活動を学生会と連携して行うようにしている。

就職支援のための組織である「キャリア支援センター」は、運営委員会とスタッフ会議で組織されている。キャリア支援センターでは、各専門分野に精通したキャリアカウンセラーが個別相談に応じている。

資格取得のため、教職課程、社会教育主事課程に加えて司書課程を開設した。また要望の多かった保育士の資格も、「保育士資格試験対策講座」として支援をはじめた。

学生の進路に対する考え方を把握するため、例年6月から7月にかけて全学的に実施している「進路意識調査」の結果を分析し、学生の進路希望を把握している。

受験生には、『入学試験要項』によってアドミッションポリシーを示すとともに、教育目的、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーも併せて明示しているため、学生に対して3つのポリシーの関連性が理解できるように配慮している。受験生や保護者等からの問い合わせは、入試広報室で適切に対応している。入試広報室は教職員が高校訪問等を行う際、事前にガイダンスを実施し、適切な情報提供を行っている。入試広報委員会と入試広報室が相互に連携して広報活動の企画運営をしている。

入試の業務は学務部教務課が担当し、入試委員会、入試小委員会を組織している。入試の運営は、入試実施本部が行っている。AO 入試、公募推薦入試、給費生入試、指定校入試、一般入試（前期・後期）の多様な入試に対し、公正かつ正確に実施するため、それぞれの入試に出題委員、採点委員を定めている。

入学者には、年度当初の授業開始前に、履修、学生生活、図書館利用等に関するオリエンテーション期間を設けている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

学習さぼ一と（オフィスアワー）の実態を把握し、改善が必要かを検証する。

学生の学習成果と学習意欲を高めるため、演奏の機会を設ける検討を行う。

学内での無線 LAN（Wi-Fi）の設定ができるかどうか、調査を行う。

長期履修を希望する学生は、時間的な制約があるため、特定の入試日程による試験ではなく、全ての入試において募集できるようにする。

学生のボランティア活動を把握するため、アンケート調査等の実施を検討する。

[区分]

基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

教員は、ディプロマポリシーに対応して編成されている教育課程の各科目について、科目の教育目標と概要を念頭におき、シラバスで示した評価方法及び学習成果に基づき評価を行っている。評価の方法は試験（筆記試験・課題提出・作品提出・成果発表・授業内テスト）とし、科目ごとに方法と評価割合を定めている。シラバスはウェブサイトで公開されており、教員や学生は学内・学外を問わず随時、閲覧・確認することができる。またシラバスに沿って、半期科目は 15 回、通年科目は 30 回授業を行い、その後に試験等を実施したうえで学習成果の達成について評価している。

教員は、履修状況、学習成果の達成状況を、授業内小テスト、レポート課題、出席状況、学生の授業への取り組み姿勢、さらに期末試験等を通じて適切に把握している。特に、音楽大学の主軸となる専門実技科目は個人レッスンにより行われ、年間 2 回行われる試験の課題曲の演奏に向けた指導を通じて、教員は個々の学生の学習成果の達成状況を十分に把握している。また、外国語科目やソルフェージュ等の科目においては、プレイスメントテストを通じて学生の進捗・能力に応じたグレード制を導入したクラス編成を行った上で、そのクラスの状況に応じた内容の授業を行っており、教員は担当クラス及び学生の学習成果の状況を把握している。

教員は、「学生による授業評価アンケート」を毎年行っている。このアンケートは、その実施方法や設問内容等を併設大学と合同で組織されている FD 委員会によって検討され、最終的に教授会の審を経て全学的に実施されている。講義科目、実技科目共に原則 3 名以上の履修者のいる科目を対象としているため、ほぼ全ての科目及び教員が実施対象となる。

「学生による授業評価アンケート」の結果は、回答者数が 3 名未満の場合や、回答者が特定されてしまう科目や内容を除き、全て担当教員へ伝えられ、認識を促している。教員

へ伝える内容は、各設問項目の全科目の平均値との比較ができる「各設問項目の数値結果」と学生からの「自由記述」である。

教員には、アンケートの結果に対する所見の執筆依頼を行っている。教員は、アンケート結果に対する所見と、今後の課題と改善の方策について記述している。これは教員に対してアンケートの結果を認識し、今後の授業改善に活用してもらうことを目的とするものであり、原則として全ての教員を対象とするものである。

所見の執筆は、アンケート結果の分析による課題の発見を促し、以後の授業改善に役立っている。また所見はアンケート結果（学生からの自由記述は除く）とともに図書館で閲覧できる状態で公開される。これにより、学生への情報公開や他の教員の所見の確認等も可能になり、以後の授業改善に活用できる環境が整えられている。

教員は、専門分野別に組織されている部会及び分科会を定期的を開催して、授業内容について意思の疎通を図っているほか、日常的にも授業に関係する教員間で論議し、協力・調整を行っている。

全教員を対象とした「FD 全体研修会」を、併設する昭和音楽大学と合同で年に 2 回実施している。FD 全体研修会は、本学が行っている取り組みに関する情報や学生の抱えているメンタル面の問題等を取り上げ、授業改善への動機づけを図っている。

また、FD 活動の一環として、部会及び分科会単位で「FD 研修会」を実施し、授業内容や学習成果に関する具体的な事項の検討を行っている。この FD 研修会には専任教員だけではなく、非常勤教員も参加しており、教員間での意思の疎通などが図れる体制が整えられている。また授業内容・授業改善への取り組みについては、外部招聘による研修のほか海外からの招聘教授による公開レッスン開催時に教授法・演奏法・キャリアアップ等についての研修、他の教員の授業参観、テキスト等についての討議検討など多様な試みを行っている。

このような FD 活動を促進するため、「FD 委員会」が設けられており、年間テーマの設定や部会及び分科会相互の連携を通じ、教員間の意思疎通を促していく役割を果たしている。

教員は、教育目的と担当科目における教育目標の確認を、年度の初めに開催されている FD 全体研修会及び各分科会において行っている。また、通常授業期間内において、授業内での小テストあるいはこれに相当する実技試験を実施し、教育目標の達成状況の把握に努めている。さらにその評価のために、全授業回数を終了した後に定期試験（成果発表・課題提出を含む）を課し、達成状況を確認し、評価している。

本学では、学生をコースごとに編成したクラスを設けている。それぞれのクラスには専任教員が担任として配置され、学生の履修や卒業に至る指導を行っている。クラス担任は、年度当初にオリエンテーションや履修に係る勉強会に参加し、学生に対して、オリエンテーション期間中に履修等の確実な指導ができるようにしている。定期的（平成 24 年度は 5 回実施）に開催されるクラス全体会においても、全クラス担任が事前の打合せを行い、クラス全体会での指導内容を確認し、卒業に至るまでの履修等に関するきめ細かな指導を行っている。また、特定の科目については、専門分野の教員が授業ガイダンスを行ない、また履修相談にも応じている。

クラス担任は、年 3 回実施される出席状況調査に基づき、調査時点で設けた基準にした

がって学生に個別指導を行っている。また授業や学習における学生の相談に応じる「学習さぼーと」（オフィスアワー）の制度を設けている。従来、教員が時間を定め学生の相談に応じる形態でこの制度を導入していたが、実技のレッスンは授業時間で行われなため、特定の時間での対応が難しかったことから、時間を定めるのではなく、教員と学生が都合のよい時間を調整し、相談日時と場所を決めて行う形態で運営している。「学習さぼーと」（オフィスアワー）の制度のほかにも、必要に応じて教員が随時学生の相談に応じるなど、学生支援に意欲的に取り組んでいる。

教務課職員は、『履修要綱』やシラバスの内容把握に努めることで学習成果を認識し、学生が行う履修登録、履修単位数の確認、卒業判定シミュレーション資料の準備や資料作成などを通じて、学習成果獲得に向け大きな役割を果たしている。また、教務委員会等の委員会組織に構成員として参加し、必要に応じて説明または意見を述べ、さらに資格課程の履修手続、実習先との連絡・調整等の面でもその役割を果たしている。ほかにも、実技・学科目の試験等成績の取り纏め、個別学生の成績表の作成、卒業判定資料の作成等を通じて各コースの教育目的・目標の達成状況を把握している。

学生課職員は、出席状況調査等の集計により学習成果を認識し、問題のある学生の把握に努め、クラス担任が指導するために役立て、保護者からの問い合わせに対して直接対応することもある。また各種奨学金等の経済的支援、課外活動・大学祭に対する支援を通じて学習成果の向上につながる支援を積極的に行っている。学生生活上の人間関係や心の悩み、その他の学生相談に関しては、専門のカウンセラーと専任教員の中から学生相談員を委嘱しているが、学生課を中心とする事務職員も必要な情報を共有し、クラス担任や保護者との連絡調整等を行い、学習成果の獲得に向けた側面的支援を行っている。さらに、学内・学外の奨学金の資料作成等により、各コースの教育目的・目標の達成状況を把握している。

キャリア支援センターの職員は、キャリア形成支援に関する科目についての学習成果を把握し、他科目とのバランスを認識している。キャリア支援センターの業務においても、キャリア形成支援に関する科目の企画・運用に関する事務、進路支援講座の企画・運営、進路意識調査及び進路状況調査、各種進路に関する情報の収集・提供などを行うことで、進路に関する学習成果の獲得及びその支援に貢献している。

演奏センターの職員は、本学の学習成果を認識した上で、その成果発表の場を提供している。各種演奏会、公演、学習成果の発表に関わる支援の事務業務を行うことで、対象となるコースの学生個々の学習成果を把握している。

図書館職員は、図書・楽譜・雑誌・視聴覚資料等の収集、整理、提供、レファレンス等の業務を通じて、学習成果の獲得・達成に貢献し、学生の学習と図書館の利便性を向上させるために、「大学での学びのポイントと図書館活用、著作権等」「レポートのつぼ」の講座を開催し、新入生にわかりやすく説明している。また「図書館利用案内」を作成して図書館の活用を促しているほか、冊子として制作している「情報検索のつぼ」では、大学を通して相互貸借を行っている国立国会図書館所蔵の検索方法を紹介し、「OPAC 操作の手引き」では、パソコンを使って図書館の資料を検索するシステムを詳細に伝えることで、学習支援を行っている。さらに、新入生を対象に少人数グループでの図書館案内や資料の検索方法を説明する「図書館ツアー」を実施し、入学後早々から学習向上に向けた図書館の

利用を促している。

総務課及び施設設備課の職員は、施設設備の維持管理・貸出、楽器の維持管理・貸出、学生の個人用楽器の修理相談、コンピュータ機器及びネットワーク環境の維持管理を通じて学習成果に貢献している。

学生に対して履修及び卒業に至る支援は、実際的にはクラス担任である教員が行っているが、事務職員は、そのための資料作成・状況把握を行うとともに、学生数が多いクラスには事務職員も指導の補助を担い、クラス担任勉強会にも参加する。さらに、窓口相談に来た学生には事務職員が直接指導も行っている。

上記職員のほか、全ての専任事務職員を対象とする SD 研修会を毎年実施している。平成 24 年度は「学びと人間 - 大学教育をめぐる課題を中心に考える」と題した講演を学長が、「学園の歴史とともに振り返る音楽制作」を理事長が講演し、大学教育の在り方の一例を提示した。また「平成 24 年度産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業について」をキャリア支援センター長が報告し、大学としての新たな連携事業について共有化をはかった。また事務職員が分かれて実施する分科会では、キャリア支援センターやアートセンター、学生相談室等の業務内容について共通認識を図った。自身の部署の業務だけでなく、他部署の内容を知ること、組織としての連携を促している。また学外での研修会も活用し、日本能率協会主催の SD フォーラムなどに積極的に参加を促している。新たに採用された職員には、配置される部署だけではなく、全ての部署の業務内容が把握できるよう初期研修を実施している。

図書館ではポイントカードを発行し、学生が図書館資料の貸与点数に応じて、利用の少ない時間・曜日での貸与点数に応じて、図書館が行うイベントやガイダンスへの参加回数に応じてポイントを付与することで、学生の利用促進を図っている。ポイントの付与により、図書の貸出冊数が増える、図書館内のみ利用が制限されている CD 等視聴覚資料の貸出が可能になるなどの特典がある。また図書館職員は入口付近に設置されているインフォメーションカウンターで、学生に対して図書館に関しての総合的な案内を行っており、他にもノート型パソコンの貸出やグループエリア、セミナールーム（グループ研究やサークル等で利用できる部屋）の申し込みの受け付けにも対応している。さらに、学生が資料として希望する図書、楽譜、視聴覚資料についても、図書委員会で選考したうえで購入できるような制度を設けていることで、学生の利便性を向上させている。

また、ハード面においては、LD 再生機器の入手が不可能になってきているため、利用頻度の高い LD から DVD への媒体変換を順次実施している。またソフト面では、OPAC(図書検索システム)について各コースの専門内容に即しながら、図書館教職員が授業形式でクラス別の説明会を行うなど、図書館の利便性の向上を図っている。

コンピュータの活用について、授業では、教養・基礎科目としての「情報機器演習」、デジタルミュージックコースの専門科目としての「コンピュータ音楽」や「コンピュータリテラシー」、「コンピュータ音楽概論」などにおいて積極的に活用している。また、平成 23 年度から本格的に実施している Web シラバスでは、教員が学内外からコンピュータを用いて入稿や確認ができるようになった。さらに、同年度から「音楽人ポートフォリオシステム」も導入され、全ての学生にログイン ID を発行し、コンピュータの利用を促進している。このシステムは学生のキャリア支援に活用されているとともに、必修科目である「芸

術特別研究」におけるレポートの提出や教職課程履修者の「教職課程カルテ」の作成等にも活用されている。

このほか、ソルフェージュの一部のクラスにおいて、平成 23 年度後期から、授業中に学生にタブレットコンピュータを貸与し、活用している。タブレットコンピュータには教員が開発した楽譜教材が保存されており、学生が教員の指示する楽譜の演奏や関連動画を見ながら学習できる授業を展開している。

また、専任教員は個人研究室において、非常勤教員は共同研究室のコンピュータを使用して教材・資料の作成、研究活動に活用している。専任教員はさらに「音楽人ポートフォリオシステム」や「教職課程カルテ」などの学生の入力内容に対するコメントを入力し、学生の指導にも活用している。

職員は、パソコンが 1 人 1 台以上与えられており、学内での使用だけではなく学外でも使用できるようタブレットコンピュータを備え、学校運営に活用している。

教職員が使用しているパソコンは学内のネットワーク及びインターネット環境に接続されている。またメールアドレスは全ての専任教職員に発行し、業務に活用している。

シラバスの電子化(Web シラバス)、Web による履修登録、Web におけるポートフォリオシステムも稼働し、学生のコンピュータの利用は促進されている。学生の利用に際しては、Web 履修登録はクラス全体会で入力方法を周知し、ポートフォリオシステムの使用方法は授業内で指導している。

Web シラバスの閲覧や履修登録ができる学生専用のポータルサイトは、休講や補講、教室変更の情報を随時更新しており、学生の利便性を高めている。このポータルサイトには他にも、英語圏からの招聘教授と学生による英語でのインタビューや英語による座談会、英語ブログを公開しており、その作業にかかわった学生のみならず、他の学生に対する意欲喚起にも役立っている。

教職員は、日常的にコンピュータ技術の向上を図っている。さらなる研修等の必要が生じた場合には、事務職員においては「自己研修に関する規程」、専任教員においては「個人研究費規程」を活用することもできる。

学内コンピュータの機器やシステム、ネットワーク環境の維持管理を行う情報基盤係には専門技術を有する 2 名の職員を配置し、技術的な相談や要望に応じている。また日々のメンテナンスによりパソコン個々にウイルス対策を施し、情報漏えいや外部からのハッキング行為への対策を講じており、学生支援を充実させるためのコンピュータ利用とその安全性は確保されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学習さぽーと（オフィスアワー）を含む学習上の質問や相談に適切な対応ができているかを把握し、学生への支援体制の運用を検討する。

基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

学習成果の獲得に向けた、学習方法や科目等のガイダンスは、年度当初のオリエンテー

ション期間に行っている。平成 25 年度はオリエンテーションを 5 日間かけて行い、新入生ガイダンス、履修ガイダンス、授業ガイダンス、クラス分け試験、レッスン打ち合わせ、履修相談、新入生アセスメントテスト、単位互換説明会等を行った。

【新入生ガイダンス】

- ・オリエンテーションの趣旨や目的を案内した。
- ・学生が在籍する学科・コースに分かれ、カリキュラムの説明、入学から卒業までの流れを説明した。在学生や卒業生からも説明を行い、コースの理解を促した。
- ・『学生便覧』に基づいて、諸手続きや学生生活について説明した。
- ・「アルテリッカしんゆり」等、地域との関わりについて解説した。
- ・本学の学生であることの自覚と誇りを身に付けてもらうため、本学園の沿革、建学の精神、教育方針を説明した。
- ・知っておくべき授業の種類や授業への取り組み方、自らの力で学ぶ方法を説明した。
- ・蔵書、CD 等の貸し出し方法など、図書館利用に関して説明した。
- ・学生会から公認サークルについて説明した。

【履修ガイダンス】

- ・履修登録について説明した。

【授業ガイダンス】

- ・各授業の授業内容や履修計画、モデルパターンやクラス分け試験について説明した。
- ・資格課程（教職、社会教育主事、司書）の履修を希望する学生への説明と、履修相談を行った。

【クラス分け試験】

- ・英語、ソルフェージュ、楽典、音楽理論、コードプログレッション、リズムトレーニングについての試験を行った。

【レッスン打ち合わせ】

- ・年間のレッスン日程を担当教員と調整し決定した。

【履修相談】

- ・各部会及び分科会の教員が時間割や履修方法について個別に相談を受け付けた。

【新入生アセスメントテスト】

- ・自己分析により自分の強みや良さを発見し、理想のキャリアデザインを構築するためのテストを行った。

【単位互換説明会】

- ・単位互換協定を結んでいる他大学での科目を本学で認定し単位修得する方法や手続きについて説明した。

履修ガイダンスはクラス全体会の 1 回目として位置づけており、クラス担任は『履修要綱』『履修登録に関する注意事項』などを用いて履修指導を行い、学習の目的や動機付けなどを含めて、選択科目の相談等にも応じている。なおクラス担任は、「クラス担任勉強会」に参加して履修に関する変更点等の情報を共有し、適切な指導ができるように努めている。

学生に入学年度に配付する印刷物は『履修要綱』のほか、各年度当初に『履修登録に関する注意事項（時間割含む）』、『学生便覧』である。シラバスについては平成 23 年度から

電子化(Web シラバス)されている。『履修登録に関する注意事項』では履修と登録の仕方を具体的に解説している。さらに外国語の履修に関しては「外国語学習の手引き」を配付し、ソルフェージュを履修しようとする学生には、4月のオリエンテーション期間にソルフェージュに関する資料を配付している。また資格課程の履修についても4月のオリエンテーション期間に『資格課程ハンドブック』を配付している。

本学のカリキュラムにおいては、基礎学力を補うための授業科目を設け指導を行っている。音楽理論系の科目として、楽典の基礎を確立し「和声学」の学習にスムーズに移行できるようにする「音楽基礎研究」、ピアノ専門以外の学生のピアノの基礎力向上を狙う「鍵盤演奏表現Ⅰ」がそれに相当する。

外国語科目である英語とイタリア語では、以下のとおり補習授業を行っている。英語については、前期末の時点で習熟度が不足している学生を指名し、9月に2回、11月に1回補習を行っている。イタリア語では、「基礎イタリア語」を履修中の1年生のうち、習熟度に応じて12月に補習を行っている。

このほか、教員は授業内外において個別に指導に当たっている。

クラス担任は、定期的に学生の履修状況や出席状況を把握し、履修指導を実施している。ほかに、授業や学習における学生の悩みについて、専任教員が専門分野の相談に応じる「学習さぼーと」(オフィスアワー)を設けている。ほかにも学習上の悩みだけでなく、セクシャル・ハラスメント、友人関係など学生生活全般の悩みを相談する手段として、「学生相談室」や担当教員、カウンセラーを配置している。

語学やソルフェージュ科目などにおいて、能力別の科目設定を行うことで、基礎あるいは初級の段階を終えている学生に対し、中級レベルの科目を、中級レベルを終えている学生には上級レベルの科目を設定し、進度・能力に応じた学習ができるようにしている。

また、履修状況の優れた学生については、キャップ制の上限を超えた履修ができる制度を用意している。

専門の実技科目においては、成績が優秀な学生には、大学主催の各種演奏会、メサイア公演等に出演する機会が多く用意されている。また、外国からの招聘教授によるレッスンを、部会及び分科会からの推薦により優先して受講でき、高い学習成果が獲得できるようにしている。さらに、部会及び分科会の推薦を経て定例の学内演奏会、卒業演奏会、学外団体が主催する演奏会への出演など成果の発表の場を与えている。

留学生の受け入れについては、現在、外国人留学生は在籍していないが、留学生の受け入れに備え、併設する昭和音楽大学と合わせて学生生活委員会のもとに留学生アドバイザーの制度を設けている。

また、留学生の派遣は行っていないが、海外研修を授業科目として取り入れ、選択科目として全てのコースの学生が履修できる配慮をしている。併設大学と合わせて専任教員と事務職員による海外研修委員会を組織し、学生に対して海外研修制度の説明等を積極的に行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

成績が優秀な学生だけでなく、多くの学生に演奏の機会を設ける必要がある。

基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

教職員の組織として、学生生活委員会及び学務部学生課が連携して学生生活支援を行っている。学生生活委員会は教員及び担当事務として学務部学生課で構成され、学生会、課外活動、大学祭、学生の健康管理、カウンセリング、学寮における生活支援、退学の防止、学内奨学金、日本学生支援機構の奨学金、その他学生生活に関わる支援全般について対応している。委員会は月 1 回定例で開催している。委員会の下に学生相談員、学寮アドバイザー、留学生アドバイザーを置いている。学生相談員は、氏名、出校日、研究室を『学生便覧』に示して学生の相談に応じやすくしている。さらに、臨床心理士による相談に対応するため、学生相談室を設け、前述の学生相談員で資格を有する教員と、非常勤のカウンセラーが交替で週 5 日対応できる体制を整えている。学生課職員は、学生生活委員、学生相談員、学寮アドバイザー、留学生アドバイザー、看護師等と連携して、個別の事情に応じた対応をしている。

また、南校舎、北校舎ともに保健室を設け、看護師 2 人が交替で勤務して学生の健康上の問題等に対応している。

この他、クラス担任や、必要に応じて個人レッスン担当教員も学生生活上の諸問題に対応することとしている。

学生が主体的に参画する組織や活動に対し、以下のとおり支援する体制を整備している。

【学生会】

学生の課外活動は学生会を中心に運営されている。学生会は本学及び併設大学の全学生によって構成された組織である。学生会役員は、学生会規約にしたがって活動を進め、必要に応じて学生生活委員会に報告を行っている。また、日常的な事項については学生課職員が学生会の運営について役員の学生の相談に応じるなど支援を行っている。拠点となる学生会室は南校舎 1 階エントランス事務局横に設置し、事務局との連携も取りやすくしている。

【課外活動（クラブサークル活動）】

学生会及び課外活動を行う学生会登録団体に対しては、学生生活委員会と学生課が連携し、支援をしている。登録団体については学生会がとりまとめ、学生生活委員会を経て教授会で承認されている。平成 24 年度はクラブサークルとして 37 団体を承認した。公認のクラブサークルは専任教員が顧問となり、合宿を行う際は、顧問または指導教員が引率者として同行することを確認し、注意事項を書面及び口頭で合宿中の事故に対する注意喚起を徹底している。公認サークルは学内ホール（「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」及び「ユリホール」）を無料で使用できる制度がある。平成 24 年度は「ユリホール」7 団体、「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」2 団体について申請を了承した。また活動する教室等の提供も行っている。平成 24 年度はさらに、公認クラブサークルの外部指導者招聘についても 1 件を承認した。

【昭和音大祭】

学園祭として、「第 43 回 昭和音大祭」が、平成 24 年 11 月 3 日（土）、4 日（日）に

行われた。これは学生会のもとに組織される昭和音大祭運営委員会によって企画・運営されている。例年 70～80 団体が参加し、複数会場におけるコンサートを中心に、発表や展示などが行われている。運営委員会はテーマ、開催コンセプト、企画内容、施設利用等の概要を学生生活委員会に報告し、学生生活委員会は必要な助言をし、教授会に報告する。クラブサークルの顧問教員などが指導助言するほか、大学は財政的な支援として運営費の一部を助成し、学生生活委員会及び学生課は模擬店の設営や会場の準備、運営、収支決算等について指導助言をしている。

学生食堂、売店の設置等、学生に対しては以下のとおり提供している。

【キャンパス・アメニティ】

南校舎 1 階にカフェテリア（食堂）がある。昼食だけでなく、日替わりメニューで朝食や夕食もセットメニューで利用できる。健康管理の観点から、メニューにはカロリー数値を示している。「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」前の広場には軽食堂「カフェ・カンピエッロ」とレストラン「イル・カンピエッロ」があり、学生は安価で利用することができる。

平成 20 年度秋季より食育推進期間を設け、期間・食数限定で朝食の無料提供を行った実績をもとに、平成 22 年度からは、授業期間中、毎日朝食を、大学が一部負担することで学生が 100 円で利用できるようにしている。この取り組みは好評であり、また食育の重要性を鑑み現在も継続している。

【売店】

南校舎には業者委託による購買店「インテルメッツォ」が設置されている。教科書・参考書を扱うほか、楽譜、図書、CD、文房具、楽器、演奏会等のチケットなどの販売を行っており、学生は割引価格で購入できる。カフェテリア横には食品専門のミニコンビニがあり、弁当・サンドイッチのほか各種飲食物を販売している。また、北校舎を多く利用する学生のために、移動販売車による昼食販売を行っている。

宿舎が必要な学生に対しては、以下のとおり支援を行っている。

【女子学生寮「フィオーリ生田」】

小田急線新百合ヶ丘駅より新宿方向に 3 駅目の生田駅から徒歩約 10 分の位置に、平成 19 年に竣工した地上 4 階地下 1 階建ての女子学生会館がある。全室個室で 64 室、定員 64 名である。各階にキッチン、トイレ、洗面所、洗濯室があり、ほかに共用の練習室、浴室、シャワー室がある。食事の提供はないが、各室に冷蔵庫を配備している。入寮希望者に対しては書類及び面接結果により選考し、平成 25 年度には短大生は 28 名（1 年 19 名、2 年 9 名）が在寮している。寮監・寮母夫妻が常駐し、寮生活を支援している。なお、学寮アドバイザーが寮生活の相談を担当し、定期的に寮生との個別面談や懇談会を開いている。

【男子学生寮「イルソーレ南生田」】

新百合ヶ丘駅から新宿方向に 2 駅目の読売ランド前駅から徒歩約 14 分、生田駅よりバスにて南生田 2 丁目下車 1 分の位置にあり、平成 24 年度に開設された。女子学生寮と同様の設備を整え、定員は 20 名である。寮監 2 名が交替で常駐している。短期大学

部 3 名（1 年生 2 名、2 年生 1 名）が在寮している。

【下宿・アパートなどの紹介】

学生課窓口と 1 階ロビー、購買店においてパンフレットを用意し、紹介している。通常物件の紹介だけではなく、音楽大学の学生特有の条件である、「ピアノが置ける」「防音仕様」のアパートやマンションについての情報も常に提供している。

本学は、小田急線新百合ヶ丘駅より南校舎へは徒歩 4 分、北校舎へは徒歩 1 分に位置し、通学に至便な立地条件にある。交通事故のリスクを回避するため、電車やバス利用による通学を原則としている。ただし、自転車と原付（50cc 未満の原動機付き自転車）のみ、安全運転を心がけることを条件に通学方法として認め、南校舎、北校舎ともに駐輪場を設けている。

奨学金等、学生への経済的支援として、以下の制度を設けている。

【給付奨学金】

給付奨学金は、経済的理由により学費の支弁が困難な者で、学業成績・人物ともに優秀な者に対して奨学金を給付する制度である。給付額は授業料の全額、 $3/4$ 、 $1/2$ 、 $1/4$ の 4 種類となっている。本人からの申請に基づき、家計状況に関する資料や学業成績などにより書類審査、面接を行い、奨学生選考委員会を経て学長が決定し、教授会に報告する。1 年次生については入試時に決定する。平成 24 年度の学年別実績は、1 年生 8 名、2 年生 18 名である。

【遠隔地出身学生支援奨学金】

この制度は、強い向学心を持ちながらも、経済的な事由により学資の支弁に困難を来している、遠隔地出身で自宅外通学をしている学生に対し、年額 24 万円を給付する制度で、平成 22 年度より新設した。本人からの申請に基づき、家計状況に関する資料や学業成績などにより書類審査、面接を行い、奨学生選考委員会を経て学長が決定し、教授会に報告する。1 年生については入試時に決定する。平成 24 年度の学年別実績は、1 年生 8 名、2 年生 11 名である。

【東成学園貸与奨学金】

この奨学金は、経済的理由により学資の支弁が困難な者に対し、本学園が奨学金を貸与することにより学生生活充実の一助を担うことを目的としている。貸与額は授業料 4 分の 1 相当額であり、他の奨学金との併用は妨げない。本人の申請に基づき、書類審査、面接により奨学生選考委員会が選考し、決定する。平成 24 年度の実績は 2 年生 1 名であった。

【応急貸与奨学金】

主たる家計支持者の失職、死亡または災害による家計急変のため学費の支弁などに支障を生じたときに、学費の一部を貸与することにより経済的に支援することを目的とした奨学金制度である。

【外国人留学生奨学金】

外国人留学生のうち、経済的理由により学資の支弁が困難な者で、学業成績・人物ともに優秀な者に対し、学生生活を支援することを目的として、奨学金を給付する制度で

ある。この制度は平成 24 年度入学者から適用した。

【激甚災害に対する学費減免】

地震・豪雨洪水等の激甚災害（以下激甚災害という）に被災した場合に、学費等の減免措置による経済的支援を目的として、激甚災害に伴う学納金等減免制度を設けている。

特に東日本大震災については、前述の規定によらず、被災学生に対しては自宅被災の程度に応じて、平成 25 年度の新入生 5 名、2 年生 4 名に対して授業料・施設費の減免を行った。原発事故によって避難生活を余儀なくされた 2 年生 1 名、震災の影響で家計が急変した 2 年生 1 名に対しても同様に支援を行った。

【その他】

日本学生支援機構や自治体・民間団体による奨学金について、資料の配付や手続きの説明をするなどの支援を行っている。ほかに在学生・卒業生等の親族が入学する際には学費減免措置がある。

上記の経済的支援とは別に、本学には、成績優秀者に対して給付する給費生制度を設けている。給付額は授業料全額及び施設費、授業料の全額、授業料の 3/4、授業料の 1/2、授業料の 1/4 の 5 種類である。1 年生は入試判定時に決定され 2 年生は前年度の在学成績によって判定を行うため、入学時には給費生でなかった学生が 1 年生の成績により新規に給費生となることもある。

新入生で採用する場合は、給費生入試で受験をした者が対象であるが、AO 入試や一般入試において、特に優秀な成績であるとして、各部会及び分科会が推薦し、教授会が認めた場合、所定の試験・面接等を経て採用することがある。

在学生の場合は、前年度の成績の状況により、各部会及び分科会から推薦され、面接を行った後、給費生選考委員会に諮り、教授会で決定される。平成 24 年度の給費生は、1 年生 6 名、2 年生 16 名であった。

学生の健康管理、カウンセリングとして以下の取り組みを行っている。

【健康管理】

南校舎と北校舎にそれぞれ保健室があり、看護師を 2 名配置している。看護師は南校舎に週 5 日、北校舎に週 2 日在室している。

学生全員に年 1 回、健康診断を実施し、結果を個別にフィードバックしている。また、希望者にはアルコールのパッチテストも実施している。医師は常駐していないが、校医として新百合ヶ丘ステーションクリニック院長と契約している。なお、受動喫煙防止と健康増進の観点から敷地内全面禁煙とし、『学生便覧』や学内掲示を行い、意識を高めている。

【カウンセリング】

学生相談を担当する学生相談員は、併設する昭和音楽大学の専任教員を含め 5 名で組織され、面談及び FAX、手紙で相談に応じている。特にメンタルケアについては学生相談担当の専任教員として、臨床心理士の資格を有するカウンセラー 1 名を平成 23 年度に併設大学の専任講師（本学も兼任）として採用した。平成 24 年度からは本学の専任講師に異動して授業のほか学生相談も担当している。さらに平成 25 年度からは非常勤の臨床

心理士 3 名を採用し 4 名体制で相談に応じている。学生相談については入学時のガイドランスや『学生便覧』、リーフレットで周知している。

本学では、学生生活に関して学生の意見や要望を聴取するために、年に 1 回、「学生満足度調査」を実施し、「学習支援」「進路支援」「学生生活」「図書館」「教職員の対応」「施設設備」の各分野に関する満足度を聴取している。この活動は点検・評価委員会が主体となり、平成 19 年度より毎年実施している。平成 24 年度は上記分野で計 28 の調査項目を設定した。

結果は学生からの要望等の自由記述も含め、全て点検・評価委員会及び点検評価小委員会で点検している。学生からの自由記述は、記述に関連する部署と改善策を検討し、点検・評価委員会で審議のうえ、学生に回答している。数値結果と自由記述に対する回答は、図書館で公開している。

このほか学生会室前に投書箱を常設しており、学生の意見が聴取できるように努めている。

日本語教育については、専門の講師を置き、「外国人留学生奨学金制度」を設け、留学生の学習及び生活支援ができる体制を整えている。

本学では、現に職を有し職務上の理由により学習時間の制約がある者、自らが学費を支払うために長期履修を余儀なくされる者、家事・育児・介護等に従事しているため学習時間に制約がある者等について、平成 19 年度から長期履修学生制度を導入し、受け入れる体制を整え、平成 25 年度は 5 名が入学している。長期履修学生として入学を希望する者には、入学試験に先立ち事前面接を実施し、学習目的・学習計画を確認したうえで受験を認めている。また、在学生でも、同様の事情が発生する場合があるので、この場合も、同様に面接を実施し、以後の学習目的・学習計画を確認したうえで教授会で判定をしている。

学習面や学生生活面のサポートは通常の学生と同様にクラス担任を中心に行っている。

障がい者への支援体制に関しては、南校舎はバリアフリーの構造となっており、階段には点字ブロックがある。エレベーターが 3 基あり、障がい者用多目的トイレ、障がい者用駐車スペースも整備している。北校舎については、エレベーター、多目的トイレ、スロープを設置している。

学生の社会的活動については、平成 21 年度より「音楽活動研究 I・II」（選択各 1 単位）を開設し、単位認定することになっている。この科目は、本学の学生の専門性を生かした活動を軸に、学生が主体性を持って学び、自己表現力やコミュニケーション能力、「礼・節・技」の備わった音楽人として地域と共に育ち成長することを目指している。併設する昭和音楽大学の学生とともに履修する科目であるが、履修登録者のほかに、この活動の参加登録のみをしている者もあり、その数を含め短期大学生は、平成 24 年度は 6 名、平成 25 年度は 11 名である。

他に、授業科目としては平成 21 年度より「ボランティア論」（選択 2 単位）を開設し、学生の社会福祉への貢献に対する意識を高めている。

ボランティア活動については学生課及び学生生活委員会が支援し、地域でのボランティア活動を学生会と連携して行うようにしている。

このほか、平成 22 年度より学内(南校舎)2 か所にエコキャップの回収ケースを設置し、

清掃業者の協力を得て集積してきた。平成 24 年度は約 70,000 個が回収され、途上国の 80 名の児童分に相当するポリオワクチンが供給された。その他、大学近隣の清掃活動も行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学生満足度調査において、学内での無線 LAN (Wi-Fi) の設定を求める意見が増えてきており、対応が必要である。

長期履修学生入試において、試験に先立ち事前面接を実施し、学習目的・学習計画を確認したうえで受験を認めているが、受験生に時間的制約のある場合には負担となっていることが課題である。

学生のボランティア活動について、組織的に把握できていないことが課題である。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

就職支援のための組織として、「キャリア支援センター」を設け、併設する昭和音楽大学と合同で運営している。キャリア支援センターは運営委員会とスタッフ会議で組織され、全学的に取り組むという方針から、教員は各部会及び分科会のメンバーを網羅し、事務局も学生・教務部門のみならず演奏、生涯学習、入試広報、企画、楽器担当等学生のキャリア支援に関連する部署を広く含めている。

キャリア支援センターでは、担当職員と各専門分野に精通したキャリアカウンセラー 2 名が個別相談に応じている。また年間を通じて進路支援プログラムを企画・実行している。『キャリア・サポートガイドブック』の作成も行っている。全学生を対象とした「進路意識調査」を実施し、その結果に基づいて対策講座を開講するなどの支援を行っている。この調査結果は教授会に報告され情報共有を図っている。キャリア支援センターには、オーディション情報、求人票、各種募集要項、企業案内、進学情報などが配架され、求人票や資格取得講座などの案内を常時掲示している。また 4 月のオリエンテーション期間にキャリア支援センター説明会を実施し、学生の進路意識を高めている。

本学では平成 24 年度に、資格取得のための課程として、従来の教職課程、社会教育主事課程に加えて司書課程を開設した。特に音楽の分野を専門とした司書の養成を図り、学生の進路の選択肢を広げることとした。

進路支援としては、就活スタートガイダンス、卒業生によるパネルディスカッション、音楽教室を開設するための講座、音楽教室採用説明会、オペラ団体による研究生募集説明会、自衛隊音楽隊採用説明会、教員採用試験受験対策講座、リーダーズヴォイス講座、就活マナー・面接・履歴書の書き方等の各種講座を開催している。これらに加え、ヤマハ、カワイなどのグレード資格を取得するための講座、秘書検定取得講座などを実施している。

また、学生から要望が多数寄せられていた保育士の資格取得についても、平成 24 年後期から「保育士資格試験対策講座」として新たに支援を行った。平成 24 年 9 月に行った保育士資格試験対策講座ガイダンスに 35 名の学生が参加し、そのうち対策講座には 32 名が参加した。

そのほか、音楽人、社会人としてのテーブルマナーを学ばせるために、本学敷地内のレストランを活用したテーブルマナー講座を、卒業年次生を対象に実施している。

音楽の単科短期大学である本学では、企業への就職をもとにした就職率という面だけではなく、学生の進路決定率という考えを学生の進路支援の中心として捉えている。卒業後すぐに教員や音楽教室の講師になった卒業生以外にも、さらに研鑽を重ねて就職する場合や、そのための経済的基盤を得るために就職をすることもある。さらに演奏活動や編入学という選択をする卒業生も多い。フリーで活躍する演奏家などは、音楽大学にとって理想的なキャリアであるにも関わらず、企業就職ではないため就職率には反映されない。このように短期大学在学の2年間だけで判断できない面が多くあり、本学においては、学生の将来を考えた上でのキャリア支援という視点を重視している。

このような理由から、「進路意識調査」あるいは「進路決定状況調査」においては、進路の分類を、教員、音楽教室講師、ホール・音楽事務所の職員、自衛隊等の音楽隊、各種演奏家、オーケストラ・合唱団・バレエ団等の団員、進学・留学等 33 項目にわたって細分化して調査・分析するとともに、次年度以降のキャリア支援活動に活用している。

また学生は個人レッスンの指導教員に相談し進学を考えることが多い。本学では指導教員に非常勤講師が多いため、進学に関して正確な情報を伝えることや適切な助言が行えるよう、FD 研修会等を利用し教員間での情報共有の場を設けている。

学生の進路に対する考え方を把握するため、例年6月から7月にかけて全学的に実施している「進路意識調査」の結果を分析し、学生の進路希望を把握している。本学の場合、併設大学への進学希望者が多い。進学先のコース選択等、相談・助言は個人レッスンの指導教員の指導によるところが大きいが、必要に応じてクラス担任、事務局も編入後に備えて履修指導をして支援を行っている。

また、在学生に対する海外での留学を支援する制度は設けていないが、「海外研修Ⅱ・Ⅳ」はいずれも海外において識見を高めることができ、それが留学の動機付けとなっている。また、学生が個人で参加した海外セミナー、演奏旅行等の活動を単位認定する科目（「海外研修Ⅴ」）もある。

留学関係資料として、日本学生支援機構が発行する冊子『私がつくる海外留学』などを常時閲覧できるように用意している。

卒業後に海外留学をする卒業生の支援として、「下八川圭祐基金」と「同侪会留学助成金」を設けている。「下八川圭祐基金」は、昭和58年に、創立者・故下八川圭祐を顕彰して設けられたもので、法人が設置する各学校の卒業生のうち、人格・技能ともに優れ、音楽家として将来が期待される者の研修に対して助成金が給付される。「同侪会留学助成金」は同窓会組織である同侪会が設けているもので、本学と昭和音楽大学の卒業生及び修了生の海外留学などの研修に対して給付される。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

新たに支援を行った「保育士資格試験対策講座」について、学生への案内から講座の実施までの時間が短かった。周知するために十分な時間を確保することが課題である。

基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

入学者受け入れの方針は、アドミッションポリシーとして『入学試験要項』とウェブサイトにて明確に示していることは既に述べたとおりである。『入学試験要項』には、アドミッションポリシーだけでなく、本学の教育目的、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーも併せて明示しているため、学生に対して3つのポリシーの関連性が理解できるように配慮している。また『入学試験要項』は、高校の進路指導担当者や音楽担当者、受験指導を行っている音楽指導者へも送付している。さらにアドミッションポリシーは、各種講習会や、学校説明会、コース別説明会、進学説明会などで教職員が直接説明する機会も設けている。

受験生、保護者、高校の進路担当者、実技指導者等からの電話やメールでの問い合わせは、入試広報室で対応している。問い合わせ先は、『Guide Book（学校案内）』や『入学試験要項』、ウェブサイトにて明示している。またフリーダイヤルによって問い合わせがしやすい配慮をしている。全国各地で教員による実技レッスンや音楽理論等の指導を中心とした講習会を行っているが、レッスンなどの指導だけではなく、職員も赴き受験等の相談に応じている。入試広報室以外の職員も対応を行うため、事前に職員へガイダンスを行い、受験に関する問い合わせに対して適切に対応できるようにしている。また教職員が高校訪問を行う際も、事前にガイダンスを実施し、適切な情報提供を行うようにしている。

オープンキャンパスのほか、本学で行われる夏期講習会、秋期講習会、冬期講習会においても同様に受験相談の場を設け、各コースの教員、入試広報室の職員が入試全般について対応している。また学内見学希望者に対しては、平日に施設の案内を実施し、個別に対応している。

広報及び入試事務の体制については以下のように整備している。

広報に関わる組織は、教学運営組織である入試広報委員会と事務組織である入試広報室が相互に連携して広報活動の企画運営をしている。

『Guide Book』や『入学試験要項』など関連の資料をもとに、教員と事務職員が情報を共有しながら連携した広報活動を行っている。

入試の願書受付から試験実施、判定資料作成、合格発表に至る業務は事務局では学務部教務課が担当している。教学運営組織としては、教授会のもとに入試委員会、入試小委員会を置いている。入試の運営にあたっては、入試実施本部（短大音楽科長、大学学部長、本部のメンバーとして依頼した教員、教務課職員等）を設け、試験全般の運営を行っている。

本学では、入試の種類として、AO入試、公募推薦入試、給費生入試、指定校入試、一般入試（前期・後期）を行っている。

このような、多様な選抜を公正かつ正確に実施するため年度ごとに出題委員、採点委員を定めている。問題作成については、入試時期によって難易度の差が生じないように複数の出題委員が検討を重ねて作成している。入試問題は厳重に保管し、入試前に最終チェックを行っている。監督者には共通の運営を図るため、マニュアルを配付し事前の打合せを行い、適切に運用している。

実技試験においては、設定された課題に沿って基準点をもとに採点をしている。

筆記試験においては、複数の担当者が相互に確認しながら採点し、点数入力後は教職員

によって複数回の読み合わせ確認を行うなど、予め定めた役割分担に沿ってひとつひとつの作業を確認しながら行っている。

さらに、合否判定においても入試委員会、教授会と段階を経て会議を行うことにより、慎重かつ公正な判定を行っている。このように、選抜に関しては、公正かつ正確な運用をしている。

学納金納付が完了した合格者に対しては、手続完了直後に、入学許可証、学籍に関する書類等を送付するが、この時に入学式及びオリエンテーション日程の概要、誓約書、学生教育研究災害傷害保険案内、学生保険案内、大学近隣の住まいの情報等を送付している。さらに3月初めに、入学式・オリエンテーションの詳細な案内、クラス分け参考試験の案内、実技レッスン教員希望調査、実技科目履修希望調査、既修得単位の認定の案内、奨学金や兄弟姉妹の入学に係る学費減免の案内等を送付している。

基準Ⅱ-B-2でも述べたが、年度当初にオリエンテーション期間を設け、入学者に対し、以下の学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている。

【履修に関するオリエンテーション】

年度の初めには、クラス担任による履修ガイダンスを全ての学生に対して行っているほか、新入生については、「新入生ガイダンス」として、「ソルフェージュ」「外国語」など特に履修上注意を要する科目については、新入生全員に対してその時間枠を設けてガイダンスを実施している。その際にはスクリーン映像なども活用して、学生の理解を促進するよう工夫をしている。さらにコースごとに教員及び在学生・卒業生による「コース別ガイダンス」、資格課程のガイダンス、履修相談等を実施している。また、全新入生に向けて建学の精神に関する講話やステージ及び鑑賞マナー、大学での学びについてのガイダンスを実施している。

【学生生活に関するオリエンテーション】

『学生便覧』を用いて学生生活指導を行っている。学生生活委員会と学生課が中心となって学生生活を送る際の注意点、防犯対策、事故に遭遇した際の対応などを説明している。また麻生警察署署員による防犯講習会も実施している。保健室、学生相談室などの紹介や、学内におけるルールやマナー、諸手続きなどについての説明も学生便覧などを用いて説明している。男女とも学生寮入寮者のためのガイダンスは、入学式当日に、入寮生及び入寮生の保護者に対して、別時間帯を設けて実施している。

さらに、奨学金についても、本学の給付奨学金、遠隔地出身学生支援奨学金、東成学園貸与奨学金、日本学生支援機構について、それぞれ概要・手続についての説明会を開催している。

【図書館利用ガイダンス】

「情報リテラシー」のガイダンスとして、「大学での学びのポイントと図書館活用、著作権等」について新入生にわかりやすく説明している。「図書館ツアー」において、少人数グループでの図書館案内や資料の検索方法の説明も実施している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成24年度のオリエンテーション期間中に実施した防犯講習会への参加が少なかったため、平成25年度のオリエンテーションではこの講習会を実施しなかった。今後、学生に

対して防犯指導の方法等を検討することが課題である。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1)以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項

特になし

(2)特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項

特になし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**(a) 基準Ⅲの自己点検・評価の要約を記述する。**

本学は、建学の精神に基づく教育目的を実現するために、短期大学設置基準の定める教員数を充足する適正な教員組織を編成している。専任教員の採用及び昇任は「昭和音楽大学短期大学部専任教員選考規程」にしたがい決定している。専任教員には研究室及び研究日を確保し、「教員個人研究費規程」等の規程にしたがって教育及び研究活動を助成し支援している。研究成果については、『研究紀要』の発行とともに「教育職員研究発表」という演奏会形式での発表の機会を確保している。専任教員の研究活動はウェブサイトにて公開している。併設大学とともに「学部・短大 FD 委員会」を組織し、教員は適切に FD 活動を行っている。専任教員は、各専門の部会及び分科会に所属するとともに教職員で構成する各種委員会に所属して、学習成果の向上のために関係各部署と連携をはかっている。

事務組織は、併設大学と共通の組織として整備している。各部門の専任事務職員は専門的な職能を有し、「学校法人東成学園事務組織および業務分掌に関する規程」等の規程に則り円滑に職務を遂行している。職員の資質向上をはかるために、SD 研修会を開催するなど SD 活動も活発に行っている。教職員の就業に関しては「東成学園就業規則」等の規程を整備し、規程にしたがって適正な人事管理がなされている。

校地及び校舎は短期大学設置基準を十分上回る面積を有し、優れた機能を誇る 2 つのホール、充実した図書館、最新の機器を備えた各種スタジオ・教室等を整備している。南校舎、北校舎とも、カリキュラムに対応した教室や機器・備品を設置して学生に快適な学習環境を提供している。施設設備は、「東成学園経理規程」「東成学園経理規程細則」「東成学園経理規程固定資産細則」等に基づき適切に運用管理している。

防災対策については「大学・短大防火管理規程」を設け、避難訓練、学内防災器具の法定点検等を毎年行っている。コンピュータシステムのセキュリティとして、ファイアーウォール、ユーザーの権限設定、クライアント PC 全台にウィルス対策ソフトを導入し対策をしている。省エネルギー対策として、各教室・レッスン室の空調設定温度を集中管理している等の取り組みをしている。省資源対策としてごみの分別を行い、南校舎では雨水を再利用できる設備によって水道使用量を削減している。

授業や学校運営に活用できるように、研究室や共同研究室にパソコンを設置し、LAN 環境を整備している。学生が学内 LAN に接続してインターネットを利用できる場所は、メディアルーム、電子音響ゾーン、キャリア支援センター、図書館である。南校舎では一部を除いた全ての教室で有線 LAN が接続可能であり、AV 機器も設置されていることから、インターネットやマルチメディアを活用した効果的な授業ができる。図書館が契約している、音楽資料、音源、楽譜、雑誌記事等の各種外部データベースへは教職員、学生が学内 LAN から自由にアクセス可能であり、学生の研究に活用されている。また、データベース利用方法についてのガイダンスを図書館にて開催している。

施設及び機材の整備計画については、教学予算のヒアリングを行い、各部会・分科会の主任・事務取扱等の専任教員などが、学長、理事長、常務理事等に対して直接説明する機会を設けて、意思の疎通を図りながら進めている。

平成22年度から24年度までの過去3年間の本学及び法人全体の資金収支は均衡している。消費収支については支出超過となっているが、その理由は校地・校舎移転に伴う借入金返

済分の基本金組入れ負担が続くためである。平成24年度に旧厚木校地・校舎の一部を売却したことにより、中期的に見ると、累積額である繰越消費収支差額が大幅に改善し、従来よりも財務基盤を強化することができた。

本学の教育研究経費比率は25%以上で推移し、法人全体においても目標としている25%を十分に超えている。教育研究用機器備品などの施設設備は校舎新築に際し充実させたが、その後も楽器、図書などの学習資源については計画的に購入している。平成22、23年度の定員充足率は、妥当な水準で推移してきたが、平成24、25年度は入学定員、収容定員共に充足していない状況である。平成24年度は収容定員充足率が悪化したものの、財務体質としては健全性を維持している。定員管理に関しては毎年度見直しを行い、適正数の検討を行っている。また、経費の支出額を学生数に見合った水準に抑制することにより、バランスをとっている。経営情報の公開は、本学ウェブサイトにて行っている。

本学の補助金収入は、特に私立大学等経常費補助金における特別補助に関しては音楽大学の中でトップの地位を確保している。寄附金収入に関しては、これまで寄附金募集の実績がなかったが、平成24年度から入学者やその関係者以外を対象とした、特定公益増進法人としての寄附金募集をスタートさせた。

(b) 基準Ⅲの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

平成25年度末に専任教員2名が定年を迎えるなど教員の高齢化が進んでいるため、短期大学の教育・研究の質を保持できるよう、教員体制の整備を行う。

科学研究費助成事業の応募を増やすため、教員向けの説明会を積極的に行う。また短期大学の専任教員全員が定期的に開催している「短期大学部教員研究会」の教育研究について、成果を発表する機会を設ける。

情報セキュリティに関する規程を定める。専任教員の勤務に関する規程を見直し、助教及び助手についてそれぞれの職務に応じた就業規程を定める。

特定の大教室のみでなく、一般講義教室にもプロジェクターやスクリーン等を設置して、学生の学習環境を一層充実させるよう計画を進める。

省エネルギーの推進のため、LEDの照明器具の設置を行う。

平成26年度に耐用年数を迎えるネットワークセキュリティのためのファイアーウォールの機器の更新を検討する。学内LANの通信速度を上げ、学生の学内ネットワーク利用環境を向上させる。

永続的に教育研究活動を行うための財務基盤を確保するために、学生等納付金計画の見直しとそれに伴う支出計画の見直しを行う。

帰属収入の範囲内で収支が均衡する経営を実現する方策について、具体的な計画を立てる。また、今後の定員の適正数を検討し、定員変更を検討する必要がある。

[テーマ]

基準Ⅲ-A 人的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学の教育課程を適切に運営するために必要な教員組織が編成されている。本学の専任

教員数は、教授 4 名、准教授 6 名、講師 4 名から成る 14 名であり、短期大学設置基準の定める専任教員数を充足している。また平均年齢は 54 歳である。定年は、教授 65 歳、准教授 62 歳、講師 60 歳と規定されているが、規程により定年の延長が認められ、また再雇用することができるものとされている。個々の専任教員は、職位に応じて、教育実績、研究業績、演奏会等、短期大学設置基準の規程を充足している。音楽科 11 コースの学習成果を達成するために、専任教員に加えて 439 名の非常勤講師（昭和音楽大学専任教員の兼任による者を含む）を配置している。また、補助教員として伴奏研究員、合奏研究員、非常勤嘱託を配置している。専任教員の採用は、「昭和音楽大学短期大学部専任教員選考規程」にしたがい、採否及び職位を決定している。また、昇任も、前述の規程にしたがい選考している。なお、本学の職位は、短期大学設置基準の規定を充足したものとなっている。

専任教員は、本学のカリキュラムポリシーにしたがい、学習成果を達成するために適切な授業を担当し、専門分野における教育研究活動を行っている。平成 21 年度から 2 年間、本学独自の教育を充実させるため専任教員全員で共同研究に取り組み、報告書を執筆した。

個々の専任教員は、職名、所属、研究分野、最終学歴、プロフィール、研究業績等に関する事項をウェブサイト上で公開し、研究業績等の状況については、毎年度更新している。

平成 25 年度に、昭和音楽大学短期大学部として獲得した科学研究費の採択はないが、併設する昭和音楽大学において獲得した科学研究費において、短期大学部の専任講師が研究代表者、准教授が研究分担者として参加している。

本学専任教員の教育及び研究活動に関する規定には、「教員個人研究費規程」、「共同研究費規程」、「演奏会等共同研究費規程」、「研究論文刊行促進費規程」、「研究紀要内規」、「教育職員研究発表規程」、「研究員研究発表規程」、「科学研究費補助金事務取扱規程」、「公的研究費取扱規程」がある。

演奏会形式での研究発表は、「教育職員研究発表」として一般公開の機会を確保している。その内容は『研究紀要』に記載している。『研究紀要』の発行は、図書委員会が担当しており、平成 17 年度より CD-ROM 化され全教員に配付している。

専任教員には、研究室を整備している。また内線電話と LAN 回線も敷設している。実技教員の研究室はレッスン室を兼ねている。その他にも専任教員と非常勤教員が共同で利用できる「部会共同研究室」を設けている。

「専任教員の勤務に関する規程」において、講師以上の専任教員には原則週 1 日の研究日が確保されている。また専任教員は、原則として火曜と木曜の午後に授業を入れないように時間割を調整しており、学内外で研修等を行うことができるよう配慮している。夏期の休業期間など通常授業のない期間については、学長が命ずる業務のある勤務日以外の日を研究日とし、まとまった研究時間を確保している。専任教員が長期及び短期に海外留学等を希望する場合の取扱として、「専任教員在外研修取扱規程」を定めている。また、専任教員を海外に派遣する際は、「専任教員海外研修派遣規程」に基づき運用している。なお、「教員個人研究費規程」に定めるとおり、個人研究費は海外渡航に関しても使用することができる。

本学では、「FD 委員会規程」を整備しており、規程に基づき適切に FD 活動をしている。併設する昭和音楽大学を兼任する教員が多く、FD 活動は昭和音楽大学と合同での運用としている。

専任教員は各専門の部会及び分科会に所属するとともに、各種委員会にも所属することとしている。委員会は、部会及び分科会を横断した教学運営組織であり、教員と事務職員とで構成されている。専任教員は部会及び分科会及び委員会の活動によって、関係各部署と連携をはかっている。

本学は併設する昭和音楽大学と共通の事務局として、総合企画部、学務部、総務部、経理部、演奏センターを配置し、その下に課、室などを置いている。また各部署に所属長を置き、責任ある組織体制を敷き、必要な人数を配置している。人事制度として職能資格制度を採用しており、各職員の職務遂行能力を格付けている。専任事務職員は、外部のセミナーや研修会へ積極的に参加し、専門的職能を磨いており、各部門を円滑に運用できる専門的な職能を有している。

事務関係諸規程として、「学校法人東成学園事務組織および業務分掌に関する規程」、「東成学園稟議規程」、「学校法人東成学園文書取扱規程」、「学校法人東成学園文書保存規程」、「学校法人東成学園公印規程」を整備している。

事務部署には必要な事務室を整備し、事務職員には一人1台パソコンを貸与し、ネットワーク情報を共有しながら業務を遂行している。事務局には金庫室のほか、集密書架を備えた書庫室を整備している。その他事務局内にはロッカーも配置し管理している。

本学では、「防火管理規程」を設け、学内には防火器具を設置している。法定点検も適切に行っており、火災時の避難訓練も年2回行っている。本学園と麻生警察署、小田急電鉄との間で「駅滞留者対策に関する覚書」を締結している。またライフラインの確保、学内滞在者の把握、防災備蓄の強化など、防災対策の改善に向けての検討を行っている。

情報セキュリティについては、ネットワーク、サーバー、PCに対してそれぞれの対策を講じているが、法人全体のセキュリティ対策を総括するため、情報セキュリティポリシー策定の検討を始めている。また、システム上で保有している個人情報については「個人情報の保護に関する規程」に基づき適切な管理に努めている。

現在SD活動に関する規程は未整備であるが、事務職員を対象とするSD研修会を毎年実施している。学外での研修会も活用し、日本能率協会主催のSDフォーラムなどに積極的に専任事務職員の参加を促している。新たに採用された専任事務職員は、配置される部署だけではなく、全ての部署の業務内容が把握できるよう研修を行っている。

事務局では、日常的な業務、「事務会議」、SD研修会を通じて業務の見直しや事務処理の改善に努力している。

専任事務職員が関連部署と連携するためには、情報を共有することが不可欠である。「事務会議」によって、他部署との連携と情報の共有が促進されている。会議の議事資料は、事務局内で回覧され、全ての専任事務職員が内容を把握できるようにしている。さらに学内の委員会には、専任事務職員が必ず加わり、教職員が連携して運営する体制を組織することにより、学習成果を向上させるための連携はとれている。

専任教職員の就業に関する事項は、「東成学園就業規則」及びその別規程（「給与規程」「専任教員の勤務に関する規程」など）が整備されている。専任以外の教職員（非常勤講師、嘱託など）については、それぞれ雇用形態別に勤務規程が整備されており、勤務諸規程においても、服務規律に関しては、原則として就業規則が準用されている。

就業に関する諸規程は、全教員に毎年配付している『教員便覧』に就業規則を掲載し、

周知をはかっている。また、規程集は事務局に常設し、事務局のコンピュータネットワークからも閲覧することができる。規程の改正に関しては、専任教員は教授会で報告、非常勤講師については、規程の改正を通知する文書を契約書等に同封、職員は、規程の改正を会議資料、事務局用のグループウェアによる通知などでも確認できる。

教職員の就業に関する事項は、諸規程に定められており、規程にしたがって適正な人事管理がなされている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

平成 25 年度末に専任教員 2 名が定年を迎えるなど教員の高齢化が進んでいるため、短期大学の教育・研究の質を保持できるよう、教員体制の整備を行う。

「短期大学部教員研究会」が行っている共同研究を発表する機会を設ける。

科学研究費助成事業の応募を増やすため、教員向けの説明会を積極的に行う。

情報セキュリティに関する規程を定める。

専任教員の勤務に関する規程を見直し、助教及び助手についてそれぞれの職務に応じた就業規程を定める。

【区分】

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は音楽科のみの単科大学であり、その教育課程を適切に運営するために必要な教員組織が専任教員、非常勤講師により編成されている。

本学音楽科の専任教員数は、教授 4 名、准教授 6 名、講師 4 名から成る 14 名であり、短期大学設置基準の定める専任教員数（11 名）及び教授数（4 名）を充足している。そのほか、教職課程の担当教員が 2 名、司書課程の担当教員が 1 名いる。

【短期大学部専任教員数】（平成 25 年 5 月 1 日現在）

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学全体の 入学定員に応じて定める専任教 員数〔ロ〕	設置基準 で定める 教授数	助 手
	教授	准教授	講師	助教	計				
音楽科	4	6	4	0	14	8		3	0
(小計)	4	6	4	0	14	8		3	0
【その他の組織等】	1	0	2	0	3				0
短期大学全体の入学 定員に応じて定める 専任教員数〔ロ〕							3	1	
(合計)	5	6	6	0	17		11	4	0

*【その他の組織等】には資格課程の教員が計上されている。

また年齢の構成は、60歳代が7名、50歳代が5名、40歳代は3名、39歳以下は2名で、平均年齢は54歳である。

学校法人東成学園における定年規程は、教授65歳、准教授62歳、講師60歳であるが、規程により定年の延長が認められ、また再雇用することができるものとされている。

【短期大学部専任教員の年齢】（平成25年5月1日現在）

60～69歳	7名
50～59歳	5名
40～49歳	3名
39歳以下	2名
平均年齢	54歳

個々の専任教員学位等については「個人調書」のとおりであり、職位に応じて、教育実績、研究業績、演奏会等、短期大学設置基準の規程を充足しており、短期大学の専任教員として短期大学の教育を行うにふさわしい教育上の能力を有していると認められる。

音楽科11コースそれぞれのカリキュラムポリシーに基づき、専任教員に加えて、439名の非常勤講師（昭和音楽大学専任教員の兼任による者を含む）を配置し、各コースの教育の充実を図っている。

また専任教員と非常勤講師のほか、授業の一層の充実及び円滑な遂行を図るため、補助教員として伴奏研究員、合奏研究員、非常勤嘱託を配置している。

伴奏研究員は個人レッスンのほか合唱、バレエ等のピアノ伴奏を担当し、合奏研究員はオーケストラや吹奏楽などの授業において学生だけでは不足する特定のパートを補い、授業の充実の一役を担っている。研究員に対しては、研究成果を確認するため1年間の研究成果についてレポートの提出と、それに基づく学長と専門分野の教員による面接を課すことにより、その質の確保を図っている。

嘱託は、女子学生が多いバレエでの男性パートナー、「日本伝統音楽演習」での和楽器の演奏指導補助など、授業のサポート役を担っている。

専任教員の採用は、「昭和音楽大学短期大学部専任教員選考規程」にしたがい、個々の経験・学位・教育研究の業績などを考慮の上、採否及び職位を決定している。また、専任教員の昇任も、前述の規程にしたがい選考している。なお、「昭和音楽大学短期大学部専任教員選考規程」に定める各職位の選考基準は、短期大学設置基準の「第七章 教員の資格」に準拠しているため、本学の職位は、同基準の規定を充足したものとなっている。

採用・昇任に際しては、運営委員会、教員人事委員会及び教授会の議を経て、理事長が発令する。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成25年度末に音楽科の専任教員2名が定年を迎える。短大設置基準の要件こそ欠くことはないが、新たな教員体制を整備する必要がある。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

専任教員は、本学のカリキュラムポリシーにしたがい、担当授業科目に基づく研究活動を行っている。平成 21 年度から 2 年間、本学独自の教育を充実させるため専任教員全員で共同研究(テーマ「短期大学における実技教育の目的と手法についての研究」)に取り組み、報告書を執筆し、成果をあげた。この共同研究は、平成 20 年から自主的に行っており、平成 24 年度は 6 回研究会を開催し、学習成果の向上に役立てている。平成 25 年度も「短期大学部教員研究会」を開催し、短大教育の改善に向けて定期的に会合を重ねながら検討している。

【短期大学における実技教育の目的と手法についての研究】(平成 23 年 3 月)

職名	氏名	研究内容
教授	酒巻和子	「短期大学における教育を充実させるために(単著)」 pp.73-78
教授	黒田隆	「フルートとその指導法の歴史(単著)」 pp.24-42
教授	浅井洋子	「少人数のゼミ形式による音楽教育(共著)」 pp.1-12
教授	木村淳子	「体という楽器を育てる-より良く歌うために-(単著)」 pp.58-60
教授	小山久美	「ダンサーを目指す学生たちに向けて(単著)」 pp.67-72
教授	山田日出雄	「「学生調査」中間報告(共著)」 pp.79-102
准教授	臼井康雄	「想像豊かな演奏を目指す教育(単著)」 pp.13-18
准教授	鈴木二美枝	「昭和音楽大学短期大学部における実践的キャリア教育(共著)」 pp.19-23
准教授	森直紀	「少人数のゼミ形式による音楽教育(共著)」 pp.1-12
准教授	増村修次	「フルート・スケール試験実施に向けての対応・運指の技術をより確かなものにするために-(単著)」 pp.43-54
准教授	田野崎加代	「声楽コースに独自性と特徴をもたせるために(単著)」 pp.55-57
准教授	山館冬樹	「指揮法の授業からの考察(単著)」 pp.61-66
専任講師	石綿絵美	「昭和音楽大学短期大学部における実践的キャリア教育(共著)」 pp.19-23
非常勤講師	田邊克彦	「「学生調査」中間報告(共著)」 pp.79-102

本学における共同研究として、平成 22 年度から 2 年間行われた共同研究「ML 教室を使用した鍵盤ソルフェージュ教科書の開発 -初習者より上級者を対象とした-」において短期大学部の専任教員 2 名が研究に参加した。研究によって開発された電子媒体の教材は、ソルフェージュ授業に導入され効率的な授業運営方法として成果をあげている。このほか、「アントン・アレンスキーの音楽とバレエ・リュスとの関連性に関する研究」に短期大学部の専任教員 1 名が参加した。

また平成 24 年度から開始された共同研究「歌唱指導法の基礎研究指導技術の改善を目指して」において短期大学部の専任教員 1 名が研究に参加している。この研究では、歌唱の指導経験を積んだ教員を中心に研究を進め、歌唱指導技術の改善と向上を目指している。

平成 25 年度からは、共同研究「電子媒体を利用した総合ソルフェージュ教科書の開発」が開始され、この研究にも短期大学部の専任教員 1 名が参加している。この研究では、これまでに蓄積されているソルフェージュ教育の情報を本学独自の教材として電子媒体上に集約させることを目的としている。

【昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部共同研究】

准教授	森直紀	・(共同研究)「ML 教室を使用した鍵盤ソルフェージュ教科書の開発-初習者より上級者を対象とした-(研究分担者)」(平成 22 年度～平成 23 年度)
専任講師	森篤史	

准教授	鈴木二美枝	・(共同研究)「アントン・アレンスキーの音楽とバレエ・リュスとの関連性に関する研究(研究分担者)」(平成22~23年度)
准教授	田野崎加代	・(共同研究)「歌唱指導法の基礎研究 指導技術の改善を目指して(研究分担者)」(平成24年度~平成25年度)
専任講師	森篤史	・(共同研究)「電子媒体を利用した総合ソルフェージュ教科書の開発(研究分担者)」(平成25年度~平成26年度)

その他専任教員の主な研究実績は以下のとおりである。

【専任教員研究活動実績】(平成21年度~平成24年度)

職名	氏名	主な研究実績	備考
教授	酒巻和子	<ul style="list-style-type: none"> ・(論文)「ドレスデン宮廷における1719年の結婚祝祭行事のための音楽-楽長ヨハン・ダーヴィト・ハイニヒェンのセレナータに関する考察」 発行:昭和音楽大学研究紀要No.31(平成23年度)pp.28-41 ・(公開講座)「ヘンデルについて-ヘンデルを歌った歌手たち」 主催:昭和音楽大学歌曲研究所イタリア唱法研究部会 場所:C511教室(平成21年12月) ・(演奏会プログラムの楽曲解説) 公演:「テアトロ・ジューリオ・ショウワ・オーケストラ特別演奏会」 主催:昭和音楽大学 場所:テアトロ・ジューリオ・ショウワ(平成24年6月) ・(教員免許状更新講習講師)「『知られざる音楽』の鑑賞(共著)」 『第2回昭和音楽大学 教員免許状更新講習会』 場所:C511教室(平成22年8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・演奏会プログラムの楽曲解説は他19件 ・教員免許状更新講習は他1件
教授	浅井洋子	<ul style="list-style-type: none"> ・(リサイタル)「ピアノデュオリサイタル」 場所:昭和音楽大学ユリホール(平成23年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイタルは他1件
教授	木村淳子	<ul style="list-style-type: none"> ・(審査員)「高校生のための歌曲コンクール」 主催:昭和音楽大学歌曲研究所(平成21年~平成24年) 	
教授	小山久美	<ul style="list-style-type: none"> ・(公演活動)「スターダンサーズ・バレエ団主催4月公演『シンデレラ』全2幕(総監督)」 場所:テアトロ・ジューリオ・ショウワ(平成23年4月) ・(解説・演出等)「次代を担う子どもの文化芸術体験事業(巡回公演事業)」 主催:文化庁(平成23年9月・11月・平成24年1月・平成25年1月) ・(雑誌寄稿)「新鮮な反応に触れるよろこび」 発行:文化庁月報(平成23年4月) ・(審査員)「全日本バレエ・コンクール」 (平成21年、平成22年) ・(その他)「子どもたちと芸術家の会合う街2013ワークショップ」 主催:東京都(平成25年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公演活動は他11件 ・雑誌寄稿は他1件 ・審査員は他2件 ・その他は他2件
教授	山下哲	<ul style="list-style-type: none"> ・(演奏会)「演奏会への委嘱『アンサンブルコンテストのために』」 主催:北とぴあ(平成21年12月) ・(審査員)「NHK学校音楽コンクール審査員・運営委員」 (平成21年~平成24年) ・(審査員)「公益財団法人音楽鑑賞振興会論文・作文審査員」 (平成21年~平成24年) 	
准教授	白井康雄	<ul style="list-style-type: none"> ・(リサイタル)「白井康雄ピアノリサイタル」 場所:高崎シューベルトサロン(平成23年6月) ・(審査員)「神奈川音楽コンクール審査員」 主催:神奈川新聞社(平成21年~平成24年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイタルは他3件 ・審査員は他1件
准教授	鈴木二美枝	<ul style="list-style-type: none"> ・(論文)「バレエ『エジプトの夜』の成立背景と展開(共著)」 発行:昭和音楽大学研究紀要No.31(平成23年度)pp.149-160 	<ul style="list-style-type: none"> ・論文は他1件

		<ul style="list-style-type: none"> ・(研究発表)「平成 22 年度教員・研究員研究発表」 場所：昭和音楽大学ユリホール(平成 22 年 10 月) ・(科学研究費)「バレエにおける音楽と舞踊～三領域協働によるバレエ・リュス作品に関する実践的研究～(研究分担者)」 『挑戦的萌芽研究』(平成 23 年度～平成 25 年度) ・(リサイタル)「デュオとトリオでおくる午後のひととき」 場所：昭和音楽大学ユリホール (平成 21 年 2 月) ・(演奏会)「平成 25 年度教員研究発表」 『アレンスキー作曲 「エジプトの夜」 ピアノ連弾』 場所：昭和音楽大学ユリホール(2013 年 10 月) 共演：川染雅嗣 ・(審査員)「ピティナ・ピアノコンペティション」 場所：大阪会場、諏訪会場 (平成 22 年) ・(その他)「科学研究費助成事業シンポジウム バレエにおける音楽と舞踊～バレエ《エジプトの夜》をめぐって～」 場所：昭和音楽大学ユリホール(平成 25 年 1 月) 共演：川染雅嗣・高橋健一郎・豊住竜志・糟谷里美 アレンスキー室内オーケストラ 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究発表は他 1 件 ・審査員は他 2 件 ・その他は他 3 件
准教授	森直紀	<ul style="list-style-type: none"> ・(雑誌寄稿)「社会の多様化に対応した M. L. 活用による音楽教育を考える(共著)」 『日本電子キーボード学会』(平成 21 年 11 月) ・(学会発表)「日本電子キーボード学会における研究発表」 『日本電子キーボード学会』(平成 21 年 11 月) ・(審査員)「かながわ音楽コンクール」 主催：神奈川県教育委員会 (平成 21 年～平成 24 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査員は他 5 件
准教授	増村修次	<ul style="list-style-type: none"> ・(指導)「川崎市「地域に開かれた子供音楽活動推進事業」」 場所：川崎市立千代ヶ丘小学校(平成 22 年 2 月) ・(演奏会)「日本フルートフェスティバル in ヨコハマ」 『日本フルートフェスティバル in ヨコハマ実行委員会』(平成 24 年 4 月) ・(講座等)「川崎市『地域に開かれた子供音楽活動推進事業』(1)地域の音楽家に学ぶ 心で感じよう 思いをのせて伝えよう<かがやく笑顔 丘に広がるハーモニー>」 川崎市立千代ヶ丘小学校 (平成 24 年 2 月・5 月・6 月・9 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・演奏会は他 6 件 ・講座等は他 1 件
准教授	田野崎加代	<ul style="list-style-type: none"> ・(学術論文)「音声学の学際的研究のための基礎研究」 『昭和音楽大学共同研究』(平成 23 年 3 月) ・(審査員)「高校生のための歌曲コンクール」 主催：昭和音楽大学歌曲研究所 (平成 21 年～平成 24 年) ・(公開講座)「スキルアップ講座・声楽公開レッスン」 主催：昭和音楽大学同侪会、場所：群馬県支部高崎ヤマハ (平成 22 年 7 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開講座は他 1 件
准教授	山舘冬樹	<ul style="list-style-type: none"> ・(オペラ指導)『道化師』第 3 回ひたちオペラ合唱団 OPERA NOSTRA 公演 主催：ひたちオペラ合唱団、場所：日立市民会館 (平成 22 年 8 月) ・(演奏会)「ニューヨーク・カーネギーホール 東日本大震災復興支援チャリティーコンサート」 『主催日米友好災害基金』(平成 24 年 1 月) ・(講習会等)「NHK 全国学校音楽コンクール 神奈川県予選・第 79 回 (小学校・中学校・高等学校の部)」 『主催 NHK』神奈川県立音楽堂 (平成 24 年 8 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・オペラ指導は他 12 件 ・演奏会指導は他 34 件 ・講習会等は他 25 件
専任講師	石綿絵美	<ul style="list-style-type: none"> ・(リサイタル)「石綿絵美リサイタル」 場所：アメリカヴァージニアハリスシアター(平成 22 年 8 月) ・(審査員)「ピティナ ピアノコンペティション」 主催：全日本ピアノ指導者協会 (平成 21 年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・演奏会は他 11 件
専任講師	森篤史	<ul style="list-style-type: none"> ・(研究発表)「平成 22 年度教員・研究員研究発表(作曲)」 『〈作品〉即興曲 Impromptu』 	

		場所：昭和音楽大学ユリホール(平成 22 年 9 月) ・(アンサンブルに関する業績(ポピュラー音楽) 「バンドに於けるキーボード演奏」 主催：TruStee Records、場所：Motion Blue(平成 23 年 10 月)	・アンサンブルに関する業績は他 11 件
専任講師	尾辻俊昭	・(講演)「学生に対しての精神的ケアについて」 『昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部 FD 合同研修会』 (平成 23 年 9 月) ・(著書)「発達のための臨床心理学 (共著)」 『保育出版社』(平成 22 年 3 月)	講演は他 1 件
専任講師	糟谷里美	・(著書)「日本バレエのパイオニア バレエマスター小牧正英の肖像」 『文園社』(2011 年 7 月) ・(学術論文)「19 世紀ロマン主義音楽のバレエへの転用の可能性-〈バレエ・リュス〉作品《レ・シルフィード》に着目して-」 『昭和音楽大学研究紀要第 32 号(査読有)』(平成 25 年 3 月) ・(学会発表)「バレエ振付演出家小牧正英と絵画制作」 『民族芸術学会 第 71 回東京研究例会』(平成 24 年 6 月) ・(研究報告・研究発表)「シンポジウム『バレエにおける音楽と舞踊』～バレエ《エジプトの夜》をめぐる～」 『科学研究費助成事業』(平成 25 年 1 月) ・(招待講演)「アレンスキー生誕 150 年記念シンポジウム」 『日本アレンスキー協会「アレンスキー生誕 150 年記念シンポジウム&コンサート」パネル・ディスカッション(札幌)』 (平成 23 年 11 月)	・学術論文は他 6 件 ・学会発表は他 6 件 ・研究発表は他 6 件
専任講師	金井喜一郎	・(査読論文)「音楽資料に関する OPAC 検索機能要件－レファレンス記録の分析を通じて－」 発行：日本図書館情報学会「日本図書館情報学会誌」 (平成 22 年 12 月) ・(学会発表)「利用者の音楽情報要求からみたメタデータ要素の有用性-FRBR, FRAD, Variations を対象に-」 『三田図書館情報学会 2011 年度研究大会』(平成 23 年 10 月)	・学会発表は他 2 件
専任講師	スーザン・アダムズ・ヤマダ	・(学術論文)「Facing Subtractive Bilingualism: A Study of Four Bicultural Families」 『全国語学教育学会 Bilingual Japan バイリンガル通信 Winter 2009, vol.18 no.3』(平成 22 年 1 月)	

ウェブサイト上で公開している専任教員の研究業績は、教員ごとに、職名、所属、研究分野、最終学歴、プロフィール、研究業績等に関する事項を明記し、研究業績等の状況については、毎年度更新している。

科学研究費助成事業については、「科学研究費補助金事務取扱規程」と「公的研究費取扱規程」を定めている。この規程にしたがい、申請から交付手続き、出納保管、間接経費の取扱い、実施報告を行っている。科学研究費助成事業の不正使用の予防として、「公的研究費不正防止計画」も作成し、適正な管理に努めている。

本学では、専任教員が研究代表者として科学研究費助成事業「バレエにおける音楽と舞踊～三領域協働によるバレエ・リュス作品に関する実践的研究～(課題番号：23652043、研究期間：平成23年4月28日～平成26年3月31日)」を遂行しており、この事業には本学の准教授も研究分担者として参加している。また平成24年度においては、科学研究費助成事業に1件応募した。

本学専任教員の教育及び研究活動に要する経費を助成するため、「個人研究費支給規程」が定められている。その他、「共同研究費規程」「演奏会等共同研究費規程」「研究論文刊行

促進費規程」などにより経費を助成している。詳細は、それぞれの規程に記載されている。また研究成果を発表するため、「研究紀要内規」、「教育職員研究発表規程」、「研究員研究発表規程」を整備している。その他にも、既に述べた「科学研究費補助金事務取扱規程」「公的研究費取扱規程」がある。

演奏会形式での研究発表は、一定期間を定めて研究発表者を募集し、「教育職員研究発表」として一般公開の機会を確保している。その内容は上述した『研究紀要』に記載している。『研究紀要』の発行は、寄稿論文の査読及び掲載の可否を含め、図書委員会が担当しており、平成 17 年度より CD-ROM 化され全教員に配付している。

専任教員には、研究室を整備している。学科目の教員の研究室には教員名が表示され、学生が訪問しやすいよう配慮している。また内線電話と LAN 回線も敷設されている。実技教員の研究室はレッスン室を兼ねている。その他にも専任教員と非常勤教員が共同で使用できる「部会共同研究室」を設けている。

「専任教員の勤務に関する規程」において、出校日と就業規則に定める休日以外の日を研究日として定めている。これにより、講師以上の専任教員には原則週 1 日の研究日が与えられることで研究時間が確保されている。また専任教員は、原則として火曜と木曜の午後に授業を入れないように時間割を調整しており、学内外で研修等を行うことができるよう配慮している。

夏期・冬期・春期の休業期間など通常授業のない期間については、学長が命ずる業務のある勤務日以外の日を研究日とし、まとまった研究時間を、この期間に確保している。

本学においては、専任教員が長期及び短期に海外留学等を希望する場合の取扱として、「専任教員在外研修取扱規程」を定めている。

また、音楽及び教育に関連する研究、又は調査のため、昭和音楽大学短期大学部の専任教員を海外に派遣する際は、「専任教員海外研修派遣規程」に基づき運用している。

なお、「教員個人研究費規程」に定めるとおり、個人研究費は海外渡航に関しても使用することができる。

本学では、「FD 委員会規程」を整備しており、規程に基づき適切に FD 活動をしている。FD 活動は、併設する昭和音楽大学を兼任する教員が多く、共に音楽に関する学術の中心として設置されていることより、昭和音楽大学と合同での運用としている。

基準Ⅱ-B でも述べたとおり、FD 研修の場として、専任教員及び非常勤講師など全ての教員を対象とした全体研修会を年に 2 回開催しているほか、部会及び分科会単位でも研修会を開催している。部会及び分科会での研修会では海外からの招聘教授等を講師として迎え開催することもあり、ピアノ部会では教員が公開レッスンを聴講する研修会を開催し、ソルフェージュ分科会ではローラン・テシュネ氏を招き講演を行った。また授業評価アンケートについて、講義科目は前期と後期の年 2 回、実技科目は 12 月にそれぞれ実施している。

【平成 24 年度 FD 活動実績】

項目	日時	内容
FD 全体研修会	平成 24 年 4 月 7 日(土) 13:00~16:15	第 1 回学部・短大 FD 合同研修会 <全体会> 13:00~15:00 下八川共祐理事長講話、二見修次学長講話、 「教育の質向上に向けた今後の在り方について」、

		「学生相談室の利用状況及び相談内容について」他 <分科会> 15:15~16:15 各部会・分科会 FD 研修会 (新任教員研修会含む)
FD 全体研修会	平成 24 年 9 月 6 日(木) 10:00~16:00	第 2 回学部・短大 FD 合同研修会 <全体会> 10:00~12:15 二見修次学長講話、 「産業界のニーズに対応した教育改善・実施体制整備事業について」、「2013 年度新体制音楽教養コース(短期大学部)について」、「保育士資格試験支援講座について」、「2012 年新設司書課程について」他 <分科会> 13:10~16:00 (1 回目 13:10~14:30、2 回目 14:40~16:00) 参加者は下記から 2 つのテーマを選択して研修を受ける A グループ (1 回目) 「海外 (アメリカ) におけるキャリア教育について」 「海外 (ヨーロッパ) におけるキャリア教育」 「キャリア支援センターについて」 「学生相談室の利用状況及び学生生活について」 「著作権ビジネスの現状について」 「(株)プレルーディオについて」 B グループ(2 回目) 「アートマネジメント研究所について」 「音楽療法研究所について」 「演奏センター (旧生涯学習センター) について」 「附属音楽・バレエ教室について」 「附属ピアノアートアカデミーについて」 「同侪会について」
部会・分科会による FD 研修会	部会名：年間開催回数 作曲部会：2 回、ピアノ部会：3 回、電子オルガン分科会：2 回、弦管打楽器部会：3 回、声楽部会：3 回、合唱分科会：2 回、ポピュラー音楽部会：2 回、バレエ分科会：3 回、音楽芸術分科会：1 回、音楽学分科会：2 回、ソルフェージュ分科会：1 回、芸術特別研究分科会：1 回、音楽活動研究分科会：1 回、一般教育分科会：2 回、資格課程分科会：2 回、外国語分科会：1 回	
学生による授業評価アンケート (前期)	平成 24 年 7 月 12 日(木)~7 月 18 日 (水)	前期開講科目のみの講義科目を対象として実施 科目数：118 科目 (大学と合同で実施) 回答率：76.13%
学生による授業評価アンケート (後期)	平成 25 年 1 月 7 日(月)~1 月 11 日 (金)	後期開講科目及び通年科目の講義科目を対象として実施 科目数：766 科目 (大学と合同で実施) 回答率：75.43%
学生による授業評価アンケート (実技)	平成 24 年 12 月 4 日(火)	クラス全体会で実技科目のみを実施 科目数：237 科目 (大学と合同で実施) 回答率：70.25%
FD 委員会	平成 24 年 6 月 12 日(火) 平成 24 年 7 月 12 日(木) 平成 24 年 9 月 5 日(水) 平成 25 年 2 月 4 日(月)	第 1 回学部・短大 FD 委員会 第 2 回学部・短大 FD 委員会 第 3 回学部・短大 FD 委員会 第 4 回学部・短大 FD 委員会

専任教員は各専門の部会及び分科会に所属するとともに、各種委員会にも所属することとしている。委員会は、部会及び分科会を横断した教学運営組織であり、教員と事務職員とで構成されている。専任教員は部会及び分科会及び委員会の活動によって、関係各部署

と連携をはかっている。

専任教員が委員会を通して連携している活動として以下が挙げられる。

委員会名	連携内容	学習成果の向上のための主な活動 (平成 24 年度実績)
点検・評価委員会 点検評価小委員会	専任教員と事務職員が連携して教育研究水準の向上や社会的使命を達成するため、教育研究活動の点検・評価を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・学習成果を学生に対して明確に示すために検討を行い、本学としての学習成果を定め、平成 25 年度の履修要綱に示した。また各コースに定めていたポリシーを検討し、音楽科として 3 つのポリシーを制定した。 ・学習支援、生活面、設備等に関する満足度調査の実施と分析を行い、関連部署と連携して、授業内容や施設などの学習環境の改善を行った。
FD 委員会	専任教員と事務職員が連携して授業内容や方法等の改善を図るための研修と研究の企画及び実施、教員の資質向上のための研修、授業評価アンケートの実施を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムの自己点検に関するテーマを基に研修会を行い、共通理解をはかった。 ・全体研修会で「教育の質向上に向けた今後の在り方」と題し、学習成果や PDCA サイクルについて講演し、教員間での共通理解をはかった。
教務委員会	専任教員と事務職員が連携して教務全般に関する事項の審議・検討をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・履修相談会、オリエンテーションをクラス担任と連携して行い、履修登録の追加や訂正が減少した。 ・卒業年次生の同時履修学生に対して、教務委員会がクラス担任と連携して指導したことにより、卒業保留者が減少した。 ・キャリア形成の一環として、実技試験時に名前、作曲者名、曲名をはっきりいうことを実施した。 ・招聘教授の特別講座を実施した。 ・出席回数が極端に少ない学生は、クラス担任と連携して出席を促した。 ・シラバス作業部会と連携して実技のシラバスを詳細に作り、学生に示した。
学生生活委員会	専任教員と事務職員が連携して学生生活全般に関する事項の審議、検討、実施をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・通年科目の出席状況調査を年 2 回に増やし、クラス担任と連携して取り組み、受験停止となる学生が減少した。 ・インフルエンザ対策として、学内掲示等で注意喚起を行い、消毒液を配置し関連部署と連携して取り組んだ。 ・FD 委員会と連携して、FD 全体研修会の際に、「学生相談室の利用状況及び相談内容について」と題し、講演を行った。
演奏委員会	専任教員と事務職員が連携して演奏に関する事項の審議、検討、実施をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・学外からの演奏依頼については内容をよく検討し、出演の可否を決定した。 ・他ジャンルとの演奏形態について検討した。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

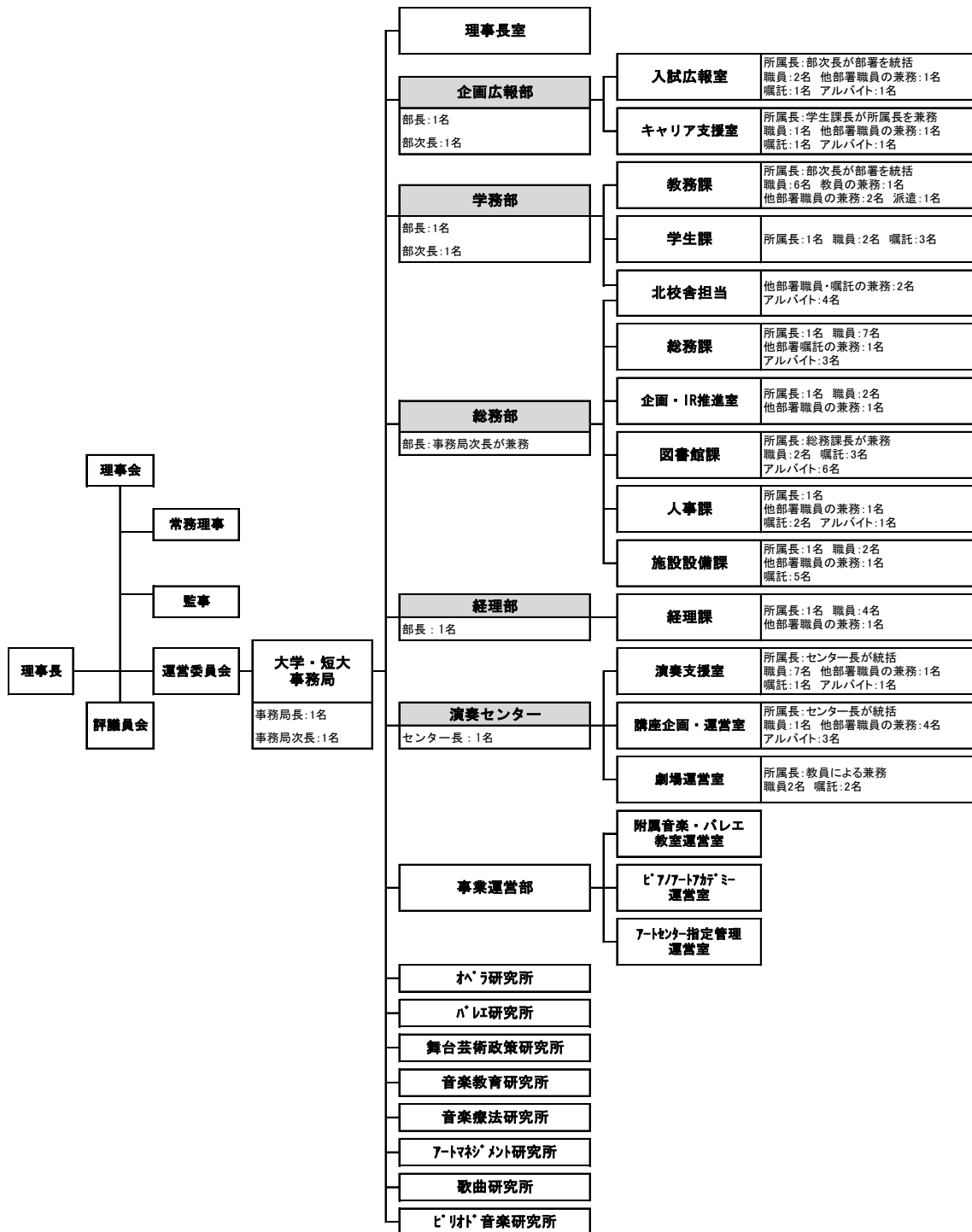
専任教員は、個々の専門分野の研究は行っているが、組織的に学習成果の向上に取り組むため、教員が連携した研究活動が必要である。

科学研究費助成事業の応募件数を増やす。

基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

事務組織図(平成 25 年 5 月現在)は次に示すとおりである。



■ = 短期大学部に係る事務部門

上記に示すとおり、本学は併設する昭和音楽大学と共通の事務局として、企画広報部、学務部、総務部、経理部、演奏センターの5つの部署を配置し、その下に課、室などを置いている。また各部署に所属長を置き、責任ある組織体制を敷き、必要な人数を配置している。課長以上は、原則毎週開催されている「事務会議」に出席することで他部署との連携が図られている。

本学は、人事制度として職能資格制度を採用しており、各職員の職務遂行能力を格付けている。職務遂行能力は、職員の業績や勤務態度を踏まえて、その到達度を評価し、年1回の昇級・昇格考課に反映させている。専任事務職員は、所属長の推薦や本人の希望、過去の参加歴などを考慮して、外部のセミナーや研修会へ積極的に参加し、専門的職能を磨いている。

よって本学の専任事務職員は各部門を円滑に運用できる専門的な職能を有している。

事務関係諸規程として、「学校法人東成学園事務組織および業務分掌に関する規程」、「東成学園稟議規程」、「学校法人東成学園文書取扱規程」、「学校法人東成学園文書保存規程」、「学校法人東成学園公印規程」を整備している。上記のほかにも、就業に関する規程を整備しており、規程にしたがい事務を遂行している。

事務部署には必要な事務室を整備し、事務職員には一人1台パソコンを貸与し、ネットワーク情報を共有しながら業務を遂行している。

事務職員、専任教員にはそれぞれ固有の電子メールアドレスを配布しており、平成24年度には、災害時や保守作業時のメールサービス継続の必要性のため、学内サーバーでの運用からクラウドメールサービスへ移行している。また、事務局においてはオフィスソフトをインストール済みのパソコンを一人につき1台配備し、事務局内のネットワークプリンタを利用可能としている。事務局のネットワークはインターネットVPN（バーチャル・プライベート・ネットワーク）を介して北校舎と南校舎で同一のネットワークを構築している。また事務職員はグループウェアを活用して情報の共有化、業務の効率化を図っている。

事務局には金庫室のほか、集密書架を備えた書庫室を整備しており、各課に配分して書類等を書庫室で保管及び管理している。その他事務局内にはロッカーも配置し管理している。

本学では、「防火管理規程」を設けている。学内には防火器具として、消火器、非常時避難口誘導灯、消火栓、煙感知器、消火水槽・非常放送設備を設置している。またAED（自動体外式除細動器）を南校舎に3台、北校舎に1台それぞれ設置している。AEDは川崎市のウェブサイト設置場所として登録されている。

法定点検も適切に行っており、防火に対して十分に対策を講じている。火災時の避難訓練も年2回行っている。東日本大震災の際、帰宅困難者が50名ほど学内で一晩を明かしたが、その経験から、本学園と麻生警察署、小田急電鉄との間で「駅滞留者対策に関する覚書」を締結した。この覚書は、災害などで小田急線新百合ヶ丘駅に多数の滞留者が生じた場合に協力し合い、本学施設を開放し、高齢者らを優先的に案内するなどの支援を行う内容である。またライフラインの確保、学内滞在者の把握、防災備蓄の強化など、防災対策の改善に向けての検討を行っている。

情報セキュリティについては、ネットワーク、サーバー、PCに対してそれぞれの対策を講じているが、法人全体のセキュリティ対策を総括するため、情報セキュリティポリシー策定の検討を始めている。また、システム上で保有している個人情報については「個人情

報の保護に関する規程」に基づき適切な管理に努めている。

現在 SD (スタッフ・ディベロップメント) 活動に関する規程は未整備であるが、基準Ⅱ-B で述べたとおり、専任事務職員のほか、嘱託職員、アルバイトを含む事務職員を対象とする SD 研修会を毎年実施している。SD 研修会は、企画・IR 推進室が担当し、内容は事務会議及び運営委員会で諮られている。活発な意見交換が行える場として、小グループで話し合いができる分科会を設けている。

SD 研修会には事務職員だけではなく、本学の学長や音楽科長、教員も参加し、教員と職員が協働で行うようにしている。

【平成 24 年度 SD 研修会】

項目	日時	内容
SD 研修会	平成 24 年 8 月 25 日 (土) 9:30~17:15	<p><全体会>9:30~12:00</p> <p>1. 講話「学びと人間」二見修次 学長</p> <p>2. 講話「学園の歴史とともに振り返る音楽制作」下八川共祐理事長</p> <p><分科会>13:00~15:40</p> <p>1 回目、13:00~14:00「業務の認識」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援センターについて ・アートセンターについて ・演奏センターについて ・学生相談室の現状について ・プレルーディオについて <p>2 回目、14:10~15:40「(日本能率協会主催) SD フォーラム参加職員によるセミナー報告」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標・計画設定セミナー ・業務改革・改善入門セミナー ・リーダーシップ入門セミナー ・プロジェクトマネジメントセミナー <p><全体会>15:50~16:15</p> <p>講評 黒田隆音楽学部長、酒巻和子音楽科長、根木昭大学院研究科長</p> <p><報告書提出>17:15 終了</p>

学内で実施している SD 研修会のほか、学外での研修会も活用し、日本能率協会主催の SD フォーラムなどに積極的に専任事務職員の参加を促している。新たに採用された専任事務職員は、配置される部署だけではなく、全ての部署の業務内容が把握できるよう研修を行っている。

事務局では、各担当分野いずれの部門の事務職員においても、日常的な業務を通じて学生の学習成果を向上させるために業務の見直しに努めている。また先述した「事務会議」を通じて業務の見直しを行っている。SD 研修会や日々の業務において改善に向けた取り組みを継続して行い、事務処理の改善に努力している。

専任事務職員が関連部署と連携するためには、情報を共有することが不可欠である。「事務会議」によって、他部署との連携と情報の共有が促進されている。この会議では部会及び分科会や委員会の議事録も確認しており、学生の動向や教育の現状を把握し課題を共有することで、学習成果の向上に努めている。会議の議事資料は、事務局内で回覧され、全ての専任事務職員が内容を把握できるようにしている。

さらに学内の委員会には、専任事務職員が必ず加わり、教職員が連携して運営する体制を組織することにより、学習成果を向上させるための連携はとれている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

情報セキュリティに関する規程及び SD 研修に関する規程が整備されていないことが課題である。

基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

専任教職員の就業に関する事項は、「東成学園就業規則」及びその別規程（「給与規程」「専任教員の勤務に関する規程」など）が整備されている。専任以外の教職員（非常勤講師、嘱託など）については、それぞれ雇用形態別に勤務規程が整備されており、勤務諸規程においても、服務規律に関しては、原則として就業規則が準用されている。

就業に関する諸規程は、全教員に毎年配付している『教員便覧』に就業規則を掲載し、周知をはかっている。また、規程集は、事務局に常設しており、さらに事務局のコンピュータネットワークからも閲覧することができる。規程の改正に関しては、教授会で報告することにより専任教員は内容を把握することができる。非常勤講師については、規程の改正を通知する文書を契約書等に同封することで通知している。職員は、規程の改正を会議資料などで確認できるだけでなく、事務局用のグループウェアによる通知でも確認できるようになっている。コンピュータネットワーク上の規程集が更新された際に、事務局用のグループウェアにより通知がされる。

専任教員のうち、教授、准教授及び専任講師については週 4 日以上（別途研究日 基準Ⅲ-A-2 参照）の出校と 1 週間あたり 6 コマ以上の授業を担当している。助教及び助手については週 5 日の出校を定めている。また採用については、基準Ⅲ-A-1 で説明したとおりである。

専任職員の採用は運営委員会の議を経て理事長が任命し、就業は、週 5 日勤務（完全週休 2 日制）である。

各教職員には ID カードが発行され、各自の出勤時間、退勤時間はシステムにより管理されている。

以上のとおり教職員の就業に関する事項は、諸規程に定められており、規程にしたがって適正な人事管理がなされている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

助教と助手の職務は異なるが、出校日等の就業規程がほぼ同一になっており、これを見直すことが課題である。

[テーマ]**基準Ⅲ-B 物的資源****(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。**

本学の校地面積及び校舎面積は、短期大学設置基準の面積を十分満たしている。

本学の教育課程には屋内での少人数クラス編成による実施を前提としている体育実技、リトミック、バレエ実習などの授業があり、これらの授業で使用しているスタジオは、それぞれの使用目的に応じた専門性の高い施設であり、教育活動上の目的を十分に果たしている。

南校舎は障がい者への対応として、バリアフリーの構造となっている。北校舎は、エントランス階に多目的トイレを1箇所設置している。またエントランス部分にはスロープを取り付け、バリアフリーの構造となった。

本学では、カリキュラムに対応した教室等を整備している。

南校舎では、全ての教室にピアノを整備し、オーディオ機器・備品を設置している。また教室にはホワイトボードも常設されており、主要な教室には上記に加えてスクリーンとプロジェクターなども備わっている。授業のための貸し出し用機器・備品については施設設備課で整備している。

北校舎では、全てのスタジオと教室にピアノを整備し、主要な教室にオーディオ機器・備品を設置している。コンサートホール仕様の教室には、プロジェクター、可動式スクリーンを整備している。

図書館は、南校舎の地下1階にあり、併設する昭和音楽大学と共用している。延べ床面積は約1,597㎡、収納可能冊数は約100,717冊となっている。

図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数などは、学習支援に必要な量を備え、閲覧席数は、278席（書籍用222席、視聴覚用56席）を整備している。

資料の選定から廃棄に関しては、図書館規程で別に定める「図書館資料の収集、管理に関する細則」に示し、その審議・検討・実施に際しては併設する昭和音楽大学と協同の図書委員会を置き、適切に運用している。

授業用の参考図書や推薦図書、指定図書、リザーブ図書は、図書委員会が決定する購入資料のなかでも優先的に購入しており、十分な資料を揃えている。また、国立情報学研究所のILL機能を利用した参考調査業務、相互貸借、複写サービスが利用できるようにしている。

施設設備の運用管理は、「東成学園経理規程」「東成学園経理規程細則」「東成学園経理規程固定資産細則」等に基づき適切に管理している。

本学では火災・地震対策、防犯対策のための規程を整備している。

本学では平成19年度から消防訓練を実施しており、平成20年度からは「防災訓練」として学生・教職員を対象に年2回実施している。

コンピュータシステムのセキュリティとして、ファイアーウォール、ユーザーの権限設定、クライアントPC全台にウィルス対策ソフトを導入し対策をしている。

重要な情報資産が集中するサーバー室は常時施錠され、入室をシステム管理者のみに制限している。

省エネルギー対策として、各教室・レッスン室の空調設定温度は年間を通じて集中管理しているほか、照明の間引き、エレベーターの稼働を時期により制限する等の取り組みにより省エネルギーに貢献している。省資源対策として、分別できるごみ箱を設置し、回収後さらに分別を行っている。また学生は車やバイクでの利用を原則禁止によってCO2の削減に努めているほか、南校舎では、雨水を再利用できる設備によって水道使用量を削減し

ている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

一般講義教室に、プロジェクターやスクリーン等を設置することで、学生の学習環境を一層充実させる。

省エネルギーの推進のため、LEDの照明器具の設置を行う。

平成26年度に耐用年数を迎えるネットワークセキュリティのためのファイアーウォールの機器の更新を検討する。

【区分】

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の校地面積及び校舎面積は下表で示しているとおおり、短期大学設置基準の面積を十分満たしている。これらの面積は併設の昭和音楽大学と共用している。

【校地面積及び校舎面積】（平成25年5月現在）

	収容定員	校舎 (㎡)			校地 (㎡)		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
昭和音楽大学 短期大学部 (併設)	280	2,700	33,905.64	21,107.39	2,800	22,085.06	7,485.06
昭和音楽大学	1,180	10,098.25			11,800		
その他共用 (厚木校地・学寮)	—	—	3,761.54	—	—	2,443.42	—
計	—	12,798.25	37,667.18	24,868.93	14,600	24,528.48	9,928.48

本学の教育課程には体育実技（ダンス、フェンシング）、リトミック、バレエ実習などの授業があり、その全てが屋内での実施を前提としているものである。これらの授業で使用しているスタジオは、それぞれの使用目的に応じた専門性の高い施設である。少人数クラス編成による授業運営をしているため、教育活動上の目的を十分に果たしている。

南校舎は障がい者への対応として、建築時に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」すなわち旧ハートビル法（平成18年12月20日に現行のバリアフリー新法の施行に伴い廃止）に準拠してバリアフリーの構造となっており、各階の移動がスムーズにできるようになっている。エレベーター3基の内1基（1号機）は障がい者が利用できるよう、点字ブロック・点字が設置されている。また誘導路や階段には点字ブロックが設置されている。多目的トイレは1階・3階・5階にそれぞれ整備している。

北校舎は、エントランス階に多目的トイレを1箇所設置している。またエントランス部分にはスロープを取り付け、バリアフリーの構造となった。

本学では、カリキュラムに対応した教室等を以下のように整備している。

【南校舎教室数】（平成 25 年 5 月現在）

講義室	演習室 (レッスン室を含む)	実験・実習室	情報処理学習室
29 室	101 室	131 室	2 室

【北校舎教室数】（平成 25 年 5 月現在）

講義室	演習室 (レッスン室を含む)	実験・実習室	情報処理学習室
9 室	24 室	35 室	0 室

特に特色ある施設は以下のとおりである。

① テアトロ・ジーリオ・ショウワ（講堂）

舞台芸術、特に本格的なオペラ、バレエ、ミュージカルの上演が可能な舞台機構、舞台照明、舞台音響の各設備を備えた 1,367 席（オーケストラピット使用時 1,265 席）の客席を有する講堂。舞台間口（プロセニウム開口）は幅 16.2m、高さ 11m、舞台奥行きは約 25m。また、それに見合った楽屋設備を併設する。

② ユリホール

室内楽に最適な 359 席のシューボックス型のコンサートホール。演奏会会場としての利用に加え、残響可変装置、スクリーン、プロジェクターなどを常備し、講演会場、教室としても利用されている。

③ ラ・サーラ・スカラ

184 席の小ホール仕様の教室。コンサートの他、各種講演会にも使用されている。

④ スタジオ・リリエ

本格的な音響、可動式の客席を備えた 264 席のスタジオ。

⑤ レコーディングスタジオ

3 室のブースと、調整室、レコーディング設備を備えた本格的な録音スタジオ。

⑥ ML（ミュージック・ラボラトリー）教室

ML は 12 台の電子ピアノによる子機と親機で構成される教育機器で、鍵盤楽器の基礎教育からソルフェージュ、スコアリーディングなどをグループで学ぶことができるシステムである。本学には 4 教室あり、鍵盤ソルフェージュやポピュラーピアノ演習、即興伴奏法、電子オルガン演習などで活用されている。

⑦ 一般講義教室

少人数クラス用の小教室から大人数対応の教室まで、授業形態に応じて多様な一般教室を整備している。一般教室は、授業以外にも実技試験会場として使用されている。

⑧ 自習室

学生の自習場所としては図書館がある。図書館には CD、DVD などの視聴ができる閲覧室のほか複数の学生で使用できるグループ視聴室もある。レポート作成、授業の予習・復習には閲覧席やグループエリアが利用できる。実技の自習室にあたる練習室は、南校舎・北校舎共に整備されている。練習室は、南校舎は 3 階・5 階（グランドピアノ・アップライトピアノ）と 4 階・6 階（電子オルガン、ポピュラー音楽用）にあり、北校舎は地下 1

階と2階（共にアップライトピアノ）にあり、いずれも無料で利用することができる。また一般教室やレッスン室も、他の授業・レッスン・講座などに支障のない範囲で練習できるようにしている。

本学では通信による教育を行う学科を有していないため、該当しない。

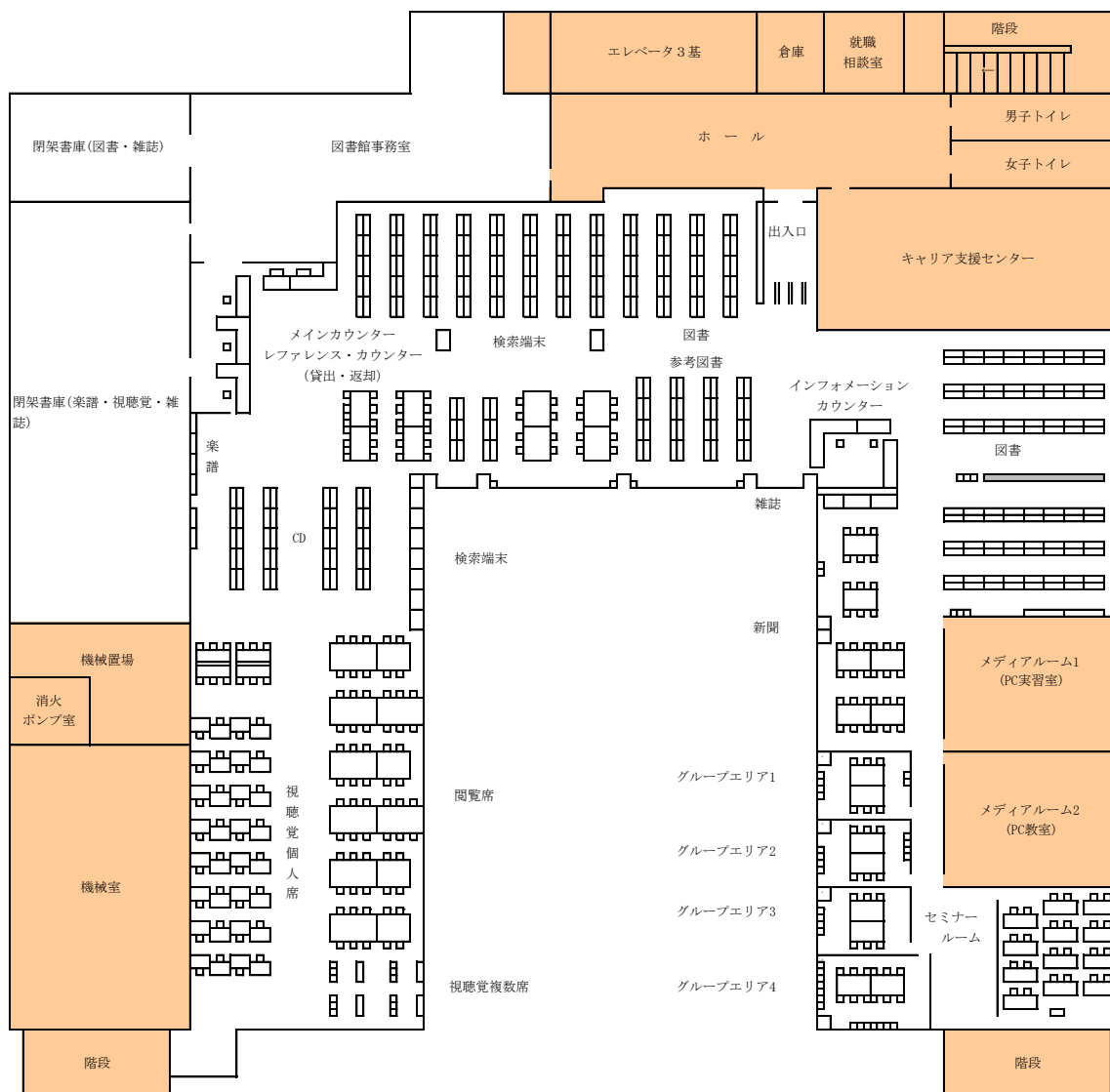
南校舎では、全ての教室にピアノを整備し、オーディオ機器・備品として、DVD、CD、LD、VHS、カセットデッキ、マイクなどを設置している。教室にはホワイトボードが常設され、スライド式で五線のホワイトボードも使用することができる。特にC511教室（階段教室）、A214教室、A311教室には上記に加えてスクリーンとプロジェクターなどが備わっており、パソコンなどを使用したプレゼンテーションができるようになっている。その他授業のための貸し出し用機器・備品（プロジェクター、マイク、CDデッキ、ビデオカメラ、デジタルカメラなど）については施設設備課が管理しており、円滑な授業が行われるよう支援をしている。

北校舎では、全てのスタジオと教室にピアノを整備し、301、303、305の各教室にオーディオ機器・備品として、DVD、CD、LD、VHS、カセットデッキなどを設置している。コンサートホール仕様の「ラ・サーラ・スカラ」にもC511教室と同様、プロジェクター、可動式スクリーンを整備している。

図書館は、南校舎の地下1階にあり、併設する昭和音楽大学と共用している。延べ床面積は約1,597㎡、収納可能冊数は約100,717冊となっている。学生が利用しやすいように、図書、楽譜、視聴覚、雑誌、新聞等の配架コーナー、閲覧席、グループエリアを適切に配置している。

なお閲覧席とは別にメディアルーム2室（各24席）とセミナールーム1室（24席）があり、メディアルームは情報機器演習の授業や、図書館が主催する情報リテラシー教育の場として使用されている。また、メディアルームは閲覧席としても利用できる。

【図書館配置図】



※網掛箇所は図書館エリア外

図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数などは、下表の示すとおり、学習支援に必要な量を備えている。また、閲覧席数は、278席（書籍用222席、視聴覚用56席）を整備している。

【図書館蔵書数】（平成25年5月1日現在）

	和書	洋書	学術雑誌	AV資料
冊（種）	55,637 冊	55,285 冊	53 種	40,415 点

【図書館座席数】（平成25年5月1日現在）

	書籍用	視聴覚用	合計
閲覧席数	222 席	56 席	278 席

資料の選定から廃棄に関しては、図書館規程で別に定める「図書館資料の収集、管理に関する細則」に明確に示されており、その審議・検討・実施に際しては併設する昭和音楽大学と協同の図書委員会を置き、適切に運用している。資料は学生及び教員の希望を聴取し、毎年度定めている収集方針に基づき選定している。

また、除籍は図書館規程に定められているほか、分野ごとに専門教員（図書委員以外の教員）に蔵書の見直しを要請し、「価値を失ったもの」と判断された資料については、毎年除籍を行っている。

授業用の参考図書や推薦図書、指定図書、リザーブ図書は、図書委員会が決定する購入資料のなかでも優先的に購入しており、十分な資料を揃えている。また図書館で整備していない図書資料は、国立情報学研究所の ILL 機能を利用した参考調査業務、相互貸借、複写サービスが利用できるようにしている。さらに OPAC（図書検索システム）から教員や担当科目ごとの検索ができ、学生が利用しやすい環境を整えている。

ポピュラー音楽に関する資料など蔵書数の少ない分野の資料については、毎年度当初に定めている収集方針にも収集を行うことを記載し、積極的に収集している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

一般講義教室に、プロジェクターやスクリーン等の設備の導入を進める。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

施設設備の運用管理は、「東成学園経理規程」「東成学園経理規程細則」「東成学園経理規程固定資産細則」等に基づき適切に管理している。

本学では火災・地震対策、防犯対策のために「防火管理規程」を整備している。詳細は以下のとおりである。

① 火災等の災害対策

南校舎では、電源が遮断した時に備えて、屋上に自家発電装置を設置し、非常用の保安電力を確保している。供給箇所は 1F 防災センター内の各種保安機器、非常灯、エレベーター1基である。北校舎では自家発電装置はないが、誘導灯の照明は確保できている。

南校舎、北校舎とも防災センター（守衛室）及び事務室に自動火災報知設備の受信機を備え、南校舎では 24 時間 365 日、北校舎では夜間を除く毎日警備員が常駐している。さらに夜間には各々の校舎で機械警備を設置しており、緊急時は警備会社のセンターにも通報されるようになっている。

② 防犯対策

学生が校内を利用できる時間帯は、南校舎では、東西 2 カ所にあるエントランスに警備員を立哨させ、入校者の確認を行っている。教室及びレッスン室は、ピアノや AV 機器等が常備されているため、授業終了後に警備員が巡回して施錠し管理している。それ以外の時間帯は警備員が巡回することで対応している。また防犯カメラでも常時監視している。北校舎においても校内巡回及びエントランスでの立哨を行い、夜間は機械警備で防犯の対策に努めている。

本学では平成 19 年度から消防訓練を実施しており、平成 20 年度からは「防災訓練」として学事日程に組み入れることで全学的な取り組みとしている。以後学生・教職員を対象に年 2 回実施している。防災訓練は避難誘導、初期消火、通報訓練、水消火器による消火訓練等の内容で、麻生消防署に立ち会いによる指導を委託している。東日本大震災以降は、火災だけでなく地震による防災面も念頭に訓練を行っている。

北校舎では従前から食糧などを備蓄しており、東日本大震災の際に食糧備蓄が非常用食糧として役立つことから、南校舎でも緊急時に備えて食糧の備蓄をしている。

学内のネットワークはファイアウォールによって学外からの不正アクセスを制御しているほか、ユーザーの権限設定によって学内からのサーバーへのアクセスも制限している。また、クライアント PC 全台にウィルス対策ソフトを導入し、電子メールやインターネット上の不正なプログラムへの対策としている。

重要な情報資産が集中するサーバー室は常時施錠され、入室をシステム管理者のみに制限している。

これまでも省エネルギーへの対策を講じていたが、東日本大震災以降、政府からの電力制限の要請を受け、各教室・レッスン室の空調設定温度の集中管理（温度固定設定、切り忘れ対応、手元変更の禁止等）を年間通じて実施している。さらに照明の間引き、エレベーターの稼働を時期により制限する等の取り組みを行ったことにより、年間の電気使用量が削減された。教職員はクールビズやウォームビズにより省エネルギーに貢献している。

省資源対策を推進するため、学内には分別できる専用のごみ箱を設置しており、回収後さらに清掃業者が分別することにより資源のリサイクルに努めている。

その他地球環境保全に関して、本学は南校舎・北校舎共に新百合ヶ丘駅から徒歩圏内にあり、学生の通学は電車・バスなどの公共交通機関を原則としている。そのため、環境保全に対して少なからず役立っている。

南校舎には雨水を再利用できる設備を有しており、トイレ流水用、屋外散水用、防火用水等に再利用している。この設備により水道使用量が削減されている。また本学周辺は「川崎市緑の基本計画」の緑化推進重点地区（新百合ヶ丘地区）に指定されており、校地の緑化に努めている。省エネルギー・緑化の試みとして、校舎建物の一部の外壁をグリーンカーテンにしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

省エネルギーの取り組みをさらに推進することが課題である。

ネットワークセキュリティのためのファイアウォールが平成 26 年度に耐用年数を迎えるため、代替のセキュリティが必要である。

[テーマ]

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学の専門的な支援として、楽器室が楽器の管理・メンテナンスを行っている。学習成

果の発表の場でもあるホールについては、舞台機械や照明、音響など各専門設備を担当するスタッフが常駐している。

本学の ICT 環境は併設大学と共用して運用されている。学生への情報技術の向上に関するトレーニングは、授業を通じて行っている。教職員に対するトレーニングについては、個人の研鑽が中心となっている。希望に応じて、総務部総務課情報基盤係が助言し、専門的な技術支援をしている。

施設及び機材の整備計画については、教学予算のヒアリングを行い、各部会・分科会の主任・事務取扱等の専任教員などが、部会等で検討した計画案を、学長、理事長、常務理事等に対して直接説明する機会を設けて、意思の疎通を図りながら見直しを進めている。

授業や学校運営に活用できるように、研究室や共同研究室にパソコンを設置し、LAN 環境を整備している。マルチメディアを利用できる教室では、音楽大学の特色として、楽譜作成、音楽制作、デジタル録音に必要なソフトウェアを備えている。事務局では学校運営を効果的に行うために教務システム、会計・資産システム、給与システム、出退勤管理システムが稼働している。学内のコンピュータ整備は総務課情報基盤係が担当している。学内 LAN は、併設する昭和音楽大学と共有のサーバで運営しており、事務局のほか、共同研究室、個人研究室、ゼミ室に整備している。また、南校舎と北校舎では同一の LAN 環境を構築している。学生が学内 LAN に接続してインターネットを利用できる場所は、メディアルーム、電子音響ゾーン、キャリア支援センター、図書館である。学内 LAN の維持、運営については、総務部総務課情報基盤係が管理し、トラブルには速やかに対応している。南校舎では一部を除いた全ての教室で有線 LAN が接続可能であり、AV 機器も設置されていることから、インターネットやマルチメディアを活用した効果的な授業ができるように整備している。

学生のコンピュータ技術を向上させるために、検索用端末を設置するとともに、貸出用情報端末を常備して、本学図書館の所蔵情報のみならず各種データベースを提供している。また学内 LAN に接続されている教室や教員研究室からもこれらの情報が利用できるようなっている。情報技術に関する授業では、共通科目においては PC 使い方等の基礎技術習得、デジタルミュージックコースの専門科目では高度な音楽制作まで技術習得できるように設備を整備している。図書館が契約している、音楽資料、音源、楽譜、雑誌記事等の各種外部データベースへは教職員、学生が学内 LAN から自由にアクセス可能であり、学生の研究に活用されている。また、データベース利用方法についてのガイダンスを図書館にて開催している。

本学では音楽大学としての特色あるカリキュラムの実施に供するため、特別教室を整備している。コンピュータ関連の備品は機材の更新、ソフトのバージョンアップなど、必要に応じて点検され、年度初めに整備を行っている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

学内LANの通信速度を上げ、学生の学内ネットワーク利用環境を向上させる。

【区分】

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の専門的な支援として、楽器室がピアノの調律をはじめ楽器の管理・メンテナンスを行っている。学習成果の発表の場でもあるホールについては、舞台機械や照明、音響など各専門設備を担当するスタッフが常駐している。

本学の ICT 環境は併設大学と共用して運用され、事務局、教員及び学生に供されている。

その維持、管理、整備には専任事務職員が当たり、障害への対応、ICT 活用アドバイス、ソフトウェアとハードウェアのライフサイクル管理、新規導入の検討を行っている。

教員は個人研究室及び共同研究室において学内 LAN を使用することが可能であり、授業においても一部の教室を除いて、インターネット、プロジェクターが利用可能である。また、希望により教員へのノート PC の貸し出しも行っている。学生は南校舎地下 1 階のメディアルーム及び南校舎 4 階の電子音響ゾーンで Windows、Macintosh の PC 利用が可能で、音楽大学の特色を活かした、楽譜作成、音楽制作、デジタル録音が可能でソフトウェアを配備している。

また、事務局では、円滑な業務推進のために、一人につき 1 台の PC を配置して、教務システム等を積極的に利用している。

学生への情報技術の向上に関するトレーニングは、授業を通じて行っている。

「情報機器演習」では、マウスやキーボードの使い方等の基礎技術習得からソフトを用いた楽譜作成まで幅広く取り扱っており、学生は専攻や習熟度に応じたクラスを希望することができる。授業は B013 メディアルーム教室 (Windows 端末、教員用端末含む 25 台) において開講し、情報処理の基礎からマルチメディアを利用した専門分野にも対応できる。

「コンピュータリテラシー」では、コンピュータ音楽に関連する機器や用語の理解と、音楽に関連するコンピュータ操作を習得し、楽譜作成ができるようになる。アップル社製コンピュータを配する C411 (iMac 17 台) 教室で行っている。C411 教室のほかにも、C401 教室 (MacPro 1 台)、C420 教室 (iMac 6 台、MacPro 2 台) 等の教室があり、高度で専門的な音楽制作やデジタル録音が可能で環境を整備している。

学生は図書館館内貸出ノート PC (Windows 端末 15 台)、B012 メディアルーム教室 (Windows 端末 23 台)、C418 教室 (アップル社 iMac 10 台) を自習やインターネット利用などの目的で自由に使用することができる。また、B013 メディアルーム教室、C411、C420 の各教室においても、授業が行われない時間は学生の使用を可能としている。

教職員に対するトレーニングについては、個人の研鑽が中心となっている。希望に応じて、総務部総務課情報基盤係が助言し、専門的な技術支援をしている。

施設及び機材の整備計画については、毎年度、教学予算のヒアリングを行い、各部会・分科会の主任・事務取扱等の専任教員などが、部会等で検討した計画案を、学長、理事長、常務理事等に対して直接説明する機会を設けて、意思の疎通を図りながら見直しを進めている。毎年度このヒアリングの内容を基に、ピアノ、電子オルガン、弦管打楽器等を計画的に購入している。特に電子オルガンは代表的な三社の製品を完備し、機種変更に伴うグレードアップにも対応し、新機種の導入により学習成果の向上を図っている。その他各教

室に設置している機器・備品、貸し出し用のオーディオ機器等は、総務部施設設備課が点検及び管理しており、学習成果の向上支援に努めている。また施設設備課内に楽器室を組織し、ピアノの調律や、楽器のメンテナンス技術を有する事務職員を配置している。楽器室は、教室、レッスン室、練習室等の楽器を常に最適な状態に保ち、故障等の突発的な状況にも速やかに対応している。

練習室については、南校舎では平日は7:00より21:00まで（土日祝日は9:00～20:00）、北校舎では、平日8:30より21:00まで（土曜日9:00～21:00、日祝日10:00～18:00）利用することができる。

「音楽人ポर्टフォリオシステム」をはじめとする授業や学校運営に活用できるように、専任教員の研究室のほか、非常勤教員も利用することができる共同研究室にもパソコンが設置されており、インターネットを利用するためのLAN環境を整備している。

マルチメディアを利用できるメディアルーム、電子音響ゾーンの各教室では、音楽大学の特色として、楽譜作成、音楽制作、デジタル録音に必要なソフトウェアを備えており、効果的な授業が運用できるよう、ハードウェア及びソフトウェアの整備を継続して行っている。

事務局では学校運営を効果的に行うために教務システム、会計・資産システム、給与システム、出退勤管理システムが稼働しており、担当の事務職員が業務に活用している。学内のコンピュータ整備は情報基盤係が担当している。

学内LANは、併設する昭和音楽大学と共有のサーバで運営しており、事務局のほか、共同研究室、個人研究室、ゼミ室に整備している。また、南校舎と北校舎では同一のLAN環境を構築しており、学生が学習をするために必要な学内LANは整備できている。

さらに南校舎では平成25年度にネットワーク機器類の更新を予定しており、通信速度を上げ、学内LANの高速化を図る予定である。

学生が学内LANに接続してインターネットを利用できる場所は、メディアルーム、電子音響ゾーン、キャリア支援センター、図書館である。学内LANの維持、運営については、総務部総務課情報基盤係が管理し、トラブルには速やかに対応している。

南校舎では一部を除いた全ての教室で有線LANが接続可能であり、AV機器も設置されていることから、インターネットやマルチメディアを活用した効果的な授業ができるように整備している。備え付けのプロジェクター及びスクリーンを設置する教室は南校舎に3室（C511、A311、A214）ある。本年8月には、3室のほか6教室にも新たに設置することになっている。

他の教室においてもPCやプロジェクターを利用した授業ができるように、事務局においてPC、プロジェクター、スクリーン、LANケーブルの貸し出しを随時行っている。

学生のコンピュータ技術を向上させるために、図書館閲覧室には検索用端末9台を設置するとともに、貸出用情報端末（検索だけでなくレポート作成もできる）15台を常備して、本学図書館の所蔵情報のみならず各種データベースを提供している。また学内LANに接続されているB012メディアルーム教室や教員研究室からもこれらの情報が利用できるようになっている。

情報技術に関する授業では、共通科目においてはPC使い方等の基礎技術習得、デジタルミュージックコースの専門科目では高度な音楽制作まで技術習得できるように常に設備

を整備している。

図書館が契約している、音楽資料、音源、楽譜、雑誌記事等の各種外部データベースへは教職員、学生が学内 LAN から自由にアクセス可能であり、学生の研究に活用されている。また、データベース利用方法についてのガイダンスを図書館にて開催している。

本学では音楽大学としての特色あるカリキュラムの実施に供するため、以下のように特別教室を整備している。

① B012、B013 メディアルーム教室

授業で使用するための Windows 端末は、下表に示すとおりに設置されている。

B013 メディアルーム教室は「情報機器演習」のほか、「音声学」、「図書館情報技術論」、「情報サービス演習」の各授業に使用され、情報処理の基礎からマルチメディアを活用した専門科目にも対応している。B013 メディアルーム教室で行う「情報機器演習」の授業は、前・後期とも本学で原則週 5 コマを開講している。授業が行われていない時間は学生に開放している。

B012 メディアルーム教室は、学生が自習のためなど自由にパソコンを使用することができる。その他図書館には館内利用限定のノートパソコン 15 台を貸し出している。在学生には入学時に電子メールアドレスを配布している。B012 メディアルーム教室は、夕刻から図書館閉館時までの利用者が多く、特に学期末に集中的に利用が増える傾向がある。さらに「キャリア支援センター」にもノートパソコンが 20 台用意されており、開室時間内にはいつでも学生が自由に使用することができる。企業・オーディション・コンクールの情報収集、企業へのエントリー、エントリーシート作成、「音楽人ポートフォリオシステム」活用などに利用されている。

【パソコンの整備状況 (1)】

設置場所	端末種別	台数	導入年度	主なソフトウェア
B012 (メディアルーム1) (学生自習用)	シンクライアン	23台	平成21年	Windows 7、Office2010 Finale2010J
B013 (メディアルーム2) 「情報機器演習」等	シンクライアン	25台	平成21年	Windows 7、Office2010 Finale2010J
図書館 (館内貸出用)	シンクライアン	15台	平成21年	Windows 7、Office2010
キャリア支援センター	ノートPC	20台	平成23年	Windows 7、Office2010

② 電子音響ゾーン

コンピュータを活用した音楽制作やデジタル録音の技術を習得するために、特殊なソフトウェアを装備したパソコンを下表のとおり整備している。C411 教室は学生用の鍵盤つきコンピュータが 16 台、指導用 1 台が用意されており、「コンピュータリテラシー」、「コンピュータ音楽 I」、「サウンドクリエイト①」、「コンピュータ音楽概論」の授業を開講している。C420 教室では、学生は「サウンドクリエイト②」を通じて音楽制作実技を学修している。C418 教室は学生の自習室として利用されておりポピュラー音楽コース、デジタルミュージックコースの学生が創作や曲制作に取り組んでいる。平成 25 年度に、10 台ある端末全てを新規に入れ替えた。C411 教室、C420 教室では授業が行われない時間には自習用に学生へ貸し出しを行っている。

コンピュータ関連の備品は機材の更新、ソフトのバージョンアップなど、必要に応じて

点検され、年度初めに整備を行っている。

【パソコンの整備状況 (2)】

設置場所	端末種別	台数	導入年度	主なソフトウェア
C411教室 「コンピュータ音楽Ⅰ」 「サウンドクリエイト①」 「コンピュータリテラシー」 「コンピュータ音楽概論」	アップルiMac	17台	平成22年	MacOS X、 Logic Pro、Finale、 Pro Tools、MAX、 WaveLabo、 Waves Gold、 Final Cut、 PhotoshopCS、 IllustratorCS、 Office、Toast、 VectorWorks
C420教室 「コンピュータ音楽Ⅱ」 「サウンドクリエイト②」	アップルMacPro (1台) アップルiMac (6台)	7台	平成24年	MacOS X、 Logic Pro、Finale、 Pro Tools、 Komplete、 Reason、 WaveLabo、 Waves Gold、 Office、Toast、 AutoTune
C418教室 サウンド編集室 (学生自習用)	アップルiMac	10台	平成25年	MacOS X、 Logic Pro、Finale、 Pro Tools、MAX、 WaveLabo、 Waves Gold、 Final Cut、 PhotoshopCS、 IllustratorCS、 Office、Toast、

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学内 LAN の通信速度が不十分であることが課題である。

[テーマ]

基準Ⅲ-D 財的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

平成22年度から平成24年度までの過去3年間の本学及び法人全体の資金収支は均衡している。消費収支については支出超過となっているが、その理由は校地・校舎移転に伴う借入金返済分の基本金組入れ負担が続くためである。資産の部合計は平成21年度、22年度と210億円台で推移している。24年度に旧厚木校地・校舎の一部を売却したことにより、203億円と減少したが、中期的に見ると、累積額である繰越消費収支差額が大幅に改善し、従来よりも財務基盤を強化することができた。

自己資金構成比率、総負債比率等の貸借対照表に係る各種財務比率は、過去3年間、好転しながら、健全に推移している。

本学の資産は、併設する昭和音楽大学と共用で使用しているため、大学に比べて経費計上額が少なくなっている。本学だけの収支は、現時点では法人全体の財政・経営にプラスに寄与している。平成 22 年度から平成 24 年度まで、法人全体の繰越支払資金は順調に増加し、資産総額は 200 億円以上を確保しており、本学の存続を可能とする財政は十分に維持されている。

退職給与引当金は、期末要支給額を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額の100%を計上していることにより目的どおりに引き当てられている。

本学の資産は、「基本財産」及び「運用財産」に分けて管理運用を行っている。基本財産である本学施設は有効利用、地域貢献の一環で廉価で一般向けにも開放しているので、僅かではあるが安定収入となっている。運用財産、特に金融資産の運用は資金運用規程を定め、資金を分散して投資することによりリスクを抑え効率よい運用を実施し、収入増加の努力をしている。資金運用の状況は全て経理システムで記録及び管理され、適切に行われている。

本学の教育研究経費比率は、25%以上で推移している。法人全体においても目標としている 25%を十分に超えている。教育研究用機器備品などの施設設備は校舎新築に際し充実させたが、その後も学習資源（楽器、図書など）については計画的に購入している。

平成 22、23 年度の定員充足率は、妥当な水準で推移しているが、平成 24、25 年度は入学定員、収容定員共に充足していない状況である。平成 24 年度は収容定員充足率が悪化したものの、財務体質としては健全性を維持している。

声楽研究所創立時より本学の一貫した教育理念は、「礼・節・技の人間教育」に集約されている。音楽を中心とした多様な実践を通じて、日本の芸術文化の向上を担うことができる人材の育成に取り組んでいく。また地域においても、今後も多様な芸術を発信していく。地域に密着した音楽活動を行っていることが強みであり、学内で一般的に行っている演奏会や講座などは、アンケートや来場者数等のデータを基に客観的に分析している。一方、就職については、一般的に四年制大学に比べて就職率が低く、四年制大学への進学志向も強いことが本学だけではなく、多くの短期大学に共通する課題であると認識している。

収入の源泉である学生募集に関しては、各種講習会の参加人数を分析して、志願者・入学者数予測等を行い、入試広報室を中心に実行計画を立案している。また本学の戦略上の強みや弱みは常にチェックし、期中に対応可能なものは実行し、大きな対応策は次年度の事業計画に反映している。

学納金計画については、入学者数予測、休・退学者数予測等と連動させて作成している。人事計画については、人件費の効率化を図る方針で立案されており、各部会から要望、学生数や人件費比率を考慮し、要員の補充を決定している。専任教員数の削減には短大設置基準の要件を欠かないことを前提に、14～17名程度の専任教員を配置している。専任職員に関しては、昭和音楽大学の専任職員の兼務によりカバーをすることで近年は人員配置を抑制している。

施設設備計画のうち、施設に関しては、近々での建設計画等はないものの、北校舎を中心に大規模修繕等の計画は立案中である。また、設備備品については、校舎新築に際し充実させ、その後も計画的に順次購入している。

補助金収入は、特に私立大学等経常費補助金における特別補助に関しては、音楽大学の中にあつてはトップの地位を確保している。寄附金収入に関しては、これまで寄附金募集の実績がなかったが、平成24年度から入学者やその関係者以外を対象とした、特定公益増進法人としての寄附金募集をスタートさせた。

資産運用収入のうち、施設設備利用料収入は学事を最優先しながら、空いた時間を地域貢献の一環として、廉価で一般向けにも開放しており安定収入を得ている。事業収入としては、本学の特長を生かした補助活動として、附属音楽・バレエ教室を運営し、収入増に結びつけている。

遊休資産の処分に関しては、平成24年度に旧厚木校地・校舎の一部を売却した。残っている遊休資産も順次処分を進めていく予定である。

定員管理に関しては毎年度見直しを行い、適正数の検討を行っている。

また、経費の支出額を学生数に見合った水準に抑制することにより、バランスをとっている。

経営情報の公開は、本学ウェブサイトにて行っている。また危機意識の共有は、FD、SD研修会等を活用して普及にも努めている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

永続的に教育研究活動を行うための財務基盤を確保するために、学生生徒等納付金計画の見直しとそれに伴う支出計画の見直しを行う。

帰属収入の範囲内で収支が均衡する経営を実現する方策について具体的な計画を立てる。また、今後の定員の適正数を検討し、定員変更を検討する必要がある。

[区分]

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

平成22年度から平成24年度までの過去3年間の本学の資金収支は、平成24年度に入学者が減少したものの、支出を学生数に見合った水準に抑制することにより均衡している。法人全体でもほぼ均衡している。

次年度繰越支払資金は、平成18年度末に校地・校舎を移転した際に、多額の自己資金を使用したため、30億円にまで減ったが、24年度末時点で42億円まで積み増すことができている。また、校地・校舎移転に伴う校地取得費用、生田学生会館（女子学生寮）建設資金の借入金の返済に関しても、借入時に中期、長期を考えて期間・金額を組み合わせる返済計画を立て、平成17年度から平成24年度までの8年間は計画どおりに返済している。今後も計画どおり返済を進めることにより、安定した財務状況になるとの見通しを持っている。

消費収支については支出超過となっているが、上記校地・校舎移転に伴うものである。

消費収支については支出超過となっているが、その理由は校地・校舎移転に伴う借入金返済分の基本金組入れ負担が続くためである。

資産の部合計は平成22年度、23年度と210億円台で推移している。

24年度に旧厚木校地・校舎の一部を売却したことにより、203億円と減少したが、中期

的に見ると、累積額である繰越消費収支差額が大幅に改善し、従来よりも財務基盤を強化することができた。

自己資金構成比率、総負債比率等の貸借対照表に係る各種財務比率は、過去3年間、好転しながら、健全に推移している。

本学の資産は、併設する昭和音楽大学と共用で使用しているため、大学に比べて経費計上額が少なくなっている。本学だけの収支は、現時点では法人全体の財政・経営にプラスに寄与している。

平成22年度から平成24年度まで、法人全体の繰越支払資金は34億2千万円、35億2千万円、42億6千万円と順調に増加している。一方、資産総額は22年度、23年度は210億円台、24年度は203億円を確保しており、本学の存続を可能とする財政は十分に維持されている。

退職給与引当金は、期末要支給額を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額の100%を計上していることにより目的どおりに引き当てられている。

本学の資産は、「基本財産」及び「運用財産」に分けて管理運用を行っている。

基本財産である本学施設の有効利用として、地域貢献の一環で廉価で一般向けにも開放しているので、僅かではあるが安定収入となっている。学生の利用を最優先する中で地域からの要望にも最大限考慮して活用している。

もう一つの運用財産の主たるもの、特に金融資産の運用のため、平成18年4月に資金運用規程を定め、施行している。資金を分散して投資することによりリスクを抑え、効率よい運用を実施し、収入増加の努力をしている。資金運用の状況は全て経理システムで記録及び管理され、適切に行われている。

本学の教育研究経費比率は、25%以上で推移している。法人全体においても目標としている25%を十分に超えている。

教育研究用機器備品などの施設設備は校舎新築に際し充実させたが、その後も学習資源（楽器、図書など）については計画的に購入している。

平成22、23年度は、妥当な水準で推移しているが、24、25年度は入学定員、収容定員共に充足していない状況である。

平成24年度は収容定員充足率が悪化したものの、財務体質としては下表のとおり、健全性を維持している。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
収容定員充足率（本学）	110.3%	114.2%	88.2%
学生生徒等納付金（本学）	640百万円	646百万円	500百万円
繰越支払資金（法人全体）	3,424百万円	3,527百万円	4,267百万円
資産総額（法人全体）	212億円	211億円	203億円

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成24年度の入学者数が減少したことにより、人件費を含めた支出を学生数に見合った水準に抑制する必要がある。

〔区分〕

基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

声楽研究所創立時より本学の一貫した教育理念は、「礼節を重んじ、豊かな人間性と教養を身につけた個性ある音楽家を育成すること」であり、それは創立者が示した建学の精神「礼・節・技の人間教育」に集約されている。

単に演奏・歌唱の専門的な技術のみを習得させるのではなく、「学校教育法」がその条文に謳うように、幅広い知識と教養を身につけた上で、それを広く社会に還元する気概と能力を持った音楽家を育てる教育こそが、本学の教育の理念である。その理念を今後も継承し、音楽を中心とした多様な実践を通じて、日本の芸術文化の向上を担うことができる人材の育成に取り組んでいく。

また平成19年、厚木校地からより都心に近く、「音楽のまち」「芸術のまち」を標榜する川崎市麻生区の新百合ヶ丘校地へと移転したことにより、地域において、音楽を通じた社会との関わりがますます高まっている。その期待に応えるため、今後も多様な芸術を発信していく。

学内に、本格的なオペラ、バレエ、ミュージカルの上演が可能な「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」や、コンサートホールである「ユリホール」等があることで、地域に密着した音楽活動を行っていることが強みであり、学内で一般的に行っている演奏会や講座などは、アンケートや来場者数等のデータを基に客観的に分析している。一方、就職については、コースによって即戦力として活躍できるケースがあるものの、一般的に四年制大学に比べて就職率は低い。また一般的な四年制大学への進学志向も強いという現実も、多くの短期大学に共通する課題であると認識している。

収入の源泉である学生募集に関しては、各種講習会の参加人数を分析して、志願者・入学者数予測等を行い、入試広報室を中心に実行計画を立案している。また本学の戦略上の強みや弱みは常にチェックし、期中に対応可能なものは実行し、大きな対応策は次年度の事業計画に反映している。

学納金計画については、入学者数予測、休・退学者数予測等と連動させて作成している。

人事計画については、人件費の効率化を図る方針で立案されており、各部会から要望を聴取しつつ、学生数や人件費比率を考慮し、要員の補充を決定している。専任教員数の削減には短大設置基準の要件（専任教員11名、うち教授4名）を欠かないことを前提に、近年は学生数や人件費比率を考慮しつつ、14～17名程度の専任教員を配置している。専任職員に関しては、昭和音楽大学の専任職員の兼務によりカバーをすることで近年は人員配置を抑制している。

施設設備計画のうち、施設に関しては、平成19年4月に校地・校舎移転を行い、平成19年3月に女子学生寮を、平成24年2月に男子学生寮を新築した。近々での建設計画等はないものの、北校舎を中心に大規模修繕等の計画は立案中である。また、設備備品については、校舎新築に際し充実させ、その後も計画的に順次購入している。

教育研究を充実させるための外部資金として、補助金収入、寄附金収入、資産運用収入、

補助活動収入を含む事業収入が考えられる。

補助金収入については、従来積極的な獲得を目指してきたが、特に私立大学等経常費補助金における特別補助に関しては、音楽大学の中にあってはトップの地位を確保している。

寄附金収入に関しては、これまで寄附金募集の実績がなかったが、平成24年度より、入学者やその関係者以外を対象とした、特定公益増進法人としての寄附金募集をスタートさせる準備を進めている。

資産運用収入のうち、資金運用については、学校運営という事業の性格上、安全性が最優先されるが、一方で収益性を考えた場合、現在の低金利状態の中で思うような運用実績が得られていない状況が続いている。一方、施設設備利用料収入は学事を最優先しながら、空いた時間を地域貢献の一環として、廉価で一般向けにも開放しているので、僅かではあるが安定収入となっている。

事業収入としては、本学の特長を生かした補助活動として、附属音楽・バレエ教室を運営し、収入増に結びつけている。

遊休資産の処分に関しては、平成24年度に旧厚木校地・校舎の一部を売却したことにより、処分対象資産が大分減ったものの、まだ残されたものがある。これらについても順次処分を進めていく予定である。

定員管理に関しては毎年度見直しを行い、適正数の検討を行っている。

また、経費の支出額を学生数に見合った水準に抑制することにより、バランスをとっている。

経営情報の公開は、本学ウェブサイトにて行っている。また、危機意識の共有は、FD、SD研修会等を活用して普及にも努めている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

入学者数の減少に応じて、収支の均衡を維持することが必要である。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

(1)以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項

特になし

(2)特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項

特になし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】**(a) 基準Ⅳの自己点検・評価の要約を記述する。**

理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解して学園の発展に尽くし、学校法人東成学園の発展に寄与している。「学校法人東成学園寄附行為」第16条に明示しているとおり、理事会は法人の最高議決機関として法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。理事は建学の精神を深く理解する有識者、学識経験者であり、法人の健全な経営について見識を有している。理事長は理事会を招集、開催し、学校法人の代表として運営組織の中心に立ち、リーダーシップを発揮している。毎会計年度終了後2ヶ月以内に、監事の監査を受け、理事会で承認を得た事業報告書と決算案を、評議員会で報告するとともに意見を求めた。

理事会は、寄附行為第17条に定めるとおり、理事会の重要事項以外の業務決定の権限を「運営委員会」に委任している。運営委員会は、平成24年度には42回開催しており、本学園の業務の円滑な運営を担っている。「運営委員会」を構成する委員は「点検・評価委員」も兼ねており、本学及び併設する昭和音楽大学の教育研究活動の充実のために、日常的に点検・評価の活動を行っている。

平成19年度に就任した現在の学長は、研究業績に優れ、社会的にも貢献した人格高潔な人物であり、本学の建学の精神や学校運営に識見を有し、本学の教育研究の向上・充実にリーダーシップを発揮している。学長は昭和音楽大学教授会規程に基づき教授会を開催し、その議長となり、教育研究上の審議機関として適切に運営している。教授会の下に、教学組織として専門分野別に部会及び分科会を設置しているほか、教学運営組織として委員会を設置し、それぞれ規程を定めて適切に運用している。

監事は、「学校法人東成学園寄附行為」に基づいて適切に業務を行っている。監査については毎会計年度の計算書類に関する監査報告書を作成し、その内容を理事会・評議員会に報告している。

中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画策定と予算編成に関しては、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。決定した事業計画と予算は、本学で採用する経理システムにより管理し、予算執行と決算処理を連結することで適切な会計処理を行っている。財務情報及び教育情報は、本学ウェブサイトで公開している。

(b) 基準Ⅳの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

教学組織や教学運営組織等の規程が実態と整合しているかを確認し、必要に応じて規程の整備を行う。

監事の業務としての「監査」と、監査法人による「監査」とのさらなる連携をはかるため、情報交換ができる場を作る。

予算作成の際は、当年度の予算額及び補正予算額を基準にするのではなく、前年度の実績額を基準にすることで、厳密な予算編成を実現する。

〔テーマ〕

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ**(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。**

理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し学園の発展に尽くし、学校法人東成学園の発展に寄与している。また学校法人を代表し、理事会、評議員会に携わり、教学運営組織に委員として参加するなど、学校運営の活動を把握し、「学校法人東成学園寄附行為」第11条に定める「この法人を代表し、その業務を総理する。」を体現している。

本学では毎会計年度終了後、2ヶ月以内に監事監査と監査法人（公認会計士）による業務・会計監査を行って決算書が適正であることの確認が済んでから、決算案を作成している。決算案は、定例の運営委員会で事業報告書と決算案を審議し、理事会の議決を経て、評議員会に報告するとともに意見を求めている。

理事会は法人の最高議決機関として法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。このことは「学校法人東成学園寄附行為」第16条に明確に示している。

理事は建学の精神を深く理解する有識者、学識経験者であり、法人の健全な経営について見識を有している。理事は、学長、評議員のうちから評議員会において選任した者、学識経験者のうち理事会において選任した者で構成され、「学校法人東成学園寄附行為」第6条で規定している。この規定は、私立学校法第38条（役員を選任）の定める要件を満たしている。

また、学校教育法第9条に抵触する場合に解任及び退任することも「寄附行為」第10条で定められている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

理事長のリーダーシップのもと、今後も理事会を適正に継続・維持していく。

〔区分〕

基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

本学の創立者である下八川圭祐が示した建学の精神「礼・節・技の人間教育」は、「礼節を重んじ、豊かな人間性と教養を身につけた個性ある音楽家を育成すること」を集約しており、単に演奏・歌唱などの専門的な技術のみを習得させるのではなく、「学校教育法」がその条文に謳うように、幅広い知識と教養を身につけた上で、それを広く社会に還元する気概と能力を持った音楽家を育てる全人格的な教育こそが、本学の目指すところである。

理事長は昭和55年に就任して以来、学園の発展に尽くし、昭和音楽大学の開学、昭和音楽大学大学院の開設、短期大学部・大学・大学院の新百合ヶ丘（川崎市麻生区）への全面移転など、学校法人東成学園の発展に十分寄与している。また学校法人を代表し、理事会、評議員会に携わることはもちろんのこと、運営委員会と、点検・評価委員会、入試委員会などの教学運営組織に委員として参加しているほか、オブザーバーとして教授会に出席し、学校運営の活動を把握している。また全教員を対象とした「学部・短大FD合同研修会」や全事務職員を対象とした「SD研修会」において、学園の歴史や音楽大学の将来像など、そ

の時々的重要な事項を取り上げた講話を行っている。

上記のとおり、理事長は学校法人の運営全般に強いリーダーシップを発揮しており、「学校法人東成学園寄附行為」第11条に定める「この法人を代表し、その業務を総理する。」を体現している。

本学では毎会計年度終了後、2ヶ月以内に監事監査と監査法人（公認会計士）による業務・会計監査を行って決算書が適正であることの確認が済んでから、決算案を作成している。決算案は、定例の運営委員会で事業報告書と決算案を審議し、理事会の議決を経て、評議員会に報告するとともに意見を求めている。

理事会は法人の最高議決機関として法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。このことは「学校法人東成学園寄附行為」第16条に明確に示している。

理事会は理事長が招集し、その議長を務めている。平成24年度は下記のとおり開催した。

【平成24年度理事会 実績（6回）】

開催日時	主な議案	出席者	定数
平成24年5月9日	・大学院博士後期課程認可申請に関する件	9	9
平成24年5月30日	・平成23年度事業報告承認に関する件 ・平成23年度決算案承認および監査報告に関する件 ・寄附金の募集に関する件 ・自己点検・評価報告書の件	9	9
平成24年6月19日	・寄附金募集概要（修正案）に関する件	9	9
平成24年8月21日	・厚木校地・校舎、一部売却に関する件 ・旧東成学寮等の賃貸借契約の変更および転貸借契約等に関する件 ・補正予算に関する件	9	9
平成24年12月12日	・校地変更に関する件 ・平成24年度補正予算案承認に関する件	9	9
平成25年3月13日	・昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部の平成26年度学納金に関する件 ・平成25年度事業計画承認に関する件 ・平成25年度予算案承認に関する件 ・財務に関する中長期計画に関する件 ・資金運用計画に関する件 ・諸規程変更に関する件 ・顧問退任に関する件	8	9

また理事会は、「学校法人寄附行為」17条に定めるとおり、評議員会に付議しなければならない事項や、この法人の業務に関する重要事項以外の業務決定の権限を「運営委員会」に委任している。「運営委員会」は平成24年度には42回開催しており、本学園の業務の円滑な運営を担っている。

「運営委員会」を構成する委員は「点検・評価委員会」の委員も兼ねている。教育研究活動の状況を適切に点検・評価する「点検・評価委員会」は、第三者評価を受審するためだけの組織ではなく、本学と併設する昭和音楽大学の教育研究活動の水準を向上するため日常的に点検・評価の活動を行っている。その活動内容の一つとして、毎年度の部会及び分科会・委員会等の活動を『活動報告書』として冊子を製作し、その内容は毎年度5月に開催している理事会に報告されている。

第三者評価の受審時期や報告書については、「運営委員会」だけではなく、理事会でも審議され、決定している。

情報公開は基礎資料でも示したとおり、学校法人の財務に関する情報はウェブサイトで開催しており、平成16年の「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について」で示されている書類の様式参考例を基に、適切に情報公開を行っている。

理事は建学の精神を深く理解する有識者、学識経験者であり、法人の健全な経営について見識を有している。理事は、学長、評議員のうちから評議員会において選任した者、学識経験者のうち理事会において選任した者で構成され、「学校法人東成学園寄附行為」第6条で規定している。この規定は、私立学校法第38条（役員の選任）の定める要件を満たしている。

また、学校教育法第9条に抵触する場合に解任及び退任することも「寄附行為」第10条で定められている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

理事長のリーダーシップのもと、今後も理事会を適正に継続・維持していく。

[テーマ]

基準IV-B 学長のリーダーシップ

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

平成19年度に就任した学長は、研究業績に優れ、社会的にも貢献した人格高潔な人物であり、本学の建学の精神や学校運営に関し識見を有すると認められる。

学長は教職員に対して本学の向上・充実の喚起を行い、建学の精神に基づく教育や研究の推進への意識付けを行い、また、学生及び保護者に建学の精神を周知することに努めている。

学長は昭和音楽大学短期大学部教授会規程に基づき教授会を招集し、その議長となり、教学運営の職務遂行に努め適切に運営している。

教授会の下に、教学組織として専門分野別に部会を設置し、教育研究に関する必要事項について審議・協議している。また教学運営組織としての委員会も、教授会の下に複数置き、委員会規程をそれぞれ定め、適切に運用している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

教学組織や教学運営組織などの規程が、実態と整合しているかを確認した上で、必要に応じて規程の整備を行う。

[区分]

基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

現在の学長は、平成3年度より教授として任用され、平成19年度に学長に就任した。業績書に示すとおり、研究業績に優れ、社会的にも貢献した人格高潔な人物であり、本学の建学の精神や学校運営に関し識見を有すると認められる。

学長は毎年度実施しているFD研修会及びSD研修会において、教職員に対して本学の向上・充実を喚起する内容の講話を行い、特に年度当初のFD研修会では、建学の精神に基づく教育や研究の推進に関する意識付けを行っている。また、入学式でも学生及び保護者に向けての式辞の中でも、建学の精神に触れ、これを周知することに努めている。また平成20年度に「短期大学部教員共同研究会」を立ち上げる際に、リーダーシップを発揮した。この研究会は形を変えて現在まで継続している。平成25年度より、学長は「学長諮問委員会」を主催している。構成は、短大音楽科長、大学学部長、大学院研究科長、事務局長、学務部長、事務局次長、企画・IR推進室長である。必要に応じて、審議事項を運営委員会及び教授会に提案している。

学長の選任は、「昭和音楽大学短期大学部学長選考規程」に基づき、学長候補者選考委員会の議を経て理事会で行っている。

学長は、昭和音楽大学短期大学部教授会規程に基づき、原則月1回(8月は除く)教授会を開催している。学長は教授会を招集し、その議長となり(学則第44条)、教学運営の職務遂行に努め適切に運営している。教授会は、学則第42、43、46条及び「教授会規程」に基づき、(1)教育課程及び授業に関する事項、(2)学則及び教学に関する諸規程の制定、改廃に関する事項、(3)学生の入学、退学、転学、転科、休学、復学、除籍、卒業に関する事項、(4)学生の厚生補導に関する事項、(5)学生の賞罰に関する事項、(6)教授、准教授、講師、助教及び助手の任免、昇格等に関する事項、(7)教員の研究等に関する事項、(8)その他、教育研究上必要と思われる重要事項を審議している。

本学は、併設する昭和音楽大学と同一のキャンパスで音楽分野に関する教育研究を行っていることから、教授会における共通の審議事項については合同での開催をしているが、明確に区別するため、「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部合同教授会規程」を定め、審議及び議決は教授会ごとに実施している。平成24年度の開催実績は以下のとおりである。

【平成24年度 教授会実績(15回)】

開催日時	主な議案
平成24年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・教授会、大学院研究科委員会構成員及び議事録署名者に関する件 ・教学組織・教学運営組織の一部変更に関する件 ・既修得単位の認定に関する件 ・単位互換協定会単位互換科目の学生派遣に関する件 ・学籍異動に関する件 ・地方 AO 入試実施科目に関する件 ・教員人事に関する件 ・研究所等構成員に関する件 ・規程の変更に関する件
平成24年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度前期実技試験日程に関する件 ・授業出席調査に関する件 ・科目等履修生に関する件 ・ティーチングアシスタント(TA)に関する件 ・平成 24 年度進路意識調査の実施および平成 23 年度進路意識調査結果報告に関する件 ・給費生の認定に関する件 ・学籍異動に関する件

平成24年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・バレエコース「アドミッションポリシー」変更に関する件 ・平成25年度指定校入試における音楽教養コース入試の取扱に関する件 ・平成25年度入学試験出題・採点委員に関する件 ・平成25年度入学試験時間割に関する件 ・平成25年度入試附属音楽・バレエ教室推薦入学試験要項に関する件 ・平成25年度入試附属音楽・バレエ教室推薦参考試験出題・採点委員に関する件 ・給費生の認定に関する件 ・公認サークル追加に関する件 ・給費生選考規程・給付奨学金規程変更に関する件 ・学生による授業評価アンケートに関する件 ・教員人事に関する件 ・点検・評価委員会規程変更に関する件
平成24年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校の追加に関する件 ・後期実技試験日程に関する件 ・音楽教養コースカリキュラムに関する件 ・公欠規程の変更に関する件 ・平成25年度入学試験、激甚災害に伴う学納金等の対応に関する件 ・学納金未納者の前期試験受験に関する件 ・サークル合宿の許可に関する件 ・学部・短大FD合同研修会開催に関する件 ・学生満足度調査実施に関する件 ・学長賞声楽コンクール実施に関する件
平成24年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・教員人事に関する件 ・平成25年度第1回AO入試合否判定に関する件 ・入試採点委員の追加に関する件 ・第3回AO入試(札幌・福岡・那覇)採点委員に関する件 ・指定校の追加に関する件 ・新コース設置に関する件に関する件 ・学籍異動に関する件 ・平成25年度学事日程に関する件
平成24年10月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度第2回AO入試合否判定に関する件 ・平成25年時間割等に関する件 ・シラバス記載の変更事項に関する件 ・学籍異動に関する件 ・冬期講習会実施に関する件 ・教員業績評価実施要綱に関する件 ・教員人事に関する件
平成24年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・入試採点委員の変更に関する件 ・平成25年度第3回・4回AO入試合否判定に関する件 ・「音楽と社会コース」入試採点委員および試験実施方法に関する件 ・転専攻試験要項に関する件 ・海外研修不催行に関する件
平成24年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度給費・推薦入試合否判定に関する件 ・海外研修実施に関する件 ・平成25年度カリキュラム改訂に関する件 ・進路実施調査に関する件 ・教員人事に関する件 ・規程の新設・廃止に関する件
平成24年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回AO入試合否判定に関する件 ・転コース、編入学試験要項に関する件 ・学習成果及びポリシーに関する件 ・平成25年度共同研究に関する件 ・卒業式(学位記授与式)に関する件 ・教員人事に関する件 ・研究所等構成員に関する件
平成25年1月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回AO入試合否判定に関する件 ・平成25年度カリキュラム改訂に関する件

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度教員業績評価の実施に関する件 ・平成 24 年度活動報告書執筆に関する件 ・高校生のための歌曲コンクール開催に関する件 ・教員人事に関する件 ・平成 25 年度入学式に関する件
平成25年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度一般前期入試合否判定に関する件 ・平成 25 年度長期履修学生入試合否判定に関する件 ・平成 25 年度転コース試験合否判定に関する件 ・平成 25 年度転専攻試験合否判定に関する件 ・平成 25 年度編入学試験合否判定に関する件 ・平成 25 年度カリキュラム変更に関する件 ・ティーチングアシスタントの受入れ申請・選考に関する件 ・教員免許更新講習実施に関する件 ・オープンキャンパス概要に関する件 ・教員人事に関する件
平成25年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 7 回 AO 入試合否判定に関する件 ・長期履修学生入試合否判定に関する件 ・平成 26 年度入試給費生作文出題委員に関する件 ・平成 25 年度科目等履修生募集要項に関する件 ・平成 24 年度単位互換派遣学生の単位認定に関する件 ・平成 25 年度単位互換提供科目に関する件 ・平成 25 年度オリエンテーション日程に関する件 ・教員業績評価実施要綱の変更及び教員業績評価委員会の委員に関する件 ・平成 26 年度入学試験等日程に関する件 ・教員人事に関する件 ・兼職願に関する件
平成25年3月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度卒業・修了・資格付与等の判定に関する件 ・平成 24 年度受賞者に関する件 ・科目等履修生の単位認定に関する件 ・学籍異動に関する件 ・平成 25 年度受験講習会に関する件 ・平成 25 年度広報行事に関する件 ・平成 26 年度学生生徒納付金等に関する件 ・教員人事に関する件
平成25年3月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度卒業・修了合否判定に関する件 ・平成 25 年度一般後期入試合否判定に関する件 ・平成 25 年度研究生試験合否判定に関する件 ・科目等履修生合否判定に関する件 ・平成 26 年度入試要項に関する件 ・学籍異動に関する件 ・科目名変更に関する件 ・学部・短大 FD 合同研修会に関する件 ・3 つのポリシーと学習成果作成に関する件 ・規程等の変更に関する件 ・教員人事に関する件
平成25年3月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・教員人事に関する件 ・平成 25 年度教学組織・教学運営組織に関する件 ・平成 25 年度クラス担任に関する件 ・ティーチングアシスタントに関する件 ・学籍異動に関する件

教授会の議事録は総務部総務課が執筆を担当し、総務部長の確認の後、学長へ報告している。その書類は学長のほか2名が署名捺印し、保管をしている。またその議事録は専任教員全てに配布され、教員間で内容の共有化が図られている。

本学における三つの方針は、3つのポリシーとして定められている。平成25年3月10日の

教授会において「3つのポリシーと学習成果作成に関する件」を審議し、了承している。これは点検・評価委員会及び教務委員会等で検討された上で教授会に諮られており、教授会は3つのポリシーを認識している。

本学では、併設する昭和音楽大学と同一キャンパスに設置され、教育研究の分野が共通性を有することに鑑み、両校の教育研究に関する必要事項について審議・協議するため短期大学・大学各教授会のもとに教学組織として、昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程に基づき学科・専攻・コースなどの専門分野別に協同の部会を設置している。また、当該部会に係わる専門分野のうち特定の分野に関連する事項について、審議と意見の交換及び実施に必要な事項を協議するため当該分野に関する分科会を設けている。

【平成25年度に設置する部会・分科会（教学組織）】

部会名	部会規程	短期大学部における主な業務
作曲部会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程	デジタルミュージックコースの教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議・運営する
ピアノ部会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程	ピアノコースの教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議・運営する
電子オルガン分科会		電子オルガンコースの教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議する
弦管打楽器部会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程	弦管打楽器コース、吹奏楽コースの教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議・運営する
声楽部会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程	声楽コースの教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議・運営する
オペラ・合唱分科会		合唱、合唱指導者コースの教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議する
ジャズ・ポピュラー音楽部会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程	ポピュラー音楽コースの教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議・運営する
バレエ分科会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程	バレエコースの教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議する
音楽芸術・音楽教養分科会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程	音楽芸術コースの教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議する
音楽と社会分科会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程	音楽と社会コースの教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議する
音楽学分科会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程	音楽学分野の科目の教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議する
ソルフェージュ分科会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程	ソルフェージュ科目の教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議する
芸術特別研究分科会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程	芸術特別研究の教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議する
音楽活動研究分科会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程	音楽活動研究の教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議する
一般教育分科会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程	一般教育科目の教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議する

資格課程分科会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程	教職課程、社会教育主事、司書課程に関する科目の教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議する
外国語分科会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部部会規程	外国語科目の教育研究に関する事項について必要な事項を審議・協議する

教学運営組織である委員会についても、併設する昭和音楽大学と協同して審議・検討・実施することが教育的に効果的である。このことから、基本的には教授会のもとに協同で下記のとおり委員会を置き、各委員会規程を定め、適切に運用している。委員会には、必要に応じてその職務のうち特定の分野について審議するため作業部会を置いている。

【平成 25 年度に設置する委員会（教学運営組織・キャリア支援センター）】

委員会名	委員会規程	主な職務
点検・評価委員会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部点検・評価委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> 点検・評価委員会規程第 2 条に定める事項についての自己点検・評価項目の設定、変更、実施計画を行うこと 点検・評価委員会規程第 2 条に定める項目について調査、自己点検・評価を行うこと 自己点検・評価に基づく報告書の作成及び教授会及び理事会への提出並びに公表に関すること 自己点検・評価の結果、改善を必要とする事項のある場合は改善計画を提言すること 第三者評価（認証評価）に関すること
点検評価小委員会		<ul style="list-style-type: none"> 点検・評価項目及び実施計画に関すること 点検・評価の実施に関すること 点検・評価の報告書の作成・公表に関すること
学部・短大 FD 委員会	昭和音楽大学短期大学部 FD 委員会規程 (昭和音楽大学音楽学部 FD 委員会規程は別に定める)	<ul style="list-style-type: none"> 授業内容及び方法等の改善を図るための研修と研究の企画立案と実施に関すること 教員の資質向上のための研修と研究に関すること 学生による授業評価アンケートに関すること
学部・短大教務委員会	昭和音楽大学短期大学部教務委員会規程 (昭和音楽大学音楽学部教務委員会規程は別に定める)	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程に関すること 授業計画に関すること 試験（入学試験を除く）に関すること 学籍その他の記録に関すること
時間割検討作業部会 シラバス作業部会		<ul style="list-style-type: none"> 時間割の立案・調整に関すること シラバスの立案・調整に関すること
海外研修委員会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部海外研修委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> 海外研修に関する企画・立案・実施に関すること 海外研修運用上の問題点の把握、対策に関すること
学生生活委員会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部厚生委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> 学生の福利厚生に関すること 学生のカウンセリングに関すること 学生会活動に関すること 学生の課外活動に関すること 日本学生支援機構奨学金に関すること 学生寮、アパート等学生の居住に関すること 学生の賞罰に関すること

ハラスメント対策委員会 ----- ハラスメント対策 作業部会	昭和音楽大学・昭和音楽大学 短期大学部ハラスメント対 策委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの防止に関すること ・ハラスメント防止についての広報・啓蒙及び 研修に関すること ・ハラスメント行為の調査に関すること ----- <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの防止に関する事項を検討する ・ハラスメントの防止・調査の事務を担当する
演奏委員会	昭和音楽大学・昭和音楽大学 短期大学部演奏委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> ・学内外の演奏会の企画、管理、指導に関する こと ・研究発表及び各種演奏会に関すること ・学生の学内外の演奏に関すること ・演奏会の準備並びに進行に関すること
図書委員会	昭和音楽大学・昭和音楽大学 短期大学部図書委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> ・図書及び資料の収集、選択、管理等に関する こと ・図書館に関する諸規程の制定・改廃に関する こと ・研究紀要に関すること
入試広報委員会	昭和音楽大学・昭和音楽大学 短期大学部入試広報委員会 規程	<ul style="list-style-type: none"> ・学生募集に関する広報活動の基本方針に関す ること ・学生募集に関する広報の企画及び調整並びに 施策実施に関すること ・本学広報紙の編集、作成に関すること
入試委員会	昭和音楽大学・昭和音楽大学 短期大学部入試委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験の基本方針の立案および調整に関す ること ・入学試験の出題・採点及び面接委員等の選考 に関すること ・入学試験要項の作成に関すること
キャリア支援センター	昭和音楽大学・昭和音楽大学 短期大学部キャリア支援セ ンター規程	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育および進路支援体制の整備に関 すること ・キャリア教育および進路支援に係る広報に関 すること ・キャリア教育の企画・実施に関すること ・キャリア教育の調査・分析に関すること ・キャリア教育に係る部会・分科会・委員会と の連絡調整および連携に関すること ・進路支援に係る事業の企画・実施に関すること ・進路支援の調査・分析に関すること ・進路支援に係る学内外の関係機関との連絡調 整および連携に関すること。 ・求人企業開拓の企画・実施に関すること ・求人情報の受付、提供および管理に関すること ・学生の進路相談に関すること ・既卒者の情報収集・支援に関すること

【平成 25 年度に設置する委員会（その他の組織）】

委員会名	委員会規程	主な審議事項
昭和音楽大学短期大学部学長 候補者選考委員会	昭和音楽大学短期大学部学 長選考規程	・短期大学部学長候補者の選考
教員人事委員会	昭和音楽大学・昭和音楽大学 短期大学部教員人事委員会 規程	・教員の採用、異動、昇格、賞罰の審議
共同研究促進委員会	昭和音楽大学・昭和音楽大学 短期大学部共同研究費規程	<ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマ及び目的 ・研究の期間 ・研究組織

		<ul style="list-style-type: none"> 研究経費
研究論文刊行促進委員会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究論文刊行促進費規程	<ul style="list-style-type: none"> 研究のテーマおよび目的 研究の期間 研究経費
昭和音楽大学研究倫理委員会	昭和音楽大学研究倫理委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> 研究倫理規範および研究倫理規程の運用、解釈に関する事項 研究倫理規範および研究倫理規程の改廃に関する事項 研究成果有体物の情報公開または提供に関する事項 学長の諮問事項
奨学生選考委員会	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人東成学園貸与奨学金規程 昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部給付奨学金規程 昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部遠隔地出身学生支援奨学金規程 昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部外国人留学生奨学金規程 激甚災害に伴う学納金等減免規程 	<ul style="list-style-type: none"> 奨学生の選考 給付奨学生の選考 遠隔地奨学生の選考 外国人奨学生の選考 授業料減免の選考
給費生選考委員会	<ul style="list-style-type: none"> 昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部給費生選考規程 昭和音楽大学大学院給費生選考規程 	<ul style="list-style-type: none"> 給費生の選考
応急奨学生選考委員会	学校法人東成学園応急貸与奨学金規程	<ul style="list-style-type: none"> 奨学生の審査
特別活動奨学生選考委員会	学校法人東成学園特別活動奨学金給付規程	<ul style="list-style-type: none"> 奨学生の選考及び取消
利子補給審査委員会	学校法人東成学園利子補給規程	<ul style="list-style-type: none"> 利子補給申請の審査
防火対策委員会	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部防火管理規程	<ul style="list-style-type: none"> 消防計画及び実施 防火に関する諸規程の制定及び改廃 設備の改善強化 防火上の調査研究
衛生委員会	衛生委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関する事 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事 労働災害の原因および再発防止対策に関する事 安全・衛生に関する規程の作成に関する事 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関する事 安全・衛生教育の実施計画の作成に関する事 作業環境測定の結果およびその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事 定期に行われる健康診断で医師の診断、診察

		<p>または処置結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の健康保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること ・長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること ・教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること ・厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官または労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告または指導を受けた事項に関すること
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

教学組織や教学運営組織などの規程が、実態に即しているかを確認する必要がある。

[テーマ]

基準Ⅳ-C ガバナンス

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

監事は「学校法人東成学園寄附行為」に基づいて適切に業務を行っている。評議員会、理事会への出席、決算の資金収支などの調査、諸会議の議事録などの調査、業務執行状況や財産の状況についても監査している。

監査内容を基に、当該会計年度終了後2ヶ月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会で監査報告書として報告している。

評議員会は、理事会の諮問機関として位置づけられ「学校法人東成学園寄附行為」第24条で定めるとおり選任されている。

決議諮問の事項は、私立学校法第42条の評議員会の職務と権限に基づいて定め、適切に運用をしている。

中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画策定と予算編成に関しては、翌年度予算作成基本方針を決定した後、事業計画書をもとにした教学関係予算ヒアリングを行い、各予算単位の長及び各部署の長との2回のヒアリングを経て、学内最終原案を作成する。その後、定例の運営委員会、評議員会の審議を経て、理事会で決定される。

予算成立後は、経理部より各部署の所属長あてに予算決定書により、速やかに通知している。

予算執行は経理システムで管理されている。本学が採用している経理システムは、学校法人会計基準で求められている形態分類で決算処理していくものである。各予算部署が主体的に執行・管理・分析・評価することが可能な体制になっている。

また各部署での執行を適正に行うため、高額のの支払を伴う契約・購入の際は、「東成学園稟議規程」にしたがい、承認の申請を行う。

中間決算の状況を参考に、補正予算が必要な時は運営委員会、評議員会の審議を経て理事会で決定している。

日常的な出納業務は、「経理規程」及び「経理規程細則」に基づいて円滑に実施され、予算の執行状況等の理事長への報告は、経理業務責任者である経理部長より月次決算をもって行われている。

本学では経理システムにより予算執行と振替伝票（決算処理）を連結することで適切な会計処理を担保している。

学校法人会計基準に基づく財務諸表の作成は、資金収支計算書をはじめ上記経理システムを通して作成される。最終責任者としての経理課が一括して処理する体制は、会計処理の適切性を担保し、監査法人との連携により正確な決算を実現している。

監査法人の監査は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく計算書類の監査をしている。監査の結果は、監査意見を含めて監査報告書で通知されている。なお監査時に気づいた点等は、別途覚書により示され、直ちに改善策を当該部署が提出するなど業務改善につなげている。

資産及び資金の管理と運用は、経理システム、資産管理システムによりなされている。また「資金運用規程」、「東成学園経理規程固定資産細則」等の規程を定めている。資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

寄付金募集は、募集を始めた。学校債は発行していない。

試算表や補助簿など財務関連書類を毎月適時に作成し、経理部長を経て理事長に報告している。

財務情報は、ウェブサイトで計算書類、事業報告書、監査報告書を公開している。また、開示希望者には事務室で閲覧出来るようにしている。教育情報に関しても、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、ウェブサイトで公開している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

監事の業務や財産の状況の「監査」と、監査法人による「監査」との情報交換ができる場を作る。

予算額と決算額の乖離を改善するため、翌年度の予算作成の際は、当年度の予算額及び補正予算額を基準にするのではなく、前年度の実績額を基準に作成することで、厳密な予算編成を実現する。

[区分]

基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

監事に関する規程は「学校法人東成学園寄附行為」第5条に監事の人数、第7条に監事の選任、第15条に監事の職務を定め、規程に基づいて適切に業務を行っている。

本学には2名の監事があり、評議員会、理事会に出席している。監事は決算原案が出来上がった時点で、会計帳簿書類（資金収支計算書他）を閲覧し、決算の資金収支、消費収支、資産負債の状況ならびに計算書類の準拠性、現在高確認、保全状況などの調査を行っている。また諸会議の議事録などの調査を行い、業務執行状況や財産の状況についても監査し

ている。この監査内容を基に、2ヶ月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会で監査報告書として報告している。

監事は、経理責任者に対して決算概要の聴取や質疑を行うことで、理事の業務執行状況も確認しており、監事としての役割を十分に果たしている。

また監事は年2回（11月、5月）の監査法人による監査に立ち会い、意見交換を行っている。さらに経営責任者、経理責任者、監査法人、監事による連絡会議を開催し、監査機能の充実に努めている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

監事の業務や財産の状況の「監査」と、監査法人による「監査」とのさらなる連携が必要である。

基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

評議員会は、理事会の諮問機関として位置づけられ、19名の評議員で構成されている。19名の評議員は、「学校法人東成学園寄附行為」第24条で定めるとおり、(1)この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者8名、(2)この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者のうちから、理事会において選任した者6名、(3)学識経験者のうちから、理事会において選任した者5名である。

決議諮問の内容は、以下の項目のとおりであるが、(1)から(4)に掲げる事項については、評議員会の決議を求め、(5)から(8)の事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないと定めている。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

上記の決議諮問事項は、私立学校法第42条の評議員会の職務と権限に基づいて定め、適切に運用をしている。平成24年度は下記のとおり開催した。

【平成24年度 評議員会実績（6回）】

開催日時	主な議案	出席者	定数
平成24年5月9日	・大学院博士後期課程認可申請に関する件	19	19
平成24年5月30日	・平成23年度事業報告承認に関する件 ・平成23年度決算案承認および監査報告に関する件 ・寄附金の募集に関する件	19	19

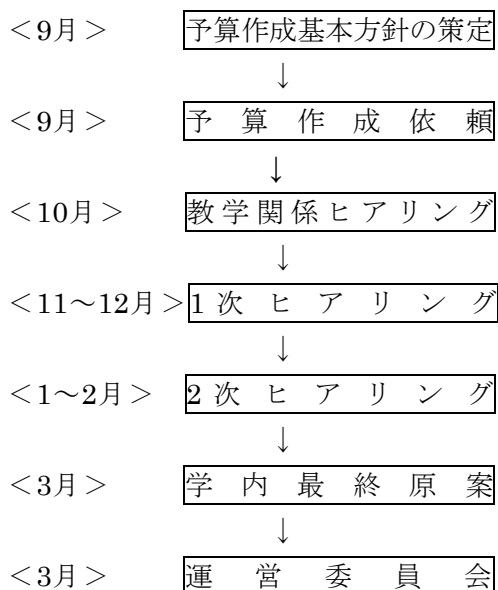
平成24年6月19日	・寄附金募集概要(修正案)に関する件	19	19
平成24年8月21日	・厚木校地・校舎、一部売却に関する件 ・旧東成学寮等の賃貸借契約の変更および転貸借契約等に関する件 ・補正予算に関する件	19	19
平成24年12月12日	・校地変更に関する件 ・平成24年度補正予算案承認に関する件	19	19
平成24年3月13日	・昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部の平成26年度学納金に関する件 ・平成25年度事業計画承認に関する件 ・平成25年度予算案承認に関する件 ・財務に関する中長期計画に関する件 ・資金運用計画に関する件 ・諸規程変更に関する件 ・平成25年度入学試験に関する件	18	19

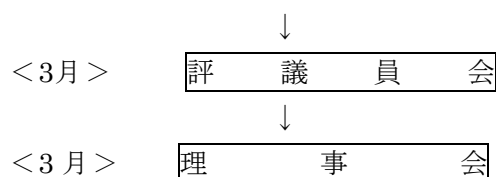
(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

今後も評議員会を適正に継続・維持していく。

基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。**

中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画策定と予算編成に関しては、翌年度予算作成基本方針を運営委員会で決定した後、教学関係予算ヒアリングで各部会及び分科会、研究所等から提出された事業計画書をもとに説明を聞き、さらに事務局で検討、各部会等と調整している。理事長は、各予算単位の長及び各部署の長との1次ヒアリング、2次ヒアリングを経て、検討後、学内最終原案を作成する。その後、定例の運営委員会、評議員会の審議を経て、理事会で決定される。

【予算編成のスケジュール】



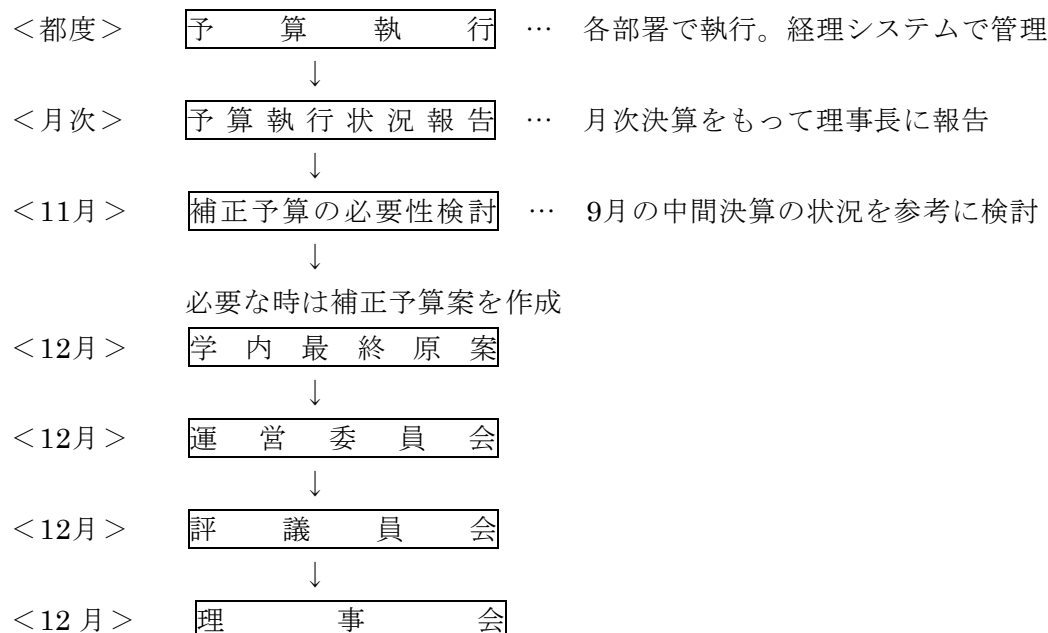
予算成立後は、経理部より各部署の所属長あてに予算決定書（予算申請書に決定額を記載）により、速やかに通知している。

予算執行は経理システムで管理されている。本学が採用している経理システムは、業務目的別予算で執行入力して管理し、学校法人会計基準で求められている形態分類で決算処理していくものである。各予算部署が主体的に執行・管理・分析・評価することが可能な体制になっている。

また各部署での執行を適正に行うため、「東成学園稟議規程」により、50万円以上の支払を伴う契約・購入の際は、稟議書に起案事項を記載し、関連部署の審議を経て、決裁者に承認を申請することと規定している。決裁者も稟議事項によって明確に定め、50万円以上100万円未満は総務部長、100万円以上500万円未満は事務局長、500万円以上は理事長としている。50万円未満の執行に関しては所属長が決裁者となる。このことで予算が適正に執行できる体制を整えている。

さらに9月末日での中間決算の状況を参考に補正予算の必要性を検討し、補正予算が必要な時は運営委員会、評議員会の審議を経て理事会で決定している。

【予算執行に関するスケジュール】



日常的な出納業務は、「経理規程」及び「経理規程細則」に基づいて円滑に実施され、予算の執行状況等の理事長への報告は、経理業務責任者である経理部長より月次決算をもって行われている。

本学では経理システムにより予算執行と振替伝票（決算処理）を連結することで適切な

会計処理を担保している。

学校法人会計基準に基づく財務諸表の作成は、資金収支計算書をはじめ上記経理システムを通して作成され、日々の振替伝票確認の積み重ねの結果である。最終責任者としての経理課が一括して処理する体制は、会計処理の適切性を担保し、監査法人（公認会計士）との連携により正確な決算を実現している。

監査法人の監査は、年間を通し、平成24年度は延べ18日のスケジュールで監査契約を結び、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく計算書類の監査をしている。監査事項として、計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）他の会計帳簿書類の確認のほか、理事会・運営委員会他の議事録をもとに取引内容と会計処理について監査している。監査の結果は、監査意見を含めて監査報告書で通知されている。なお監査時に気づいた点等は、別途覚書により示され、その内容については、直ちに改善策を当該部署が提出するなど業務改善につなげている。

資産及び資金の管理と運用は、経理システム、資産管理システムによりなされている。また「資金運用規程」、「東成学園経理規程固定資産細則」等の規程を定めている。資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

寄付金募集は、従来行ってこなかったが、平成24年10月から募集を始めた。また学校債は発行していない。

試算表や補助簿など財務関連書類を毎月適時に作成し、経理部長を経て理事長に報告している。

財務情報は、ウェブサイトで計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録）、事業報告書、監査報告書を公開している。また、開示希望者には事務室で閲覧出来るようにしている。さらに、年度毎に図表を使用し、わかりやすい表現で説明文を付している。

教育情報に関しても、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、ウェブサイトで公開している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

予算額と決算額に乖離がある傾向が見られるため、対応が必要である。

◇基準Ⅳについての特記事項

(1)以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項

特になし

(2)特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項

特になし